

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第 1 日（9 月 5 日 木曜日）	
議事日程表（第 1 号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再開（開議）	7
会議録署名議員の指名	8
審議期間の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	1 1
議案説明	
報告第 6 号 平成 3 0 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	2 0
報告第 7 号 平成 3 0 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	2 2
報告第 8 号 平成 3 0 年度 I K I P A R K M A N A G E M E N T 株式会社に係る経営状況の報告について	2 3
報告第 9 号 平成 3 0 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	2 4
報告第 1 0 号 平成 3 0 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	2 5
報告第 1 1 号 平成 3 0 年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	2 6
報告第 1 2 号 平成 3 0 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	2 6
議案第 1 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2 8
議案第 1 4 号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	2 9

議案第 1 5 号	壱岐市税条例等の一部改正について	3 0
議案第 1 6 号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	3 1
議案第 1 7 号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	3 1
議案第 1 8 号	気候非常事態宣言について	3 2
議案第 1 9 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 3 号）	3 3
議案第 2 0 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 6
議案第 2 1 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
議案第 2 2 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 7
議案第 2 3 号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	3 8
議案第 2 4 号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	3 9
認定第 1 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	3 9
認定第 2 号	平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	4 0
認定第 3 号	平成 3 0 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	4 1
認定第 4 号	平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 2
認定第 5 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 2
認定第 6 号	平成 3 0 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 3
認定第 7 号	平成 3 0 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 4
認定第 8 号	平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて	4 6
要望第 1 号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要 望	4 9

第 2 日（9 月 1 0 日 火曜日）

議事日程表（第２号）	5 1
出席議員及び説明のために出席した者	5 2
議案に対する質疑	
報告第６号 平成３０年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	5 3
報告第７号 平成３０年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	5 3
報告第８号 平成３０年度ＩＫＩ PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	5 3
報告第９号 平成３０年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	5 3
報告第１０号 平成３０年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	5 3
報告第１１号 平成３０年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	5 3
報告第１２号 平成３０年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5 3
議案第１３号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 0
議案第１４号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	7 0
議案第１５号 壱岐市税条例等の一部改正について	7 0
議案第１６号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	7 0
議案第１７号 壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	7 0
議案第１８号 気候非常事態宣言について	7 0
議案第１９号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第３号）	7 4
議案第２０号 令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	7 4
議案第２１号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	7 4
議案第２２号 令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第１号）	7 4

議案第 23 号 令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	7 4
議案第 24 号 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	7 4
認定第 1 号 平成 30 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 2 号 平成 30 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 3 号 平成 30 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 4 号 平成 30 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 5 号 平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 6 号 平成 30 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 7 号 平成 30 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	7 5
認定第 8 号 平成 30 年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	7 5
委員会付託（議案）	7 5
予算特別委員会の設置	7 6
決算特別委員会の設置	7 6
要望第 1 号 地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	7 6
委員会付託（要望）	7 6
第 3 日（9 月 11 日 水曜日）	
議事日程表（第 3 号）	7 9
出席議員及び説明のために出席した者	7 9
一般質問	8 0
2 番 山内 豊 議員	8 0
5 番 土谷 勇二 議員	9 3
1 番 山川 忠久 議員	1 0 1

15番 赤木 貴尚 議員	112
--------------------	-----

第4日（9月12日 木曜日）

議事日程表（第4号）	121
出席議員及び説明のために出席した者	121
一般質問	122
4番 清水 修 議員	122
11番 鵜瀬 和博 議員	131
6番 久保田恒憲 議員	134
13番 市山 繁 議員	157

第5日（9月13日 金曜日）

議事日程表（第5号）	171
出席議員及び説明のために出席した者	171
一般質問	172
10番 町田 正一 議員	172
3番 植村 圭司 議員	179
7番 音嶋 正吾 議員	193

第6日（9月25日 水曜日）

議事日程表（第6号）	203
出席議員及び説明のために出席した者	204
委員長報告、委員長に対する質疑	205
議案に対する討論、採決	
議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	209
議案第14号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	209
議案第15号 壱岐市税条例等の一部改正について	209
議案第16号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	209
議案第17号 壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	209
議案第18号 気候非常事態宣言について	209

議案第 19 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 3 号）	2 1 0
議案第 20 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 1 0
議案第 21 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 1 0
議案第 22 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 1 0
議案第 23 号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	2 1 0
議案第 24 号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 1 0
認定第 1 号	平成 30 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 2 号	平成 30 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 3 号	平成 30 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 4 号	平成 30 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 5 号	平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 6 号	平成 30 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 7 号	平成 30 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 0
認定第 8 号	平成 30 年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	2 1 0
要望第 1 号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	2 1 0
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		2 1 1
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 1 1
議案第 25 号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更について	2 1 2
議員派遣の件		2 1 3
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		2 1 4

議案第 2 6 号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 4 号）	2 1 4
市長の挨拶	2 1 6
散 会	2 1 7
資料	
議員派遣の件	2 1 9

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議を、次のとおり開催します。

令和元年 8 月 29 日

壱岐市議会議員 豊坂 敏文

1 期 日 令和元年 9 月 5 日（木）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2 F）

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9 月 5 日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9 月 6 日	金	休 会	○発言（質疑）通告書提出期限（正午まで）
3	9 月 7 日	土		（閉庁日）
4	9 月 8 日	日		
5	9 月 9 日	月		
6	9 月 10 日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託） （午後 1 時 30 分開催）
7	9 月 11 日	水		○一般質問
8	9 月 12 日	木		○一般質問
9	9 月 13 日	金		○一般質問
10	9 月 14 日	土	休 会	（閉庁日）
11	9 月 15 日	日		
12	9 月 16 日	月		
13	9 月 17 日	火	委員会	○常任委員会
14	9 月 18 日	水		○予算特別委員会
15	9 月 19 日	木		○決算特別委員会
16	9 月 20 日	金		○決算特別委員会
17	9 月 21 日	土	休 会	（閉庁日）
18	9 月 22 日	日		
19	9 月 23 日	月		
20	9 月 24 日	火		（議事整理日）
21	9 月 25 日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○散会

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 6 号	平成 3 0 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 7 号	平成 3 0 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 8 号	平成 3 0 年度 I K I P A R K M A N A G E M E N T 株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 9 号	平成 3 0 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 1 0 号	平成 3 0 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 1 1 号	平成 3 0 年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9 / 10)
報告第 1 2 号	平成 3 0 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9 / 10)
議案第 1 3 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 4 号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 5 号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 6 号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 7 号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 8 号	気候非常事態宣言について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 1 9 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算 (第 3 号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 0 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 1 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 2 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 3 号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 4 号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 25)
認定第 1 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 (9 / 25)

令和元年杵岐市議会定例会 9 月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第 2 号	平成 3 0 年度杵岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 3 号	平成 3 0 年度杵岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 4 号	平成 3 0 年度杵岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 5 号	平成 3 0 年度杵岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 6 号	平成 3 0 年度杵岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 7 号	平成 3 0 年度杵岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
認定第 8 号	平成 3 0 年度杵岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 25)
要望第 1 号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	総務文教厚生常任委員会 不採択	不採択 (9 / 25)
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9 / 25)
議案第 2 5 号	杵岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更について	省 略	原案のとおり可決 (9 / 25)
議案第 2 6 号	令和元年度杵岐市一般会計補正予算（第 4 号）	省 略	原案のとおり可決 (9 / 25)

令和元年杵岐市議会定例会 9 月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	5	5				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	7	7				発議(意見書)				
その他	3	3				決議・その他				
報告	7	7				計				
決算認定 (内前回継続)	8	8				請願・陳情等 (内前回継続)	1		1	
計	30	30				計	1		1	

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議 員 氏 名	質 問 事 項	ページ
9 月 11 日 (水)	1	山内 豊	下水道整備の今後について	80～92
			e スポーツについて	
			郷ノ浦港フェリーターミナル内への A T M 設置について	
	2	土谷 勇二	危険ため池について	93～101
			環境問題について	
			安全、安心のまちづくりについて	
	3	山川 忠久	国土強靱化地域計画策定について	101～112
			インド企業誘致について	
			H P V ワクチンについて	
	4	赤木 貴尚	郷ノ浦港周辺の環境整備について	112～120
9 月 12 日 (木)	5	清水 修	第 3 次壱岐市総合計画の策定について	122～131
			芦辺中学校の新校舎への移転について	
	6	鵜瀬 和博	スポーツ環境の整備充実について	131～145
			フェリー、J F ターミナルの周辺整備について	
			磯焼け対策について	
	7	久保田恒憲	市職員の働き方改革は	145～157
			福岡事務所の閉鎖と東京事務所の開設について	
			計画的な道路管理を	
	8	市山 繁	次期壱岐市長選挙出馬表明について	157～169
			壱岐空港の整備について	
			サンドーム壱岐の跡地利用について	
9 月 13 日 (金)	9	町田 正一	急傾斜の防災対策について	172～179
			小式・大久保住宅の建設は	
	10	植村 圭司	タイワンリス撲滅対策の徹底について	179～192
			入札制度改革について	
			幼児保育無償化について	
			東京壱岐事務所の活用方法について	
	11	音嶋 正吾	特定有人国境離島地域の社会問題について	193～202

令和元年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和元年 9 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第 2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 報告
日程第 5	報告第 6 号	平成 3 0 年度壱岐空港ターミナルビル株式 会社に係る経営状況の報告について 総務部長 説明
日程第 6	報告第 7 号	平成 3 0 年度株式会社壱岐カントリー倶楽 部に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第 7	報告第 8 号	平成 3 0 年度 I K I P A R K M A N A G E M E N T 株式会社に係る経営状況の報告 について 企画振興部長 説明
日程第 8	報告第 9 号	平成 3 0 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振 興公社に係る経営状況の報告について 農林水産部長 説明
日程第 9	報告第10号	平成 3 0 年度一般財団法人壱岐市開発公社 に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第10	報告第11号	平成 3 0 年度一般社団法人壱岐市ふるさと 商社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第11	報告第12号	平成 3 0 年度壱岐市財政健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について 財政課長 説明
日程第12	議案第13号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の 適正化等を図るための関係法律の整備に関 する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について 総務部長 市民部長 説明 消防長
日程第13	議案第14号	壱岐市印鑑条例の一部改正について 市民部長 説明
日程第14	議案第15号	壱岐市税条例等の一部改正について 市民部長 説明
日程第15	議案第16号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正に ついて 教育次長 説明
日程第16	議案第17号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正につい て 建設部長 説明
日程第17	議案第18号	気候非常事態宣言について 総務部長 説明

日程第18	議案第19号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	財政課長 説明
日程第19	議案第20号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第20	議案第21号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第21	議案第22号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第22	議案第23号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長 説明
日程第23	議案第24号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第24	認定第1号	平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第25	認定第2号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第26	認定第3号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第27	認定第4号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第28	認定第5号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第29	認定第6号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第30	認定第7号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第31	認定第8号	平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	建設部長 説明
日程第32	要望第1号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1 番	山川 忠久君	2 番	山内 豊君
3 番	植村 圭司君	4 番	清水 修君
5 番	土谷 勇二君	6 番	久保田恒憲君
7 番	音嶋 正吾君	9 番	小金丸益明君
10 番	町田 正一君	11 番	鶴瀬 和博君

12番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 赤木 貴尚君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和元年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申し出がありますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

既に、けさの新聞で御存じの方もあらうかと存じますが、9月4日、昨日でございます。市内の児童の顔や頭をつかむなどして軽傷を負わせたとして、傷害容疑で本市の男が逮捕される事案が発生しております。昨日、4日午後に事案の報告を受け、本市から壱岐警察署に通報、その後、男に対し警察による事情聴取が行われ、暴行を認めたため、緊急逮捕されたところであります。

近年、児童虐待などが大きな社会問題となっており、本市においてもこのような事案が発生したことは極めて遺憾であると思っております。

今後も、児童虐待事案等の早期発見、早期対応に、警察や関係機関と緊密な連携を図り、対応してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、去る9月3日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年壱岐市議会定例会9月会議の議事運営について協議のため、去る9月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信いたしておりますが、本日から9月25日までの21日間と申し合わせをいたしました。

本定例会9月会議に提案されます案件は、報告7件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、令和元年度補正予算関係6件、決算の認定8件、その他1件の合計27件となっております。

また、要望1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9月6日から9日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算・決算に関する発言の通告をされる方は、9月6日金曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

９月１０日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第１９号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第３号）及び認定第１号平成３０年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、予算及び決算について質疑される場合においても、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されますよう、あわせてお願いいたします。

９月１１日、１２日、１３日の３日間で、一般質問を行います。

９月１７日に各常任委員会を開催し、９月１８日は予算特別委員会、９月１９日、２０日は決算特別委員会を開催いたします。

９月２４日は議事整理日として休会し、９月２５日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に、人事案件１件、請負契約１件が追加議案として提出される予定ですが、委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が、令和元年壱岐市議会定例会９月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。９月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月２５日までの２１日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、９月会議の審議期間は、本日から９月２５日までの２１日間と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第３、諸般の報告を行います。

令和元年壱岐市議会定例会９月会議に提出され、受理した議案等は２７件、要望１件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

８月１９日から２０日にかけて、長崎市において開催された令和元年度長崎県市議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

会議では、令和元年度前期の事務報告、各市負担金の決定、各種会議の開催予定等の報告が行われ、各市から提出の２３議案及び九州市議会議長会、長崎県１３市共同提出の２議案について審議がなされ、それぞれ可決、決定がなされたところであります。

壱岐市からは、空路存続のため、有人国境離島新法に則った空港の整備についての議案を提出いたしております。

翌２０日には、長崎県市議会議長会議員研修会が開催され、法政大学副学長の廣瀬克哉氏を講師にお招きし、「地方議会改革に何が問われているのか」と題し、議会基本条例について、議会改革の成果や改革の主眼をどこに置くかなど、議会が今やるべきことについて等、講演が行われました。

次に、８月２１日に、同じく長崎市において開催された令和元年第２回長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

最初に、役員改選が行われ、小金丸前副会長を引き継ぎ、私が副会長に就任いたしました。

会議では、平成３１年２月から令和元年８月までの会務報告及び平成３０年度歳入歳出決算の報告が行われ、原案のとおり承認されました。

また、令和２年度の臨時総会の開催地は、本来であれば壱岐市の開催でありましたが、台風の影響により対馬市で開催できなかったことにより、再度、対馬市で開催されるように決定したところであります。

離島を取り巻く環境は、依然として厳しい状況であります。県下離島が抱えるさまざまな問題解決に向けて、各市町と協力し、国境離島新法を最大限に活用しながら、国、県に対して要望してまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、８月２１日に長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、植村圭司議員が出席をされております。

次に、８月２７日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会令和元年臨時会及び議員研修・全員協議会に、市山繁議員、久保田恒憲議員が出席をされております。

それぞれの会議の詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会９月会議において、議案等の説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第４．行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第４、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和元年壱岐市議会定例会９月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、８月２７日から３０日にかけて発生した大雨は、佐賀県内を中心に甚大な被害をもたらしております。本市でも、１時間雨量最大で４６ミリ、降り始めからの総雨量は最大で４１１ミリを記録し、壱岐空港では４８時間雨量と７２時間雨量が観測史上最大となり、５０年に１度の記録的な大雨になっているところがあると発表されました。

本市においては、８月２８日午後８時４５分に郷ノ浦町と石田町に避難勧告を発令し、同時に２カ所の避難所を開設いたしました。避難者は、合計で７世帯１４名となっております。

なお、今回の大雨により、現時点で、道路災害６件、河川災害１件、林地災害５件、農地及び農業施設災害５カ所が発生しておりますが、幸い人的被害は発生しておりません。

災害復旧を進めるとともに、今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

さて、近年、世界各地で気候変動による甚大な影響が顕在化する中で、本年８月１日に、認定特定非営利法人環境経営学会会長後藤敏彦氏から、**気候非常事態宣言**に関する声明が発表されました。

気候非常事態宣言とは、地球温暖化が人間社会と自然環境を危機的状況に追い込んでいるということを認識し、その問題解決に向けた活動に社会全体で取り組んでいくというものであります。

現在、この気候非常事態宣言を行う国や自治体は、欧米諸国等を中心に急速に拡大しており、世界１８カ国、９２７の自治体が宣言をしている状況であります。

一方、国内においては、気候非常事態宣言に関するメディア報道等も少ないため、宣言を表明した自治体はございません。

日本各地では、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても集中豪雨や水不足などの異常事態が発生しております。また、藻場の減少等により、基幹産業である漁業も深刻な影響を受けております。

このような状況から、本市は、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然環境にとって著しい脅威となっていることを認識するとともに、温暖化防止のための脱炭素化の実現に向けて、SDGs 未来都市として取り組む具体的な活動を示した気候非常事態宣言について、今回、議案

を提出をいたしております。

次に、本市では、地球温暖化防止対策の観点から、低炭素のしまづくりを標榜し、平成27年以降、**再生可能エネルギー**の導入拡大に関する取り組みを行ってまいりました。また、地球温暖化防止は、全地球規模での対策が喫緊の課題であり、SDGs推進の観点からも重要な取り組みであると考えております。

本市は、太陽光や風力などの地域独自のエネルギー資源に恵まれている一方で、九州本土と系統連携していないため、大規模な再生可能エネルギーの導入が困難な状況にもあります。

この状況を打開するために、出力制御等で無駄になってしまう再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、需要に合わせてエネルギーとして有効活用するため、水素実用化実証システムの導入に係る調査・設計業務を行うための所要の予算を計上しております。

このシステムの導入により、事業の効果や経済性についての裏づけを得た上で、2030年には本市でのエネルギーミックスにおける再生可能エネルギー導入比率24%を達成し、2050年までの早い段階で、再生可能エネルギー100%のしまづくりを目指してまいります。

次に、**まちづくり協議会の推進について**でございますが、市民皆様が主体となった協働のまちづくりの実現に向けて、小学校区を単位とした、まちづくり協議会の設立を進めております。

これまで、各地区公民館や小学校区単位での説明会を実施し、まちづくり協議会の設立に向けた手順等の説明を行ってまいりました。

その結果、幹事会が8地域、そのうち設立準備委員会が4地域で立ち上がり、集落支援員につきましても5地域で公募が実施されております。早い地域では、11月ごろをめどにまちづくり協議会の設立を目指し、協議が進められている状況であります。

今後も、SDGs未来課を中心に、全職員総力を挙げて、まちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、福島県檜葉町と壱岐市は、東日本大震災の復興業務支援を目的に、平成24年度から本市職員を派遣したことを契機とし、その後、両市町の小学校児童による交流が生まれ、平成28年には檜葉町町制施行60周年記念式典に合わせ、相互の交流、振興、活性化を図るため、防災・教育・経済友好交流宣言を結びました。

本年7月1日には、「壱岐焼酎で乾杯 in ならは」が開催され、官民合わせた交流も始まっており、また、本年7月22日から4泊5日の日程で檜葉町の子供たちが本市へ来島するなど、心の通った交流を続けております。

このようなことから、去る8月11日に、東日本大震災の鎮魂と復興の祈りを込めた花火大会「ライトアップニッポン」の趣旨に沿った「壱岐島ふるさと花火2019」が本市で開催されるに当たり、檜葉町から松本町長、青木町議会議長を初め関係皆様をお招きし、**友好都市提携調印**

式をとり行ったところであります。

今後、子供たちの交流はもとより、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習する機会をふやし、さまざまな分野において、両市町の友好のきずなを深めてまいります。

離島球児の夢舞台「国土交通大臣杯第12回全国離島交流中学生野球大会」通称「離島甲子園」でございますけれども、去る8月19日から22日まで、対馬市で過去最多となる25チーム参加のもと開催されました。

壱岐市選抜チームは、1回戦で八丈島選抜に5対3と逆転勝ちし、準々決勝では開催地である対馬ヤマネコボーイズに6対1、準決勝では鹿児島島の龍郷選抜に4対2と順調に勝ち進み、決勝戦に臨みましたが、石垣島ばいーぐるズに惜しくも1対3で敗れてしまいました。第6回大会以来の壱岐市選抜の3回目の優勝はかないませんでした。見事なチームワークで準優勝というすばらしい結果を残してくれました。

全国の離島の中学生が一堂に会した本大会に参加した壱岐市選抜チームは、野球を通じて「島」と「島」の交流を図り、友情を育むとともに粘り強さや強い心を持ち、島の活性化や社会で自立していく精神力を身につけてくれたことと思います。この経験を生かし、自分の夢や目標に向かって、子どもたちが大きく成長することを期待するものであります。

次に、第2次総合計画は、まち・ひと・しごと創生法の新たな枠組みの中、平成27年度から令和元年度までの5カ年計画として策定し、施策を推進してまいりました。

その間、本市では、有人国境離島法の制定、SDGs未来都市の選定、壱岐市自治基本条例の制定等、行政のみならず民間事業者や市民生活を取り巻く環境が大きく変化しております。

そのため、**第3次総合計画**では、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした総合戦略を包含し、さらに誰ひとり取り残さないというSDGs未来都市のビジョンを整合した計画の策定を進めております。

今後、計画案についてパブリックコメントを行い、広く市民皆様からの御意見を伺うこととしており、本年12月会議に議案として提出する予定であります。

次に、**逆参勤交代事業**でございますが、本市の政策顧問である松田智生氏が提唱されている逆参勤交代構想は、首都圏等の企業社員が期間限定かつ交代制で地方に勤務することで、働き方改革と地方活性化の同時実現を目指すものであります。

企業には生産性向上や新事業創出が、社員には通勤時間短縮や余暇時間増加がもたらされ、地方には地域文化の担い手の確保、オフィス・住宅の需要増、消費創出等が期待できるとされております。

今回、9月27日から29日にかけて、本市におきましてトライアル逆参勤交代を行うこととしており、参加者及び関係者17名が来島され、本市の課題である高齢化、人口減少問題等について

て、地元の方や移住者の方との討議を行い、参加者同士で課題解決プランを検討・提案していただくことといたしております。

次に、本年５月に、**空き家活用促進**担当の地域おこし協力隊として、藤木彩乃さんを委嘱いたしました。本市と協定を結んでおります芦辺浦の市民団体「たちまち」の皆さんと連携を図り、本年７月から「たちまち」のスペース内に空き家相談室イエマチを開所し、空き家相談、移住相談等の相談受け付けを行っているところであります。

市が抱える人口減少対策の一環として、市外からの移住者受け入れに伴う住環境の整備は喫緊の課題であり、その対策の１つとして、空き家を活用し、空き家所有者と移住希望者のマッチングを行うことで、官民一体となって課題解決を図ってまいります。

さて、平成２９年に発生した**農地・農業用施設等災害**につきましては、国庫補助金交付決定箇所の５２６地区中、昨年度までに２４２地区が完成しております。現在の進捗状況は、残りの２８４地区中２０６地区が発注済みとなっております。未発注の７８地区については、営農状況等を考慮し、早期の発注に努めてまいります。

平成３０年に発生した６４地区については、平成２９年災の発注完了後に、営農状況等を考慮し、順次発注する予定といたしております。関係農家の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、令和元年度災害につきましては、今後、国の査定を受け、早急に関係事務を進め、復旧工事に着手してまいります。

一方、**公共土木施設災害**につきましては、同年１２月から工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害２７９カ所全てを工事契約し、うち２５５カ所が完成いたしております。また、そのほか単独災害についても、８４カ所中７５カ所を契約し、うち６７カ所が完成をいたしております。

平成３０年発生災害は、国庫補助災害２８カ所でありましたが、６月中に工事発注を行い、２８カ所全てを契約し、順次復旧を進めているところでございます。

次に、**交流人口の拡大**についてでございますが、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年１月から７月末までの乗降客数累計は４２万２,１１９人、対前年比１０５％でありました。

本年度８月末現在の一支国博物館の入館者数につきましては５万３,７５７人となっており、７月２０日から開催されている山本二三先生の特別企画展の好評などもあり、対前年比１０９.２％となっております。

壱岐イルカパーク&リゾートは、新しい体験プログラムの導入やカフェメニューの充実など施設の魅力向上に努めており、４月２５日のリニューアルオープンから８月末までの約４カ月で

2万3,535人、うち島外から1万4,945人の御来園をいただいております。御参考までに、例年2万5,000人の入場者数であるところでございます。

8月には、2隻の大型客船が本市へ寄港いたしました。10日には508人のお客様を乗せた「ぱしふいっくびいなす」が、21日には367人のお客様を乗せた「につぼん丸」が郷ノ浦港新岸壁へ入港いたしました。

来る9月16日には、博多ヨットクラブ主催による第3回目となる壱岐・福岡ヨットレースの開催が予定されております。昨年から壱岐市長杯と冠して開催されており、今年も多くヨット愛好者の皆様に御来島いただけるものと期待をいたしております。

昨年度、好評をいただいたJR西日本とのタイアップ企画である「新幹線で壱岐にいきたい！」キャンペーンにつきまして、本年度も10月から2月までキャンペーンを実施していただけることとなり、京都や大阪を初め関西・中国地方から、多くの皆様に御来島いただけるものと期待しております。

また、8月3日には、「神々が宿る島・壱岐」の魅力を市民皆様や観光客に広くアピールすることを目的として、筒城浜ふれあい広場で行われる壱岐大大神楽公演にあわせ、隣接する白沙八幡神社を3,500個のLEDキャンドルでともす、初の参加型ライトアップイベント「かみあかりの夜〜まう、ともす、いのる〜」を開催いたしました。両イベントの相乗効果により、壱岐大大神楽も例年を大きく上回る観客でにぎわったところであります。

次に、**壱岐市東京事務所の開設について**でございます。

首都圏における本市の認知度は大変低い状況であるため、本市の観光地としての魅力と壱岐産食材の情報発信を推し進めるため、令和2年4月から、壱岐市東京事務所を開設したいと考えております。

東京事務所開設については、財政的な観点と費用対効果を鑑みたとき、高額な事務所の賃借料などが支障となっておりましたが、このたび東京壱岐雪州会の前会長を務められました株式会社ファウンテックの万谷正代表取締役社長の御厚意により、千代田区丸ノ内に所在する自社事務所の一部を壱岐市の事務所として利用して構わないとの御提案をいただき、借用させていただく方向で進めたいと考えております。

東京事務所の開設を契機として、首都圏における認知度向上、観光宣伝による交流人口の拡大と壱岐産食材の販売促進を図ってまいります。

また、壱岐市福岡事務所については、令和2年3月末をもって閉所する予定といたしております。福岡事務所は、平成23年4月の開所から、福岡市における本市の活動拠点施設として、ブログの開設やメディアを活用した情報発信、福岡市内でのイベント開催やサポートショップの開拓、壱岐産品を使用した食材フェアの実施など、福岡都市圏での本市の認知度向上に大きな役割

を果たしております。

しかしながら、福岡市は距離的にも近く、福岡事務所の業務のうち出張等で対応できる部分も多くあることから、閉所する判断をいたしました。

今後、これまで築き上げた本市の認知度向上に資する施策については観光課直轄業務として実施し、またサポートショップのフォロー体制を検討するなど、閉所によるデメリットを最小限に抑えるよう関係団体等と協議をまいります。

次に、10月19日開催の**壱岐ウルトラマラソン**の申し込みは、8月30日に応募を締め切り、速報値で、福岡県216人、長崎県137人を初め、北は北海道から南は沖縄まで38都道府県から、100キロメートルには463人、50キロには231人、計694人の方からエントリーをいただきましたが、昨年比34人の減でございます。

市全体で大会を盛り上げるため、例年同様、小学生には参加選手への手紙と応援のぼりの製作を、中学生と高校生には当日の給水所等の運営に協力をいただき、選手への激励を行うようにいたしております。

また、株式会社ファウンテック様、九州郵船株式会社様を初め、壱岐開発株式会社様、玄海酒造株式会社様、大塚製薬株式会社様、株式会社IHIエスキューブ様ほか、多くの企業から御協賛いただき、さまざまな面で御支援をいただいております。

壱岐全島を舞台とした一大イベントであり、大会の成功に向け万全の準備を進めておりますので、市民皆様を初め関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、**産業の振興**についてでございますけれども、まず**農業の振興**でございます。

今年は、30日間の降雨量100ミリ以下の干天日が4月下旬から6月中旬まで続き、農業用ダムやため池の貯水率が低下するなど、水不足による農作物の被害が心配されたため、干害対策の取りまとめを行い、干害応急対策事業を実施いたしました。その後、7月の降雨により回復傾向となっております。

こうした中、普通期水稻については、水不足のため一部の水田で田植えがおくれるなど生育がおくれぎみで、品質と収量の低下が懸念されております。早期水稻につきましては、気温が高く日照時間も確保でき、順調に生育してまいりましたが、8月末の大雨により、倒伏や収穫のおくれによる品質の低下が懸念されております。

葉たばこにつきましては、移植後の天候に恵まれ、病虫害の被害もなく、順調な生育となっております。収穫直前に立枯病が発生いたしましたけれども、影響も少なく、例年になく豊作で、反収290キロの収量が見込まれております。

肉用牛経営における子牛の販売につきましては、全国的な繁殖農家の減少に伴う素牛不足で、8月市も平均価格が81万3,000円と、6月市と比較して99.7%とほぼ同額となっております。

ます。県内他地域が下がっている中、依然高い水準を保っております。

有害鳥獣対策につきましては、郷ノ浦町初山地区においてイノシシの情報があり、ヌタ場が確認されましたので、センサーカメラ及びくくりわなを設置しております。今後、早期駆除に努めてまいります。

次に、**水産業の振興**につきましては、本年４月から７月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は６２９トンの３５．９％減、漁獲高は５億７，８００万円の３１．９％減と、漁獲量、漁獲高ともに大幅に減少しております。

また、市内５漁協の正組合員数は、平成３０年度末現在で昨年より３３名減の８８３名となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いておりますが、水産業の振興につきましては、今後も漁業者皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

今回、県営事業による郷ノ浦港、大島漁港の港湾漁港整備・改修工事による地元負担金及び勝本港黒瀬地区埋立事業に係る経費等について、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、去る８月１２日から１７日までの日程で、インド・バンガロールを山本啓介県議会議員とともに訪問いたしました。

本年１月１７日に、インドの企業２社が、こころ医療福祉専門学校壱岐校にインドからの留学生を仲介している一般社団法人シルバーピークジャパンとともに来島され、情報通信環境が整っている本市への企業進出を検討している旨、説明がありました。こうした熱心なアプローチを受け、企業誘致実現を推進するため、このたび**インド訪問**を行ったところであります。

現地では、ＩＴ関連企業７社と、本市への企業進出希望の表明及び本市の受け入れ環境の整備に係る覚書にそれぞれサインを行い、今後、企業進出の実現に向けた具体的取り組みを進めることで一致したところであります。これら一連の流れについて説明と協力依頼のため、来る９月６日に、あすでございますけれども、インド大使館を山本県議とともに訪問することといたしております。

また、現地では、まさに人材の宝庫である、ＩＴと機械工学で有名なグローバルアカデミィ大学を訪問し、日本に興味がある学生約４５０名と意見交換も行ったところであります。壱岐市の自然、食、文化等の魅力をお話しさせていただくとともに、光ケーブル網の整備による情報通信環境やテレワークの取り組み、有人国境離島法による振興策等についての説明を行い、学生からは離島である本市の情報通信環境と各種施策に驚きと大きな関心が寄せられたところであります。

インドでは、こうした学生に対し、プログラミングを初めとするさまざまなＩＴ教育に力を入れており、また日本への関心も高いことから、留学や移住による人材確保及び人材育成現場との

連携という意味でも大きな可能性を感じたところであります。

このほか、日本語学校、日本総領事館等においても、視察や意見交換を行うなど、極めて有意義なインド訪問になったところであります。

このような形で、インドの企業進出が実現すれば日本で初めてのケースであり、本市のＩＴ産業振興とともに、子供たちが日常的に英語やプログラミングの教育に触れる機会がふえるなど、教育面においても大きな波及効果が期待でき、ＩＴアイランド構想がさらに進展するものと考えております。

また、このことはＳＤＧｓの理念と一致するものであり、本市のＳＤＧｓ未来都市の推進にも大きな役割を果たすものと考えております。

今回のインド訪問を契機に、ＩＴ関連企業の誘致実現の取り組みをさらに加速してまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、**幼児教育・保育の無償化について**でございますけれども、本年１０月から施行される幼児教育・保育の無償化について、去る７月９日、壱岐の島ホール中ホールにおいて、小規模保育施設、認可外保育施設設置者を初め、幼稚園、保育所等の関係職員約１２０名に制度の説明を行いました。

その後、８月１９日から２２日までの４日間、町ごとに保護者向けの説明会を開催し、延べ５６０名以上の参加をいただくなど、周知に努めているところであります。

本制度は、満３歳の誕生日に達した以後の最初の４月１日を迎えた子供から就学前までの子供たちの幼稚園教育授業料及び保育料が無料となりますが、保育所や認定こども園等では、年収３６０万円未満の世帯に属する児童を除き、給食費を納入いただくこととなります。給食費の額については、現在調整を行っており、決定次第、お知らせいたします。

また、市民税非課税世帯に属する３歳未満児についても、保育料が無料となります。

今後、制度移行に滞りのないよう諸手続等を行うとともに、幼児教育・保育の質の向上と量の確保に努力してまいります。

次に、本年７月１日、壱岐医師会、エーザイ株式会社及び壱岐市の三者において、**認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定**を締結いたしました。

本協定につきましては、大手製薬会社であるエーザイ株式会社から、本市の重要施策の１つである認知症施策について提案をいただき、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを進める上でぜひ必要と判断し、締結に至ったものであります。

今後、この協定の締結により、認知症に対する正しい知識の普及啓発、認知症の早期発見、早期受診及び早期介入を実現する環境構築、認知症の予防、重症化予防、その他安心して暮らせる地域づくりを促進するための活動を効率的に推進することが可能となることから、さらなる取り

組みを進めてまいります。

また、本年度は第7期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホームの施設整備を図る予定であります。

事業者においては、近隣住民の皆様に対する説明会が9月上旬に予定されており、その後、建築業者の選定、着工となります。市といたしましても、年度末までの完成に向け、支援に努めてまいります。

次に、**教育**についてでございます。

本市では、平成26年に壱岐市通学路交通安全プログラムを策定し、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関が連携し、本プログラムに基づいて、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、通学路の整備に努めております。

平成30年5月に、新潟市で下校中の児童が殺害されるという事件を初め、全国各地で痛ましい事件が相次いで発生していることから、各学校等には、国が制定した登下校防犯プランに基づいて、登下校時における安全確保対策を講じるようにとの通知もなされました。

そのようなことから、本年7月、壱岐市通学路交通安全プログラムの取り組みを拡大し、防犯の面からの対策も充実すべく、**壱岐市通学路交通安全・防犯プログラム**を策定いたしました。

登下校時の防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会、学校、自治体の4者に加え、放課後児童クラブ、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠であり、壱岐市子供を守る地域連絡協議会を構成し、さまざまな情報を定期的に交換・協議し、必要に応じて合同点検を行うなど、児童生徒等が安心して登下校できる通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、**防災対策**についてでございますが、8月15日に西日本を縦断した台風10号が太平洋側地域を中心に大雨と暴風をもたらし、7月、8月で壱岐島に影響を与える台風が立て続けに3回接近しております。

7月の台風5号の折には、対馬及び五島で大雨特別警報が出される豪雨に見舞われるなど、大雨や台風が近年頻発していることから、本市においてもいつ自然の猛威に襲われてもおかしくない状況であることを再認識し、気を緩めることなく対応してまいります。

市民皆様におかれましても、備蓄品の準備、避難場所の確認など、未然の備えをお願いいたします。

なお、10月6日には、郷ノ浦新港一帯において、令和元年度壱岐市防災訓練を開催することといたしております。災害発生時における初動体制の確立、関係機関との連携等、実効性の高い訓練を行ってまいりますので、市民皆様にも御参加、御見学等をいただき、防災に対する知識及び意識の高揚につなげていただきたいと考えております。

ことしの夏も全国的に異常気象となり、市内では、8月末現在、19名の熱中症による患者を

救急搬送いたしております。

今後、残暑が厳しいことが予想されますので、市民皆様には小まめな水分補給を行うなど、引き続き体調管理に十分留意していただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案関係でございますが、本議会に提出した令和元年度補正予算の概要は、一般会計補正額2億8,970万円、各特別会計の補正総額6,958万6,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億5,928万6,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は250億1,400万円で、特別会計につきましては86億3,087万8,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成30年度各出資法人の経営状況等に係る報告6件、平成30年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の制定・改正に係る案件5件、気候非常事態宣言に係る案件1件、予算案件6件、平成30年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

日程第5．報告第6号～日程第31．認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告についてから、日程第31、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上27件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告及び議案等につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で、資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号で規定された法人でございます。

報告書の表紙をおめくりください。

1ページをお開き願います。1ページは庶務報告で、官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。（3）の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計487万7,664円、固定資産合計961万2,611円で、資産合計は1,449万275円となっております。

負債の部については、負債合計30万82円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高証明書の未払い金及び預り金でございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

資産の部については、株主資本合計1,419万193円で、負債・純資産合計は資産合計と同額の1,449万275円でございます。

4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が140万4,660円、販売費及び一般管理費188万1,498円で、営業利益はマイナス47万6,838円となっております。その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

営業外収益は、受取利息が預金利息の40円、雑収入が51万1,870円で、長崎県空港活性化推進協議会補助金及び落雷による被災保険金でございます。営業外収益の合計は51万1,910円です。

経常利益の3万5,072円から法人税等を含めまして、当期純利益が1万4,072円となります。

次に、5ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,417万6,000円、当期変動額合計が1万4,000円で、当期末残高1,419万円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ペー

ジは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 報告第7号及び報告第8号につきまして、続けて御説明を申し上げます。

まず、報告第7号平成30年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第36期営業報告書を添付しております。

1ページをお開き願います。3の当社の経営状況の欄をご覧ください。30年度の来場者数は6,701名で、前年度より191名増、前年比103%となっております。要因といたしまして、ビジター来場者の増加等により、5年ぶりに前年を上回る実績となっております。

2ページをご覧ください。8、従業員構成、9、会員状況は、記載のとおりであります。

3ページでございます。10、株式関係、11、株主状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円のうち、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%となっております。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が765万2,090円、固定資産が5,366万301円で、資産合計は6,131万2,391円となっております。

7ページをお開き願います。負債・純資産の部については、負債合計が811万7,761円、純資産合計が5,319万4,630円で、負債及び純資産合計は6,131万2,391円となっております。

次に、8ページ、損益計算書でございます。表中段の売上総利益が4,226万7,141円、販売費及び一般管理費は4,255万2,081円で、営業損失額は28万4,940円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、9ページに掲載しております。

営業外利益、特別利益等と合わせ、税引き後の当期純利益額は15万5,520円の黒字決算

となっております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

次に、報告第8号IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成30年11月9日に設立し、地方創生推進交付金を受け、イルカパークのリニューアルに向けた運営体制の整備、施設整備、プロモーションなどを行っております。

今期は、イルカパークの指定管理を受託する前の準備期間となりますので、入園料、体験料などの収入はございません。

資料3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が193万3,550円、固定資産が8万4,000円で、資産合計は201万7,550円となっております。

負債・純資産の部につきましては、負債合計が90万3,378円、純資産合計が111万4,172円で、負債及び純資産合計は201万7,550円となっております。

5ページをお開き願います。損益計算書でございます。

まず、売上高4,247万1,000円は、交付金事業のハード事業、施設整備に係る設計・施工の委託料でございます。

次に、販売・管理費は7,170万1,277円で、その詳細につきましては次ページで御説明をいたします。

次に、営業外収益の雑収入3,048万8,000円は、交付金事業のソフト事業に係る法人設立運営事業計画策定、飼育管理体制の強化、飼育環境の向上、新しい体験やアウトドア、カフェなどの商品開発、リニューアルに向けた情報発信プロモーションに関する補助金でございます。

特別損失、法人税等と合わせ、税引き後の当期純利益は11万4,172円となっております。

6ページをお開きください。販売費及び一般管理費明細書でございます。

主な支出は、今期は役員1名、従業員1名の2名体制で、この2名分の報酬、人件費、法定福利費、合わせて549万8,127円であります。

外注費6,090万1,600円の内訳は、管理棟の改修及びグッズなどを含む施設全体のグラウンドデザイン1,404万円、管理棟改修工事費3,176万2,912円、海の仕切り網等設置

工事費 1,038 万 9,600 円、その他海洋環境改善対策費、プロモーション事業費等でございます。

ほか、事業遂行に必要な消耗品、通信費、研修や営業のための旅費等でございます。

7 ページに、株主資本変動計算書を添付しております。

以上で、報告第 8 号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩します。再開を 11 時 10 分とします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第 9 号平成 30 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成 30 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2 ページ、3 ページをお開き願います。2 ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。3 ページは事業報告でございます。30 年度の事業概要は、アワビ種苗 5 万個を壱岐市栽培センターより購入し、各漁協に対し 1 万個ずつ放流をいたしております。

財源の内訳ですが、利息 0.310% で、基金運用益 217 万円、助成金として県から 31 万円、市から 15 万 5,000 円、漁協の負担金として各漁協より 3 万 1,000 円の 5 漁協で 15 万 5,000 円となっております。また、法人会計より 18 万円を振りかえまして、合計 297 万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。5 ページは貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が 20 万 7,594 円、固定資産のうち基本財産が 1 億円、特定資産が 7 億円で、資産合計 8 億 20 万 7,594 円でございます。6 ページは貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。7 ページは正味財産増減計算書でございます。

8 ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては、預金利息を財源

としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと、27万8,612円となります。支出の面で管理費の3万1,390円は、公益法人研修会旅費及び印紙代等でございます。

9ページは附属明細書、10ページに財産目録、11ページ、12ページには監査報告書を掲載しておりますので御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第9号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 報告第10号及び報告第11号を続けて御説明申し上げます。

まず、報告第10号平成30年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。事業報告でございます。

平成30年度は、旅行会社とのタイアップ企画での宿泊客の誘客強化や壱岐への宿泊バスツアーでの昼食の受け入れ強化、リピーター増のために心のこもったサービス提供に努めております。さらには、インターネット上の予約サイトをふやすとともに、アクセス数の増加及び宿泊プランの充実による宿泊利用者数増や島内のお客様への宴会等の積極的な営業により、30年度決算は純利益を計上しております。

2ページをお開きください。表1、利用状況でございますが、宿泊者数は9,028名で、前年度より404名の増、その他の利用者数は減少となっております。

3ページをご覧ください。収支についてでございますが、収入合計1億8,767万8,386円、支出合計1億8,258万9,009円で、当期経常増減額いわゆる税引き後の当期純利益は508万9,377円の黒字となっております。

次に、4ページから6ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

6ページをお開き願います。6ページの最終行、正味財産期末残高の合計、aの欄、いわゆる純資産合計は4,428万3,484円となっております。

次に、7ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部は合計で6,081万8,362円、負債の部は合計で1,653万4,878円、負債及び正味財産の部合計で6,081万8,362円となっております。

8、9 ページに財務諸表に関する注記、10 ページに有形固定資産明細書、11 ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、報告第11号について御説明を申し上げます。

平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

2 ページをお開きください。経営状況についてでございます。平成29年8月の設立より2年目となった壱岐市ふるさと商社の平成30年度の売り上げは、2,000万円の目標に対しまして2,963万918円の実績で、着実に成果を上げております。

また、昨年度19件であった催事や商談会での出店回数も27件と伸ばしており、地域の埋もれている商品の販路開拓を行い、島内の生産者や事業者を活性化させるという壱岐市ふるさと商社の設立目的に沿った事業を展開しております。

収支でございます。

5 ページをお開きください。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。経常収益、計5,863万3,982円に対し、経常費用、計は5,546万1,008円で、平成30年度の経常増減額は317万2,974円となっております。

次に、6 ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部合計で2,177万879円、負債の部、合計で824万4,003円、正味財産合計1,352万6,876円となっております。

7 ページに財務諸表に対する注記、8 ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございます

が、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支により算出したします。いずれも黒字決算でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業特別会計と公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において、実質収支は黒字決算でありますので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、平成29年度は決算年度を含む過去3カ年の平均が4.6%でありましたが、平成30年度におきましては5.5%で、対前年度0.9%の増となっております。その要因といたしましては、前年度の算定対象であった平成27年度の単年度比率が4.06%でございましたが、これが今回の算定から外れ、かわりに平成30年度の単年度比率6.66%が算定対象となったため、3カ年の平均値を増加させたものと分析をしております。

次に、将来負担比率につきましては、緊急防災・減災事業債や災害復旧事業債など多額の地方債の発行により、当該年度の元金償還額よりも借入総額のほうが大きかったため、将来負担額が増加したこと、また、財政調整基金、減債基金の取り崩しにより、充当可能財源が減少したことなどによって分子が増となったこと、さらに、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の減により、標準財政規模が減少したことにより分母が減となったことにより、対前年度6.2%増の13.0%の将来負担比率となっております。

いずれの比率も法で定める基準と比べて健全に推移しておりますが、今後、普通交付税の一本算定などによる標準財政規模の減少や庁舎耐震改修事業、葬斎場建設などの大型事業に係る起債の償還等により、実質公債費比率、将来負担比率の上昇が予想されます。いわゆるイエローカードとなります早期健全化基準やレッドカードと言われます財政再生基準の比率を超えるまでには至りませんが、引き続き健全な指標を保つよう、財政運営に努めてまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして、資金不足はございませんので比率は生じておりません。

なお、健全化判断比率等の概要につきましては、別紙資料3、平成30年度各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第 13 号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、当該整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

これは当該整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、成年被後見人等であることを理由に、法律に規定されていた欠格条項によって制限を受けるのではなく、心身の故障等の状況を個別に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断することに改められました。つまり、この欠格条項が盛り込まれていた地方公務員法、児童福祉法等から、本内容の欠格条項が削除されたことに伴い、法律に規定された当該条項を引用等している各条例について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

この議案第 13 号の条例は、第 1 条から第 6 条まで及び附則の構成となっておりまして、本則は条例の種類により分ける条立ての方法をとっております。

また、第 1 条から第 4 条までを総務部で、第 5 条を市民部で、第 6 条を消防本部で担当しておりますので、それぞれの担当部長等で説明をさせていただきます。

第 1 条は、壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正として、第 2 条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正として、第 3 条は、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正として、第 4 条は、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正として、ただいま御説明いたしました地方公務員法第 16 条第 1 号に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、あわせて第 2 号以下の号数が繰り上げられることに伴い、各条例に当該箇所を引用している条文について所要の改正を行うものでございます。

以上で、第 1 条から第 4 条までの説明を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 続きまして、議案第 13 号における市民部関係の第 5 条について御説明をいたします。

第5条は、壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

さきに説明がありましたとおり、児童福祉法第18条の5及び第34条の20第1項に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、本条例第23条第2項第2号において引用いたしております児童福祉法第34条の20第1項第4号が同項第3号に1号繰り上げられたため、条例改正するものでございます。

以上で第5条の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 第6条について御説明をいたします。

第6条は、壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正として、地方公務員法第16条第1号に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とします。

第5条第2項第1号中、「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和元年12月14日から施行し、第5条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第14号及び第15号について、続けて説明をさせていただきます。

議案第14号壱岐市印鑑条例の一部改正について。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正する。改正案については記載のとおりでございます。

また、資料１の議案関係資料９ページから１０ページに新旧対照表を添付しておりますので御参
照願います。

改正内容でございますが、氏に変更があったものは住民票へ旧氏を併記することが可能となり、
旧氏を希望したものは印鑑登録証明書へ記載されるため、旧氏による印鑑登録ができるよう所要
の改正を行うものでございます。

その他につきましては、省令改正に伴い、字句などの修正が生じた個所を整備するものでござ
います。

施行期日につきましては、附則のとおり、令和元年１１月５日でございます。

以上で、議案第１４号の説明を終わります。

続きまして、議案第１５号壱岐市税条例等の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正について。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の非課税措置を追加する
とともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長等の改正を行うほか、所要の規定の整備を
行うものでございます。

次のページをお開き願います。

内容については記載のとおりでございます。資料１の議案関係資料１１ページから２６ページ
に新旧対照表を添付しております。

主な改正点として、まず、個人住民税について、子供の貧困に対応するため、事実婚でないこ
とを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得が１３５万円以下であ
るひとり親に対しまして、令和３年度より個人住民税を非課税とするもので、その申告について
もあわせて改正するものでございます。

該当条項は、第１条中の３６条の３及び第３６条の３の３に係る改正部分、第２条中の第
２４条に係る改正部分となります。

次に、軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、国及び地方を通じた自動車関連税制
の見直しにより、軽自動車税に環境性能割が導入されることを契機に、その適用対象を電気自動
車等に限定することとなります。ただし、消費税率引き上げに配慮し、現在の措置を２年間延長
した上で、令和３年４月１日以後に初回新規登録等を受けた軽自動車から適用することとなるも
のでございます。

該当条項は、第１条中の附則第１６条第２項から第４項に係る改正部分、第２条中の附則第
１６条第５項に係る改正部分となります。

また、軽自動車税の環境性能割について、消費税率引き上げによる軽自動車税の取得時の負担

感を緩和するため、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した場合、環境性能に応じて、非課税または税率の臨時的軽減措置が講じられております。

該当条項は、第１条中の附則第１５条の２及び第１５条の６第３項に係る改正部分となります。

その他につきましては、法律改正による字句や各条項番号のずれが生じた箇所を整備するものでございます。

施行期日については、附則第１条のとおりでございます。

以上で議案第１５号の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第１６号について御説明をいたします。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修工事の完成に伴い、位置の変更を行うものでございます。

次のページは改正条文です。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部次のように改正する。

別表第２、壱岐市立芦辺中学校の項中「諸吉二亦触１８８６番地」を「中野郷西触４００番地１」に改める。

附則として、この条例は、令和元年１１月１日から施行する。

芦辺中学校校舎改築及び改修工事が１０月末完成となりますので、今回、中学校の位置を１１月１日付で中野郷西触４００番地１に変更するものでございます。

別紙資料１、議案関係資料に新旧対照表を添付しております。

以上で、議案第１６号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第１７号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について説明申し上げます。

壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。
次のページをお願いします。

条例第32条に、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入をされ、5年ごとに更新を受けなければならない、その指定の更新に係る手数料の規定を加えるものです。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものとしております。

別紙資料1の議案関係資料の27ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第18号気候非常事態宣言について御説明を申し上げます。

気候非常事態宣言をすることについて、議案として提出させていただきます。本日の提出でございます。

提案理由は、人間の活動による地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然環境にとって既に著しい脅威となっていることを認識するとともに、温暖化防止のための脱炭素化の実現に向けて、SDGs未来都市として取り組む活動を示した「気候非常事態宣言」について、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

宣言文を朗読いたします。

気候非常事態宣言。

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追究する」ことを目標とした「パリ協定」について署名しました。

既に、産業革命前に比べて約1℃の気温上昇によって、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどの極端な気候変動が頻繁に引き起こされ、多くの人々や自然が犠牲となっており、地球上で安心して安全な生活を送ることが困難な状況になりつつあります。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても、集中豪雨による災害や水不足などの異常事態が発生しています。また、藻場が減少し、本市の基幹産業である漁業も深刻な影響を受けています。

本市は、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言します。

気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂排出量を実質的にゼロにする

必要があります。

この脱炭素化の実現に向けて、社会全体で次の活動に取り組みます。

これらの活動は、SDG s 未来都市として、SDG s の達成と新たな成長と発展につながります。

1、気候変動の非常事態に関する市民への周知啓発に努め、全市民が、家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進とあわせて、R e d u c e（ごみの排出抑制）、R e u s e（再利用）、R e c y c l e（再資源）を徹底するとともに、消費活動におけるR e f u s e（ごみの発生回避）にも積極的に取り組むように働きかけます。特に、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについて、4 Rの徹底に取り組みます。

2、2050年までに、市内で利用するエネルギーを、化石燃料から、太陽光や風力などの地域資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行できるよう、民間企業などとの連携した取り組みをさらに加速させます。

3、森林の適正な管理により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、森林、里山、河川、海の良い自然循環を実現します。

4、日本政府や他の地方自治体に、「気候非常事態宣言」についての連携を広く呼びかけます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億1,400万円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表地方債補正、1、変更で、臨時財政対策債の限度額5億円を3億6,790万円に、発行可能額の確定により1億3,210万円を減額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。まず、歳入について説明

いたします。

8から9ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、普通交付税で2億1,188万円を増額しております。

なお、本年度の普通交付税は、平成26年度から行われておりました合併算定替えに係る段階的縮減の特例措置が昨年度で終了し、本年度より壱岐市一本での算定となったことから、対前年度比3.7%、交付額で約3億3,700万円の減となり、86億8,067万4,000円に決定しており、今回の補正をもちまして、今年度の交付額全額を計上しております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、平成27年度より実施されております低所得者の保険料軽減強化について、本年10月からの消費税率の引き上げに伴い、さらなる軽減強化が図られるとのことで、国2分の1の負担金1,087万3,000円を増額しております。

次に、2項1目総務費国庫補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、壱岐市における再生可能エネルギーなど、エネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業として、経済産業省の補助採択を受け、1,970万9,000円を追加しております。

10から11ページをお開き願います。15款1項2目民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金につきましては、ただいま国庫負担金で説明いたしました低所得者の保険料軽減強化に係る県4分の1の負担金543万6,000円でございます。

次に、2項4目農林水産業費県補助金につきましては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業、新構造改善加速化支援事業など、国、県からの事業採択の内示を受け、総額で3,935万4,000円を追加しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、老人ホーム施設整備基金繰入金は、ナースコールの修繕、和室の床張りかえ、介護リフトの購入などに係る経費に対しまして300万円を取り崩し、充当するものでございます。

12から13ページをお開き願います。21款市債につきましては、5ページの第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今回、人事異動に伴う職員給与費等の組み替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、43から45ページに記載をしておりますので御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料2の令和元年度補正予算案概要で説明をいたします。

別紙資料2の2から3ページをお開き願います。2款1項6目企画費自治体SDGsモデル事

業は、SDG s の認知度向上のための経費といたしまして、壱岐市で開催予定のSDG s 地域連携フォーラムに係る開催支援、周知啓発用ツール作成業務委託費などで144万9,000円を計上しております。

同じく企画費、ウルトラマラソン運営費補助金は、実行委員会への追加の補助として480万円を増額し、財源にふるさと応援基金繰入金を充当しております。

次に、3款1項5目介護保険事業費、介護保険事業、特別会計繰出金は、歳入のほうで説明いたしましたとおり、低所得者の保険料軽減強化に係る特別会計への繰出金として、市4分の1負担金を含め、2,174万6,000円を増額しております。

次に、4から5ページをお開き願います。3款2項2目児童措置費、小規模保育施設費公定価格負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、小規模保育施設の利用料が無償となるため、施設給付費につきまして、国2分の1、県、市、それぞれ4分の1の333万1,000円を増額しております。

次に、児童扶養手当給付費は、消費税率の引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対する児童扶養手当について1人当たり1万7,500円を上乗せして支給する事業で、87万5,000円を追加しております。

次に、6から7ページをお開き願います。5款1項3目農業振興費、農業経営安定化支援事業は、新規就農を希望するものに対し、自立経営に向けての試行栽培を行うためのハウスを設置し、貸し出す事業で、その設置費用の2分の1を助成するものとして209万2,000円を計上しております。

次に、8から9ページをお開き願います。5款1項5目農地費の県営溜池整備事業は、壱岐地区低地ため堀の法面保護工事に係る負担金として、市の負担分10%の1,500万円を追加しております。

次に、農業水利施設ストックマネジメント事業は、本年度より事業開始となった県営事業の間接補助分で、市を通じて土地改良区へ交付される国、県の補助金を2,100万円計上しております。

次に、10から11ページをお開き願います。6款1項2目商工振興費のエコアイランド推進事業につきましては、歳入のほうで説明いたしましたとおり、経済産業省の補助採択を受けた事業で、再生可能エネルギーを水素に変換して貯蔵し、必要に応じて再エネルギー化するシステムの実用化実証試験のための調査・設計業務に係る経費などで2,006万8,000円を追加しております。

次に、7款2項2目道路橋りょう維持費、道路維持補修事業の2,100万円及び3目道路橋りょう新設改良費、道路改良事業の800万円につきましては、幹線道路、生活道路の維持補修

及び局部改良工事等について、市単独事業として補正をしております。

同じく3目道路橋りょう新設改良費、県営道路整備事業は県道郷ノ浦沼津勝本線の改良事業費に係る負担金として、市の負担分15%の365万7,000円を追加しております。

次に、12から13ページをお開き願います。7款4項1目港湾管理費、県営港湾整備事業金は、郷ノ浦漁協の浮桟橋屋根設置事業に係る負担金として、市の負担分12.5%の1,250万円を追加しております。

そのほか、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第20号及び議案第21号を続けて説明させていただきます。

初めに議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,446万3,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、4款1項1目保険給付費等交付金について普通交付金948万1,000円を、7款1項1目その他繰越金につきましては前年度の繰越金307万1,000円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出につきましては、2款1項2目退職被保険者療養給付費を733万3,000円、2款2項2目退職被保険者等高額療養費を214万8,000円、8款1項6目特定健康診査等負担金償還金を307万1,000円、それぞれ追加をいたしております。

これで、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,595万6,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料について2,174万6,000円を減額し、3款2項8目介護保険事業費補助金99万6,000円、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、消費税増税に係る低所得者への保険料軽減強化に伴い2,174万6,000円、8款1項1目繰越金については3,129万6,000円をそれぞれ追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の2款介護給付費及び3款地域支援事業費につきましては、保険料軽減強化措置による財源調整を記載のとおり行っております。

12ページ、13ページをお開き願います。3款3項1目包括的支援事業費、任意事業費について高齢者生きがい活動促進事業費を99万6,000円、6款1項2目償還金について国庫支出金及び県支出金、支払基金の過年度精算返納金として3,129万6,000円を追加をいたしております。

以上で、議案第20号及び議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第22号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３，５１７万１，０００円とします。２項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

８ページをお開き願います。２、歳入ですが、５款繰入金１目一般会計繰入金を１３０万円増額をしております。

１０ページをお願いします。３、歳出ですが、２款漁業集落排水整備事業費２目施設管理費で１３０万円の増額補正を行っております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備地区に新たな住宅建設に伴います公共枡設置及び修繕料を増額しております。

以上で、議案第２２号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第２３号令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ２，３４４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，５７８万１，０００円とする。第２項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

２ページ、３ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正予算額等については記載のとおりでございます。

５ページから７ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

８ページ、９ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。４款繰越金１項繰越金に前年度繰越金として２，３４４万２，０００円を追加補正いたしております。

１０ページ、１１ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。１款総務費１項１目一般管理費に１，５６０万円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、燃料費、修繕料等をそれぞれ増額補正いたしております。あわせて、２款基金積立金１項１目減価償却基金積立金に７８４万２，０００円を追加補正いたしております。

以上で、議案第２３号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。第2条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出で155万2,000円の増額をし、補正後8億5,893万1,000円としております。第3条の後段部分になりますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入で486万3,000円を増額し、補正後1億9,532万9,000円とし、支出で1,695万4,000円の増額をし、3億7,386万1,000円としております。本日の提出です。

8ページをお願いします。収益的収入及び支出ですが、支出で155万2,000円の増額をしております。これは、配水池中継ポンプ所清掃委託料に伴うものです。

10ページをお願いします。資本的収入及び支出ですが、道路改良工事等に伴う工事負担金及び工事請負費を増額しております。また、基幹施設改良、遠方監視装置更新に伴う測量設計費の増額を行っております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成30年度各会計決算書一般会計の1ページ目をお開き願います。平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書。歳入合計267億1,905万9,914円、歳出合計258億2,110万5,288円、歳入歳出差引残額8億9,795万4,626円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、102ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差引額が8億9,795万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が4億1,205万7,000円、（3）事故繰越繰越額が1,005万2,000円でございますので、これを差し引いた5、実質収支額は4億7,584万6,000円となっております。

次に、各会計決算書つづりの最後に財産に関する調書を記載しております。財産に関する調書は、平成31年3月31日で決算を行っております。1から4ページに公有財産、5から6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ平成30年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高につきましては、平成31年3月末での現在高が98億677万円で、前年より2億2,729万3,000円の減となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

平成30年度決算状況につきましては、歳入では、普通交付税の段階的縮減が平成30年度で最終年度となり、合併算定がえにより措置される額の9割が縮減されたことなどにより対前年度比3.6%、交付額で約3億3,300万円の減となりましたが、平成29年に被災しました公共土木施設及び農地・農業用施設の災害復旧事業繰り越し分に係る国、県支出金の増などにより、歳入総額といたしましては対前年度比5.9%、約14億7,800万円の増となりました。

歳出では、投資的経費が市役所庁舎耐震改修事業や幼保連携認定こども園整備事業、災害復旧事業などの実施により、対前年度比17.4%、約9億1,300万円の増となったほか、地方債の繰り上げ償還を約4億3,000万円行ったことなどにより、歳出総額といたしましては対前年度比5.5%、約13億4,200万円の増となっております。

そのほか、主な事業の内容につきましては、資料3の各会計決算概要の7ページ目以降の平成30年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 認定第2号から第4号までを続けて説明させていただきます。

初めに、認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業につきましては、歳入合計41億3,021万7,836円、歳出合計40億9万3,054円、歳入歳出差引額1億3,012万

4,782円。直営診療施設勘定は、歳入合計9,829万4,792円、歳出合計9,829万4,792円、歳入歳出差引残額ゼロでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における国民健康保険税の決算状況は記載のとおりであり、国民健康保険税の収納率は現年度分については医療費給付分、後期高齢者支援分、介護納付分を合わせまして94.76%となっており、前年度よりも0.02%のマイナスでございます。滞納繰越分につきましては収納率11.94%であり、滞納の累計額は2億4,906万975円であります。

8ページ、9ページをお開き願います。9款1項一般会計繰入金につきましては、本年度も昨年同様、法定外の繰り入れについては行っておりません。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出につきましては、2款1項の1目から4目までの療養給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済額の合計は28億2,534万2,972円であります。昨年度より1億9,089万783円の減となっております。4項出産育児諸費につきましては19件、葬祭諸費につきましては58件の給付件数となっております。

24ページをお開きを願います。実質収支については記載のとおりでございます。

30ページから35ページは、直営診療施設勘定の歳入歳出決算事項別明細で、勝本並びに湯本診療所に係るものでございます。

これで、認定第2号について説明を終わります。

続きまして、認定第3号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書1ページをお開きを願います。歳入合計3億2,964万770円、歳出合計3億2,515万6,120円、歳入歳出差引残額448万4,650円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における後期高齢者医療保険料の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の収納率は現年度分については特別徴収、普通徴収合わせまして98.78%になっており、前年度よりも0.07%のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては25.27%の収納率であり、滞納の累計額は583万7,252円であります。

10ページ、11ページをお開きを願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金3億1,990万9,728円。この内訳につきましては保険料が1億7,872万3,514円、保険基盤安定分が1億2,441万4,510円、共通経費負担分が1,677万1,700円となって

おります。

これで、認定第3号について説明を終わります。

続きまして、認定第4号平成30年度岐阜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度岐阜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書1ページをお開きを願います。介護保険事業につきましては、歳入合計34億7,107万155円、歳出合計34億3,058万3,948円、歳入歳出差引残額4,048万6,207円でございます。介護サービス事業勘定は、歳入合計6,394万6,218円、歳出合計3,178万513円、歳入歳出差引残額は3,216万5,705円となっております。

6ページ、7ページをお開きを願います。歳入歳出決算事項別明細でございます。歳入につきましては、1款1項における介護保険料の決算状況は記載のとおりでございます。保険料の収納率は現年度分につきましては特別徴収、普通徴収合わせまして98.91％となっており、前年度よりも0.02％のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては4.6％の収納率であり、滞納の累計は4,901万2,613円であります。

12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、2款介護給付費の支出済額は31億179万4,776円であり、要介護認定者の増加に伴い昨年度より4,631万1,143円の増加となっております。

20ページをお開きを願います。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービスの計画書作成に係るものでございます。

26ページ、27ページをお開きを願います。1款、2款とも同センターの嘱託及び臨時職員等の人件費の費用でございます。

以上で、認定2号から認定第4号までの説明を終わります。御審議のほど、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 認定第5号平成30年度岐阜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

平成30年度岐阜市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億4,208万

1,948円、歳出合計3億4,174万5,852円、歳入歳出差引残額は33万6,096円を
なっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が3億8,754万
8,960円に対し、収入済額の合計が3億4,208万1,948円となっております。

次に、4ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億8,754万
8,960円に対し、支出済額が3億4,174万5,852円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。2款の使
用料及び手数料で1目の下水道使用料といたしまして、調定額が6,307万7,970円、収入
済額が6,143万9,700円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,198万
1,830円、収入済額が6,122万4,320円、滞納繰越分調定額が109万6,140円に
対し、収入済額が21万5,380円となっております。収納率で申しますと、現年度分が
98.78%となり、昨年度より0.52%減少しております。滞納分は19.65%となり、昨
年度より10.78%減少しております。徴収対策の強化に努めてまいります。

10から15ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

16ページには、実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして実質収支額は
33万6,000円でございます。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしくお
願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算
認定について御説明を申し上げます。

平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定
により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございま
す。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計でございますが1億1,635万3,922円、
歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億2,576万
1,000円、収入済額は1億1,635万3,922円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は1億2,576万
1,000円、支出済額は1億1,635万3,922円でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお願いをいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1 款の使用料及び手数料でございますが、収入済額 2,357 万 5,958 円となっております。平成 30 年度の乗船者数などでございますが、乗船客が 5 万 7 5 5 人、また車両が 1,449 台で、平成 29 年度に対しまして、乗船客は 2,050 人の減、車両は 980 台の減でございます。主な理由でございますが、過年度と比較して三島における公共事業の減少に伴い、乗船客数及び自動車航送台数とも減少し減収となっております。

2 款の国庫支出金でございますが、予算現額の 4,869 万 5,000 円に対し収入済額が 4,938 万 3 4 1 円で、68 万 5,341 円の増となっております。国庫補助金の算定に当たっては実績収支差見込額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費としてその 2 分の 1 が補助される標準的な事業経過等を前提とした事前算定方式となっております。

3 款県支出金でございますが、予算現額 1,279 万 6,000 円に対し収入済額 1,084 万 2,810 円で、195 万 3,190 円の減となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した 2 分の 1 の額となります。

次に、平成 30 年度の繰入金は予算現額 4,155 万 1,000 円に対し収入済額が 3,252 万 5,690 円となっております、902 万 5,310 円の減となっております。

歳出につきましては、8 ページから 9 ページに記載しております。1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費 1 3 節の委託料 172 万 5,096 円でございますが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2 目業務管理費の 1 1 節需用費 3,074 万 203 円の内訳で主なものは、燃料費 1,168 万 5,384 円、修繕料 1,862 万 1,318 円でございます。燃料費は、年間約 15 万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査用、合入渠費用、機関部の小修繕の費用でございます。1 3 説委託料 426 万円は、陸上作業業務委託料でございます。

10 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも 1 億 1,635 万 4,000 円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第 6 号平成 30 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第 7 号平成 30 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億5,219万6,702円、歳出合計1億2,875万2,855円、歳入歳出差引残額2,344万3,847円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億4,093万3,000円に対しまして、収入済額は1億5,219万6,702円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億4,093万3,000円に対しまして、支出済額は1億2,875万2,855円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料、調定額7,023万5,007円に対しまして収入済額7,005万2,525円であり、収入未済額は18万2,482円でございます。収納率で申しますと99.74%でございます。

2款財産収入2項1目物品売払収入については、機械油圧ショベル2基の老朽化に伴います財産処分による売り払い収入237万6,000円でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、一般会計から195万9,000円の繰り入れを行っております。また、2項1目減価償却基金繰入金については、トラクター等の購入のため104万7,600円を基金から取り崩しを行っております。

4款繰越金について2,744万5,742円で、平成29年度の決算残額を繰越金として収入といたしております。

5款諸収入2項1目雑入24万1,435円につきましては、労働保険料の個人負担分14万8,715円、コイン式洗浄機利用料の5万9,300円等でございます。また、3項1目受託事業収入は4,907万4,400円になっており、収入合計1億5,219万6,702円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費は1億2,045万1,855円、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金として803万1,000円の積み立てを行っております。支出合計といたしましては、1億2,875万2,855円でございます。

次に、10ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして実質収支額は2,344万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第3項の規定に基づき、平成30年度壱岐市水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて平成30年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が9億2,471万1,000円に対しまして、決算額が9億3,826万9,900円となっております。

次に、支出です。第1款の水道事業費用の予算額が8億8,950万9,000円に対しまして、決算額が8億6,621万5,499円となっております。

4から5ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入の第1款の資本的収入としまして、予算額が1億1,805万9,000円に対しまして、決算額が1億1,729万7,791円となっております。

次に、支出の第1款資本的支出としまして、予算額が2億8,228万1,000円に対しまして、決算額が2億7,781万4,822円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,051万7,031円は、当年度消費税資本的収支調整額1,954万9,784円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,096万7,247円で補填をしております。

続きまして、6ページをお開き願います。損益計算書でございます。営業収益が5億2,130万1,793円、営業費用が7億7,659万7,234円、営業損失が2億5,529万5,441円、営業外収益が3億7,590万7,179円、営業外費用が5,378万4,317円、経常利益は6,682万7,421円、特別損失はございません。当年度純利益は6,682万7,421円となり、当年度未処分利益剰余金は6,682万7,421円でございます。この処分については、全額利益積立金へ充てることとしております。

8から9ページには剰余金計算書、10ページには剰余金処分計算書案、12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載をしております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより収益的費用及び資本的費用がともに増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が

成り立たない状況であり、今後は各種施設の老朽化に伴う更新も必要になってくることからアセットマネジメントを策定し、年次的な更新計画を立てることとしております。水道料金の収納率は現年度分が97.32%となり、前年度より0.06%減少しております。また、滞納分については14.33%で、前年度より0.26%減少となりました。引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） 決算審査の報告をいたします。

平成30年度壱岐市各会計決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況調書及び公企業会計財政健全化判断比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類に基づき地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令などに定める事項により、また例月検査などの内容を含め、審査を行いました。その結果について本日提出の審査意見書より御報告をいたします。

なお、意見書の数値等につきましては、各決算書類、決算統計資料により、また審査の手続、日程等などあわせて記載をしておりますので、お目通しを願います。

報告につきましては、本日の議事日程の順でいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の後に添付しております意見書をお目通しを願いたいと思います。

1 ページをお開きを願いたいと思います。

第2の審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも正確に作成されていると認められます。それぞれの内容につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

2 ページ目、第3の審査意見の欄をお目通し願います。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても、早期健全化基準を下回った数値でございます。また、資金不足もなく、30年度における本市の財政状態は適正に維持されているものと判断できます。

なお、今後は人口の減少等に伴う普通交付税の減額が予想され、また合併特例債等の元利償還金の増加により実質公債費比率等の上昇が懸念されるところでございます。

以上、判断比率の報告でございます。

次に、認定第1号から第7号までの平成30年度各会計決算書の後に添付しております平成30年度壱岐市各会計歳入歳出決算、基金運用状況審査意見書の48ページをお開きをお願いしたいと思います。

第5、審査意見、審査に付された各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、法令等に準拠して作成されており、決算指数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合の結果、適正に表示しているものと認められます。

なお、1に掲げます以下のとおり、事務の執行について、特に債権管理面での対策等を含め改善整理を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1につきましては、未収金について、収入未済額6億1,329万円であり、前年度より1,460万9,000円の減少となっております。内容については下記のとおりでございます。

2の財産に関する調書の中で、債権について、災害援護資金貸付金1件、高等学校奨学資金貸付金2件に長期延滞があります。3、基金運用状況調書の中で、災害資金貸付基金、奨学資金運用基金に延滞がございます。

2の財政面につきましては、人口の減少及び高齢者人口の増加、水道施設の老朽化、公共施設等の維持管理にかかわる負担等が大きな影響を及ぼすことが予測されますので、今後、主要財務比率及び健全化判断比率等が上昇傾向にあると思われますので、将来の財政状況を見据えた長期的な視野のもと、財政の健全化に取り組む必要があります。

なお、主要比率は以下のとおりであり、お目通しを願いたいと思いますが、今年度は特に②経常収支比率におきまして9割を超えたという状況でございます。

以上が、各会計の監査意見でございます。

次に、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の平成30年度壱岐市水道事業会計決算報告書の後に添付しております平成30年度壱岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きをお願いしたいと思います。

審査の結果、第3でございます。経営の状況でございます。平成30年度壱岐市水道事業の経営状況は、給水戸数1万1,529戸で、前年度に比べて21戸の増加となっております。年間給水量は387万1,054立米で、前年度に比べ1万93立米の減少、有収水量は251万2,435立米で、前年度に比べ2万8,348立米減少をしてきております。

なお、有収率は64.9%ですが、上水道で78.55%、これは2ポイントほど向上しておりますが、特に簡易水道におきましては60.82%で、前年度に比べまして1.4ポイント程度の減少で、延べにして前年度に比べ0.56ポイントの低下となっております。

財務状況につきましては、水道事業会計決算書及び附属書類のとおりであります、当年度末

の未処分剰余金 6,682 万 7,000 円につきましては、条例第 4 条による処分となっております。

以下、収支等の内容を記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、3 ページをお開きを願いたいと思います。

第 4、審査意見、1、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、法令及び公営企業会計基準の原則に従って適正に表示されているものと認められます。

2、特に、先ほど申しますように簡水について有収率の低下傾向が見られるので、向上対策に努めていただきたい。

3、水道料金の未収金 2,732 件、9,132 万 8,037 円、過年度分が 7,661 万 4,237 円、また未納額のうち 10 万円以上が 194 件、7,024 万 4,678 円となっております。回収の重点対策等を検討し、整理に努め、債権の健全化に努めていただきたいと思います。

4、平成 30 年度に壱岐市水道事業アセットマネジメントを策定し、資産の現況把握及び更新の需要、財政収支等について検討がされておりますので、その取り組みを行い、当事業が健全に維持できるように努力をお願いしたいと思います。

以上、公営企業会計の審査意見書でございます。

以上で、平成 30 年度の壱岐市各会計等の監査審査の報告を終わります。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第 32. 要望第 1 号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 32、要望第 1 号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望についてを議題とします。

ただいま上程しました要望第 1 号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は 9 月 10 日火曜日午後 1 時 30 分から開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 57 分散会

令和元年 壱岐市議会定例会 9 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

令和元年 9 月 10 日 午後 1 時 30 分開議

日程第 1	報告第 6 号	平成 30 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、 報告済
日程第 2	報告第 7 号	平成 30 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 3	報告第 8 号	平成 30 年度 I K I P A R K M A N A G E M E N T 株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、 報告済
日程第 4	報告第 9 号	平成 30 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 5	報告第 10 号	平成 30 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 6	報告第 11 号	平成 30 年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、 報告済
日程第 7	報告第 12 号	平成 30 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑あり、 報告済
日程第 8	議案第 13 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第 14 号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 10	議案第 15 号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 11	議案第 16 号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 12	議案第 17 号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 13	議案第 18 号	気候非常事態宣言について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 14	議案第 19 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算 (第 3 号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第 15	議案第 20 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 16	議案第 21 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 17	議案第 22 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第23号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第24号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第1号	平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第21	認定第2号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第3号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	認定第4号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	認定第5号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第6号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	認定第7号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第8号	平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	要望第1号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（15名）

1 番	山川 忠久君	2 番	山内 豊君
3 番	植村 圭司君	4 番	清水 修君
5 番	土谷 勇二君	6 番	久保田恒憲君
7 番	音嶋 正吾君	9 番	小金丸益明君
10 番	町田 正一君	11 番	鵜瀬 和博君
12 番	中田 恭一君	13 番	市山 繁君
14 番	牧永 護君	15 番	赤木 貴尚君
16 番	豊坂 敏文君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午後１時30分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか１名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は１５名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第１．報告第６号～日程第７．報告第１２号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第１、報告第６号平成３０年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告についてから、日程第７、報告第１２号平成３０年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで、７件を議題とします。これから一括して質疑を行います。

報告第６号について質疑の通告があつておりますので、これを許します。３番、植村圭司議員。

○議員（３番 植村 圭司君） それでは、報告第６号について質問いたします。

報告書の９ページ、営業損益内訳書、修繕費を見ますと５７万８、４４８円が修繕ということで計上されております。それで、その前の年も３０万円ほどありまして、年々、補修等されてい

るように思いますけれども、今、空港のほうを見ましたときに老朽化が目立っておりまして、玄関口として改善すべき点が結構多いと思っております。それで、特に空港の看板でありますとか天井の雨漏り漏れの跡、あと外壁がめくれているとか、あと天井も結構傷んでおります。ほかに車椅子の対応のほうはされているように思いますけれども、身体障害者の方に配慮しまして点字の表示なんかも入り口だけで終わっているといったような状況でございまして、まだ改善すべき点があるんじゃないかと思っております。

それで、修繕の改良の必要がもっとあると思っておりますけれども、この修繕のほうが終わっておりますものなのか、それともこれからもやろうと思っているものなのか確認をしたいと思っております。

それと、昨年も申し上げましたが、売店のほうがまだ入っておりません。この対応のほうの今後どういうことになるのか、御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

営業損益内訳書の修繕費の当期決算額に5万7,844円がございまして、これにつきましては、先ほど質問のときございましたけれども、昨年、植村議員から御指摘をいただきました玄関のひさしの塗装補修、そしてまたウォシュレット便器の取りかえ、そして外階段の腐食の修理、ロビーの照明器具修繕など、現在、修理が終わった部分でございまして、議員御質問のとおり利用者の方に御不便を与えるような箇所については修繕や改良は当然必要であります、一方で電気関係等についても故障が発生している現状でありまして、こうしたことから限られた予算の中で緊急性の高いところなどから随時修繕等を行っている状況でございまして、

本ターミナルビルにつきましては、建築後54年が経過をしております、議員お話しのとおり老朽化が進んでいる状況でございまして、この件につきましては、本会議の一般質問の中でも市山繁議員から御質問をいただいておりますが、その中でも御答弁させていただきたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても他の株主と協議を行っていきたくと考えております。

また、売店の設置につきましては、ターミナルビル内での周知やホームページ等で募集を続けているところでございますけれども、問い合わせについては2件ございましたが、なかなか応募まではいかない状況でございまして、また、売店の設置場所でございますが、有人国境離島法の運賃低廉化の効果で航空路の利用者が平成28年が3万3,799人、平成29年が3万2,857人、平成30年が3万4,207人と年々増加しております、検査後の旅客の待合所が手狭になっている状況でございまして、以前、売店があった場所について旅客スペースとして現在のところ有効活用をしております。

昨年も御説明をいたしましたが、株主総会においても売店の位置の移転ができないかという御

意見もいただきまして、警察と協議をさせていただきましたけども、現在、警察の詰所のスペースのところに移転ができないかということで協議をさせていただきましたけれども、警察の詰所の部分につきましては保安上、制限区域外である現在の位置に確保する必要があり、移動がどうしてもできないということで現空港ターミナルビルの状況では売店の位置もこれまで売店があった場所以外には考えられないんじゃないかというところでございます。

いずれにいたしましても、売店については引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 売店のほう、努力されていることは理解しておりまして、引き続きお願いしたいと思っております。

それと、設備のほうなんですけれども、緊急性の高いものからということでこれも理解いたしました。

それで1つだけお願いしたいのが、やっぱり身体障害者の方に対する配慮、といいますのが昭和の建物ですから、なるべく現代に合ったような形のほうに合わせたほうがいいんじゃないかということで、こちらのほうも優先していただきたいということもお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） お願いでいいですね。

○議員（3番 植村 圭司君） いいです。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、次に報告第8号について、9番、小金丸益明議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 報告第8号平成30年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告についてに関しまして質疑を行います。

平成30年度においては会社法の対象にのっとりまして、監査役の設置は義務づけられておらんということで説明を受けております。

今回、その会社が経営報告をいたしておりますが、この会社は昨年の11月9日、100万円の資本金のうち4分の1——25万円が老岐市の出資であると認識しております。また、この会社は今年の4月1日からイルカパークの指定管理を向こう3年間受けるようになっておるので、それに基づきまして質問したいと思います。

この報告書におきましては、会社法にのっとりまして監査報告がなされておられません。しかし、それはそれとよしとしても今後、今年度から交付金が3年間で約6,500万円、指定管理料が拠出されるようになっております。会社法では監査役は要らずとも、交付金を受け取る会社にあつては監査を行って広く市民に交付金の流れを知らしめるとともに透明性を持つべきと考えますので、今後、今年度から指定管理に入るこの会社としては監査役なり監事なりを置いて監査報告を

議会にすべきと考えております。

2点目は、見違えるようにはなったイルカパークでございますが、入ってすぐのレストハウス部門の建物、そしてこの報告書にも書いてありますが、レンタル資材、恐らくキャンプ資材とかバーベキュー資材のことを指しておられるのだと思いますが、この所有権は市にあるのか、会社自体にあるのか、改めて2点お聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 小金丸議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の監査についてでございますが、現行の会社法におきましては、会社の規模等に応じて会社の機関設計が柔軟に対応できるように改正されておまして、IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、会社法により監査役の設置が義務づけられる要件には該当しません。

また、今期は地方創生交付金事業による施設整備の委託料と運営体制構築のための準備経費に充てる補助金の経理のみであり、市への実績報告、委託業務の検査等で細かくチェックされることから監査にかわる検査を受けている状態にありますので、監査役の設置までは行っておりません。

議員御指摘のとおり監査の必要は認識しておりますので、第2期、今年度より監査機能を果たす役職等を置くよう検討調整を進めているとIKI PARK MANAGEMENT株式会社より説明を受けております。

また、市からも早期設置について指導しているところでございます。

次に、2点目の施設レンタル資材の所有権についてでございますが、施設等の所有権については、建物、設備関係につきましては壱岐市の所有でございます。ソフト事業であるレンタル用キャンプ資材につきましては、第三セクター、IKI PARK MANAGEMENTの所有でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 第2期、今年度の決算期から監査役を置いておくように検討しておるということですが、ぜひ監査役を置いて、内部監査にならないように、外部からの監査を導入して交付金の流れを明確にしていいただければと思います。

また、設備、施設等は市のものであるが、ソフト面においては第三セクターのいわゆるIKI PARK MANAGEMENTの所有になるということですが、壱岐市の指定管理においては少々問題が今出ておりますので、早い段階ではっきりした所有権の確立をして、今後もし会社が潰れたりしたときのもめごとの一因ならないようにしっかりしておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

次に、同じく報告第8号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 同じく報告第8号についてお尋ねいたします。

イルカパークにつきましては、組織体制につきまして当初予定、昨年説明を受けた段階では危機管理専門家と税務専門家部門がつくってありまして、それが会社ができ上がった後の報告では管理、経営、施設管理、交流の部門ということで垣根がなくなって統合されたというふうに認識をしております。説明とはそこが違っているんじゃないかというふうに思っております、最終的にどういうふうに変ったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、監査の話は今ありましたのでお願いをしたいと思っております。

それと、販売費及び一般管理費に関連しまして役員報酬につきましてなんですけども、役員報酬とあと給料、この額がどのようにして決められているのか。その裁量権は誰がお持ちなのかということをお伺いしたいと思っております。

また、これらの報酬、役員報酬と給料が経営条件に対しまして変動して上がったり下がったりする可能性があるのかということをお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の2項目の質問についてお答えをいたします。

まず1点目の組織体制についてでございますが、平成30年度の9月会議の全員協議会におきまして事業計画時点の組織体制（案）について御説明を申し上げました。その際、動物愛護団体等のうち、過敏な行動を行う事例が報道されていることから対策として危機管理専門家との連携を、また経理関係については税務専門家にサポートいただくような組織図をお示ししております。

税務に関しましては、税理士と顧問契約を締結しサポートをしていただいております。危機管理専門家につきましては、現状、本市や近隣での目立った活動は見受けられませんし、緊急的に必要な状況でないため配置はしておりません。代表の友人に防衛省の業務委託等も受託している国内外で企業危機管理等の業務を行っている法人の代表者がいらっしゃいます。イルカパークへの攻撃リスクが高まった場合には協力いただくように御相談をしているということでございます。

なお、彦根警察署とも連携し定期的に情報共有をしておりますし、島外その他園間との連携も強化しておりますので一定の危機管理体制は構築できているものと考えております。

現状の組織体制についてでございますが、部門といたしましては、管理、経営企画、交流部門関係を統合した部門を設置しております。

また、イルカの飼育管理を中心に、これまでのイルカパークの職員を吸収した飼育管理部門、

新たな事業として新設したカフェ・アウトドア部門が設置をされております。

そして、この運営体制を壱岐市による事業サポート、経営状況の監督、顧問税理士、連携水族館等や協力事業によるサポートにより補完されている状況であります。運営の中で日々課題が発生しますが、組織が機能し課題解決を行いながら順調に運営されていると考えております。

次に、役員報酬等の決定方法についてでございます。

I K I P A R K M A N A G E M E N Tは株式会社ですので、役員報酬につきましては株主が経営者の仕事を評価し決定するものですので株主総会で決定をいたします。職員の給与につきましてはの裁量権は、I K I P A R K M A N A G E M E N T株式会社にあります。これらにつきましては、経営状況に応じた変動はあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 組織体制の構築は順調に稼働しているということで認識をいたしました。ただ、オープン当初、イルカの死亡事故があったりということもありましたので、今後ともそういったことがないように注意して、さらに監視等をしていただいて順調に運営していただきたいと思っております。

それと、報酬等につきましては変動するということで、これも会社の経営がどうなるかという状態でございますから、そこら辺は適正管理していただきまして赤字にならない状態ということを確認していただきました上で適正に管理していただけたらと思っております。

あと監査の話なんですけども、監査につきましては総務省のほうで第三セクター等の経営健全化等に関する指針というのが出ているのは御承知かと思えますけども、その中の記述としましては監査役等をつけるように、外部監査も望ましいというふうに記載してありますので、私も特にここをお願いして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

○議員（3番 植村 圭司君） いいです。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、次に同じく報告第8号について、6番、久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 同じくイルカパークに関して質問をします。

シンプルにこの報告書を見て、この報告期間が2018年11月9日から2019年3月31日という5カ月間ですね。その中でこういうふうに報告の形はとらざるを得ないと思うんですけど、質問の第1点、損益計算書の中で売上高が4,200万円というふうになるんですけど、この間、この期間、例えばイルカパークの移行に向かっていろいろなことをやられていたと思うんですけど、この間も有料の入園者は多分入っていたんじゃないかということで、この期間

での有料の入園者数、そしてそれに伴う売上高の再掲といたしますか、それが1点目。

2点目、同じく営業外収益雑収の3,000万円ですか、3千幾ら。これもいろんな補助金が入ったりするのかもしれませんがこれの内訳。

それと3番目が役員報酬があるんですけど、現時点において役員報酬を受けられる人は何名かということ。

4番目、外注費が約6,000万円上がっている。もちろん設備投資等だと思うんですけど、この外注の内容はどんなものがあるのかということで、最後はこの期間以降、4月から一番書き入れどきのシーズンを迎えた8月までの状況もあわせて、もしわかれれば教えていただきたい。それを市としてどのように考えられているかということを質問いたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員のイルカパークにつきまして5項目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の売上高4,247万1,000円につきましては、イルカパークの施設整備に係る市からの業務委託料でございます。

平成30年度につきましては、11月9日からは、イルカパークを閉館しておりますので入場者はございませんし、IKI PARK MANAGEMENT株式会社はその間、指定管理者ではございませんので入園料等の収入はございません。

次、2点目の雑収入3,048万8,000円につきましては、地方創生推進交付金事業のソフト事業に係る法人設立、運営事業計画策定、飼育管理体制の強化、飼育環境の向上、新しい体験プログラムやアウトドア・カフェなどの商品開発、リニューアルに向けた情報発信プロモーションに必要な経費に対する補助金でございます。

3点目の役員報酬でございますが、該当者は1名でございます。

4点目の外注費の約6,000万円の内訳についてでございますが、ハード事業として管理棟のカフェへの改修、海の仕切り網による飼育管理エリア再構築、Wi-Fi環境の構築等を行い、4,226万1,129円の支払いでございます。ソフト事業として施設デザイン、コンセプト、ホームページ、グッズ、ユニフォームなど全体のブランドデザイン業務として1,404万円、海洋環境の改善対策、藻場造成試験等の調査で98万4,312円、カフェ・アウトドア、商品開発で178万6,519円、プロモーション、情報発信等で182万9,640円、計1,864万471円となっております。

最後に、5点目の壱岐市として現状の判断、今後の展望についてでございますが、行政報告に御報告いたしましたとおり、8月末時点の入園者数は2万3,535人です。前年同月比20%増、売り上げは入園料と体験料のみに限りますと976万4,000円、前年比1.5倍であり、

カフェ・アウトドア等をあわせると1,700万円を超えております。

地方創生推進交付金事業の今年度のKPIは、売り上げ目標1,800万円ですのももなく達成の見込みであります。初年度の滑り出し、繁忙期の8月を終えた時点としては上場の結果だと考えております。

これから秋、冬シーズンに向けては観光全体として閑散期となっていきますが、キャンプ・アウトドア事業に適した季節となりますので、そちらに力を入れていきたいと考えております。

また、イルカトレーナーの技術は行動分析学に基づく理論で構成されており、イルカとの触れ合い体験を通じて行動分析学のコツを習得し、コミュニケーションやマネジメント能力の向上につながるような企業研修プログラムを開発しており、秋にテスト化、冬には商品化を予定しております。

さらには、今月9月28日に逆参勤交代トライアルを壱岐市で行いますが、その受け皿としてイルカパークのアウトドア事業の備品等を活用し、アウトドアオフィスを設置して連携してまいりたいと考えております。

一般の観光客のみにではなく、企業研修、ワーケーションなどさまざまな需要を取り込むことができる体制を構築していくことで、自立し、継続性のある取り組みになっていくものと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） よくわかりました。現時点で前年比20%増、当然、一番最初はこのふうな数字が出ないとおかしいわけですけど、逆参勤交代も含めてもちろんそのイルカパークの今後の壱岐の交流人口の増加に私たちも期待をしているわけです。ここでは多くを話しませんが、逆参勤交代にしろ交流人口の増加にしろ、イルカを1つ目玉とした施設、たくさんありますから、そういうところとひとつ競争して、例えば日本的に言えばかなり離れた壱岐まで来てもらうだけのサービス、取り組みが必要なんです。そこのところは別途一般質問の中などでも話をさせていただきたいと思っております。

私達も指定管理者にしろ認めたわけですから、これからは応援しなくてははいけない。そういう立場での指摘であったり質問であったりということで、今後も注意深く見守っていきたいと思います。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に報告第11号について、9番、小金丸益明議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 報告第11号、平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、4点ほど質問をいたします。

1点目は、市の正職員が2名、ふるさと商社に張りついております、終始。しかしながら、経

営状況の報告によりますとこの2名の職員の給与等々は計上されておられません。よって、本来の商社の収支を推測したり判断するには至らない経営報告になっているのではないかと考えております。そういう考えで本当に商社の収支のためにも正職員の配置を考えて改めるべきじゃないかと思えます。

また、職員の給与が計上されていない点につきましては、多分市からの派遣職員という格好で市が全面的に職員の給与を面倒見ているということで計上されていない。合法的な報告であることは承知をした上で申し上げます。もともと商社に係る、商社のしている仕事につきましてはよくやっているなど、壱岐のために一部はなっているなど認めはするものの民間経営感覚ではどうも納得がいかない。本当にこれでいいのかという、いつも疑念の目を向けておる関係で質問を続けさせていただきます。

そういう疑念の目を持ちながら他市の商社の状況はどうかということをお知らせいただきたいと思えます。

また、報告書によりますと監事2名が会計課長、そして監査事務局長、2名が当たっております。職務的には何ら問題なく特に精通した職員であるということは誰しも認めることでありますが、代表理事が眞鍋陽晃氏、副市長であります。両監査委員は、数字的な監査はぴしゃっとな行われても業務的な監査指摘とか改善とかいう意見書に至らない面が多々あるかと思えます。できれば、ここには壱岐市の監査委員を充てるべきと単刀直入に書いておりますが、外部監査を求めたらいかかかと。要するに壱岐市の、きょう、吉田代表監査委員がお見えですけど、市の監査委員が認めれば、おのずとこのふるさと商社の監査も市の監査委員としてできもしますし、市長が求めれば市の監査委員もできはするということを理解いたしておりますが、ここに私が通告で簡単に書いておりましたので、監査委員がなれば一連の市の会計監査のときにふるさと商社の監査に当たっては除斥の必要があるということも認識いたしておりますので、市の監査委員ということでもろ記載はしておりますが、外部監査に委ねるべきと、職員以外にも監査をしていただけないかという思いで書いております。

次に、今年度が地方創生推進補助金、要するに国庫補助金の3年間の終期の年と思っております。次年度からのこのふるさと商社はどのように運営していかれるのかということをもぜひお聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 小金丸議員のふるさと商社に対します4項目の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の職員の配置についてでございますが、ふるさと商社が本市の商工振興に大きな

役割を果たす業務を行っていることから、現在、正規職員2名をふるさと商社に派遣しております。そして、その給与につきましては公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例に基づきまして、壱岐市から当該職員の給与を支給しているところでございます。

今後の職員の派遣につきましては、ふるさと商社の経営状況等を踏まえ、職員の派遣についても検討することになろうかと考えております。

次に、2点目のふるさと商社の県内自治体の状況ということでございます。

商社事業につきましては、県と県内離島市町の広域事業として地方創生推進交付金を活用して取り組んでおり、離島各市町の状況につきましては、対馬市につきましては一般財団法人対馬地域商社が平成29年9月に設置されておまして、職員8名、うち派遣職員2名で、再任用職員と現職1名でございます。次に、五島市でございますが、一般社団法人五島市物産振興協会が商社事業を行っており、職員5名、うち市派遣職員1名でございます。次に、新上五島町でございますが、一般社団法人新上五島町観光物産協会が商社事業を行っており、職員3名、町からの派遣はございません。最後に、小値賀町でございますが、一般財団法人小値賀町担い手公社で商社事業を行っており、職員3名、うち町派遣職員1名でございます。

3点目の監事についてでございますが、現在、ふるさと商社の監事2名につきましては、議員おっしゃるとおり市の会計管理者と監査委員事務局長を充てておまして、職務的には適任と考えております。しかしながら、身内という部分もございますので、うち1名につきましては外部から任命する方向で進めたいと考えております。

次に、4点目の次年度以降の計画はということでございます。ふるさと商社の運営につきましては、平成29年度から3年間、地方創生推進交付金を受けており、議員御指摘のとおり今年度が最終年度となっております。次年度以降につきましては、今のところ、さらに3年間、令和2年度から令和4年度まで再度県の広域事業として地方創生推進交付金を活用して事業を行う予定としているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 監査については、1名は外部を登用する予定であるということで、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次年度からもまた地方創生推進交付金を当てにして事業を進めるということでございますが、現在、職員1名は福岡にほとんど滞在して福岡市内を中心に営業活動を展開しておるものと認識いたしております。その職員については住居費、そして営業車両等も貸与されて一生懸命毎日やっているものと思っておりますが、行政報告でしたか、次年度からは福岡事務所を閉鎖すると、東京事務所のほうを開設して首都圏に出ていくというような報告もございました。現在、ふるさと商社が福岡事務所を間借りして、その営業の拠点に使っておるという認識をいたしております。

が、福岡事務所が閉鎖すれば拠点も、間借りとは言え福岡駐在の職員の拠点がなくなるのは容易に想像ができます。福岡事務所閉鎖の理由は出張圏内であると、福岡市は。だから、その分は出張して福岡市を中心に福岡事務所の業務をしていこうじゃないかというような報告だったと思います。ならば、商社も拠点事務所がなくなるのであれば滞在することなく週勤とまでは行きませんが、スポット的に週に一、二回出張扱いさせて行ったりすることも一考できるのじゃないかと思いますし、地方創生推進交付金とはいえ、2分の1が一般財源から出ております。民間では全く考えられない事業です、これは。何千万円か売り上げはしておりますが、人件費も出ていません。民間がしないから行政がするという考えも十分理解いたしますが、民間だったらとつづく1年で潰れています。また、これを同じような手法で次年度から3年間やるというのはもうちょっと考えていただきたいと思いますが、どこまで続けるのか。一般財源をそのように突っ込むのかというところを今お答えできればしていただきたいと思います。

商社自体の業務内容はいいことだろうと思いますが、正職員2名、恐らく2名で1,500万円ぐらいは給与をとっているんじゃないかと推測いたしますが、民間人の登用とか、全部じゃなくて民間委託を一部したり、農協、漁協等の力を借りるとか何かしないと、このままずるずるいっても一部の農産物、加工品等には恩恵があっても一般財源をだらだら垂れ流すようなことをずっと続けるような事業ではないと思います。一考していただきたいと思いますが、答弁が難しかったらいいですけども考えていただけるかどうか、その部分を答えていただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） まず、地方創生推進交付金につきましては2分1は補助でございますが、あと50%の2分の1は地方交付税、また2分の1は特別交付税措置がされますので結果的には市の持ち出しはないような交付金となっております。

商社への職員の派遣につきましては、先ほどもお答えをしましたが、経営状況等によりまして市の職員からの派遣につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

民間との比べた商社のあり方等についてでございますが、その辺につきましては民間の小規模事業者の販売の促進に当たっておりますので、今後さらに売り上げ等を伸ばしまして実質的な自走される商社を目指したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 突っ込みにくいような答弁でございますが、新上五島はさつき部長の報告では全く町からの派遣がないという報告でございます。なくてもやれる商社もあるということを知りましたので、できるだけ民間人を登用してあるべき姿の商社に早く生まれかえて商社自体の業務について文句言っているわけではなくて、2名の正職員を充てるのはもったいない

ということ強く申し上げまして質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第12号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 続きまして、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで質問させていただきたいと思います。

この比率の中で審査の結果を見ましたらば、実質公債費比率が早期健全化基準を下回っておりますので、今年度については問題ないということで、これはもう認識をしております。全く問題ございません。問題はございませんけれども、過去にさかのぼってみますと、これが平成27年が4.07、28年が4.76、29年が5.21、平成30年が6.67ということで年々上がってきております。この数字の要因を追っていきますと、今は健全ということで大丈夫なんですけれども、何年かするとこの健全化基準に近づいていくというふうな傾向が出ているのではないかと思います。そういうふうになってはいけないので、そういうふうになる前にどういった形で上昇傾向の転換を図るかということになってくると思いますので、その転換の要因がどういうことを考えていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松尾財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、実質公債費比率は地方公共団体の借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものでございます。算定の方式は分子に繰り上げ償還を除きます地方債の元利償還金を置いて、分母に標準財政規模を置いて求められます。この比率が18%を超えますと、地方債許可団体に移行されることとなり、また早期健全化基準の25%を超えますと単独事業の起債が認められなくなる起債制限団体というものになります。実質公債費比率が年々増加傾向にあるとの御指摘でございますが、ただいま算定方式で申しましたように地方債の元利償還金が分子となりますので、返済する額よりも毎年の借入額が大きく、地方債の現在高が膨らんでいけば当然将来的に返済していく元利償還金もふえていくため、比率は悪化していくことになります。

また、分母となります標準財政規模は標準税収入額とそれから普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計でございますので、今後、人口の減少が予想されます本市におきましてはますます厳しい状況となっていくものと思われまます。

このような傾向を改善するためには、事務事業の評価による事業計画の再点検と見直しを行い、可能な限り地方債の発行を抑制する、または地方債を財源とする事業には交付税措置率の高い有利な地方債を充当するなど、将来に過度な負担を残さないよう健全な財政運営に努めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。必要があるということでございますので、その必要のとおりやっていただきたいと思います。

最近、やっぱり事業がふえてまいりまして市民のニーズのほうもふえております。それに対応していくとますます公債費、借入れしないといけなくなってまいりますので、今後の財政のことを考えまして徹底した管理をしていただきたいと思います。と思っています。

最小の経費で最大の効果ということがやっぱり目指すべき方向だろうと思っていますので、こういったことを職員の皆さん、全職員の方々に気持ちを徹底していただいて仕事に臨んでいただくようお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 小金丸議員が質問をされて、久保田議員も質問されたように、報告第8号について私もちょっとお聞きしたいことがあるんですが、まず1番目なんですが、確かに会社、僕も実は5月の連休にイルカパーク、会計年度は違いますけど、ことし5月の連休中にイルカパークへ車2台を連ねて行きました。入園が40分待ちだったんですよ。もう車が列をつくって。物すごい、こんな光景初めて見たなど私も感心した覚えがあるんですが、ただし、それとちょっと私はひとつ考えられないのは、会社法は確かに部長が言われるように弾力的に株式会社は今は確か1円でも株式会社をつくれますよね。ところが、本来ならばイルカパークは、あの今言う施設整備の等価分とか、それから市からの補助金の持ち出しとかいうのを考えれば、基本的には資本金100万円とかいうのはあり得ないんです。これは多分本来やったら資本金1億円ぐらいにしてもおかしくないような会社の規模なんですが、まずちょっとお聞きしたいんですが、今回、会計報告されているのは前年度ですから、もう閉園中の報告書なんで、要するに収入は全て補助金ということもわかります。基本的にその資本金100万円で今後、今年度からのことを考えてください。資本金100万円の会社で、この高田社長が株主の75%を所持しておって、これは取締役会も1人ですよ。ということは。取締役会の議事録も何もない。要するに個人商店ですよ。高田商店と基本的に考えてもいいわけですよ。そしたら経営責任は全てこれは高田社長が負われるということですか。まずそこが第1点。

それから2番目に、3年後には市長も自立してもらいたいということだったんですが、僕は数値目標を聞いていないんです。3年後の経営の数値目標、3年後にはこういう形になると、これは逆に言えば、これは倒産したら松浦市のモンゴル村もそうです。大々的にあそこも宣伝をして、結局もう引き受け手がいないということで倒産してしまいました。ああいうふうな形が二度とあ

ってはいかんと思っています。だから、僕はもう前回のときも指定管理者制度そのものも見直せと。本来ならば、これは市が直轄でやって市の職員で民間の経営感覚が優秀な人がおれば、その人が僕は取り組んでももらいたいと逆に思っているくらいなんです。市がここまでお金を突っ込む度胸が初めからあるんだったら、最初からそれをやって、民間の経営感覚を市の職員に求めたってそれは無理だと思いますから、それは今はしょうがないと思うけれども、これは最終的な管理責任は高田社長1人が最終的に、3年後にはとらないかんのかということと、数値目標をこれが基本的にないと僕らもそれは判断のしょうがないんです。これの数値目標は基本的に出してもらいたい。まずこれが2点目。

それから、これは取締役が1人ということは取締役会の議事録も何もないということなんですが、市がどういった形でかかわっておるのが聞きおく、聞きおく部長だけでは、これは申しわけないけど議会も僕らも正直言ってわからないんです。

それから全員協議会で説明したという言葉はこれはもうやめてもらいたい、部長。全員協議会というのは基本的に何も権限もないし、議事録も何も残っていないんです。これはだから、議会で本会議で全協で説明しましたがとかいうのは、これはほかの部長もぜひやめてもらいたい。それは証拠も何もありませんから、そういうことは聞いていないと僕らが言えばそれは何の効果もないんです。

それから、もう1個。これは部長の小金丸議員の質問に対して部長がイルカパークの、植村議員の質問だったんですかね、イルカパークの危機管理がどうのこうのと言われましたけど、イルカパークの危機管理って何のことですか、僕らさっぱりわからないんですけど。

以上、説明をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 町田議員の4項目の質問であったと思いますが、まず、1点目の経営責任ということでございますが、取締役は代表の高田氏1人でございます。市といたしまして株主として参加しておりますので、定期的な定例会を月に1回開催をしておりますし、担当職員につきましても毎週1回以上は訪問して事業内容等を確認しているところでございます。

数値目標につきましては、創生交付金の事業、数値目標等を掲げておりますので、それはあとをもって報告させていただくということでよろしいでしょうか。

あと、市のかかわりについては先ほど申しましたように必要に応じて会議を開催しておりますし、株主として市長が代表で出ますので、その点で最終的な経営等につきましては議論できるものと考えております。

4点目のイルカパークの危機管理についてでございますが、危機管理につきましてはいろいろな状況によりまして過激な行動を行う団体等によりまして行動等されるかもしれませんので、そ

の辺につきまして危機管理体制を構築するということでございます。

最後にですが、イルカパークの経営者でございます高田氏につきましては、民間の経営感覚を持って運営をされておりますので売り上げ等につきましても順調に推移するものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（１０番 町田 正一君） 市長の僕は取り組みの積極性というのは正直言って評価しています。何もせんでこんな小さな離島がどんどん人口減とか高齢化でどんどん衰退していくのに何もせんでとりあえず批判するだけとかいうようなそういうスタンスはとりませんけれども、行政として僕は最低限の財政規律と言ったら大げさですが、そこはやっぱり持っておかないといかんと思っています。だから、今、市が持っているのが３０％ですよね。ということは、要するに１カ月に１回、定期報告は受けておるとかいうけれども、これは正直言って株式会社とかいうよりも高田商店みたいなのがあって、そのうちの３０％ぐらい市が出資しておるから定期的に報告を受けておるといことなんですが、これはもし、もしという言葉も余り好きじゃないかもしれませんが、一応こうやって市なり再生交付金なり事業として交付金が入っている以上、それは民間の会社が好きに金持ちが俺はこれだけ金やるからお前ら好きにやれとかいうこととは違うと思うんです。少なくとも行政というのは基本的には財政の規律は持っていないといかん。そして、僕はどう考えてもおかしいと思うのは、取締役会もこれ１人やから開けない、議事録も当然残っていないでしょう。議事録なんかあるわけないですよ。そして、その間、経営悪化の状況とか、もしあるいは後で検証した場合、これはどういうふうな資料とかそえんとがどこで担保されるのか。これは極端なことを言えば、高田社長がそんな人だとかいうことじゃなくて一般論として聞いてください。一般論としてこれ資本金の７割持っておったら、いざこれは経営が悪くなったらこの７割の株式を１０倍ぐらいにして売って逃亡することだって可能なんです。申しわけないですけど、これは民間の株式会社なんですから、幾ら市が、いや３０％うちが持っていますと言っても、だからそういうふうに至らないようにそれはやっぱり市も基本的にはかわりを持っておってもらいたい。今までいつの間にかゴルフ場なんかも筆頭株主に市がなっていますけど、市が、僕は市長なり副市長なりは基本的にはこの会社の取締役になるべきだと正直言って思っていますけど、その答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員の質問にお答えいたします。

まず、お答えする前に１円株主でも株式会社を起こせる、それはむしろそういったことからしても一定の出資をしておったのは間違っていないということをもっと申し上げたいと思っています。

その上で、今、町田議員がおっしゃったもろもろのリスク、そういったものについては税理士等の指導を受けまして、そういったリスクがなくなるようなそういった体制で臨みたいと思っています。私も今おっしゃった、特に株主でございますけれども、株主総会は年に1遍です。取締役会は経営にかかわるわけですから定期的に行われる。そういった中に市がないということは問題があると確かに思っています。今、定款がどうなっているか私も今認識しておりませんが、取締役の数等々についてもやはりちゃんと入れるような定款にいたしまして対応したいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 市長、僕は民間の活力をそげて言っておるわけじゃないんです。それはさっきあれを見ましたけど、行政の職員が、行政がこんな観光事業に取り組んで成功した例なんかありません。それは日本中どこ探してもない。大体行政がやったら失敗するんです。

それから、僕はその民間の活力とか新しい発想をどんどん取り入れてやるのは大いに構わないと、市長もその方針でやられているからそれは大いに構わないけれども、少なくとも行政が、これは言っちゃ悪いけどほとんど行政が何らかの形で交付金という形で全部出して施設整備から全部やって、運営費の補助金まで全部3年間ずっとわたってやるわけなんで、それだったら最低限行政が責任を持つべきところをきちんと財政規律上もしておってくれと、だから、僕は市長なり副市長なりに少なくともこれだけの規模の事業で取締役1人とかいうのは社長1人とかいうのは、それは基本的にはないです、そんなの。それはぜひ早急に定款、普通の株式会社の定款とそんなに変わらんとしますので、ぜひ定款の改革をされるなり、それからついでに言わせてもらえば、先ほど小金丸議員が言われたように監査役もきちんとやっぱり置く、そういうふうなのがやっぱりそれはもう財政の規律上、僕はそれは最低限のことだと思っています。だから、市長にはぜひそういった形で取締役のほうに入っていただきたいと、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 通告を出しておりませんが、関連ですので御勘弁願いたいと思います。報告第11号、竜崎市ふるさと商社の経営状況の報告についてですが、30年度の売り上げの予算額が2,000万円で実績額が2,900万円、約3,000万円、今年度目標額が4,000万円となっておりますが、商談会とか催事フェアなどに出店等々されております。この裏づけがあるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今年度の売り上げ目標は約4,000万円でございます。その根拠等につきましては、昨年度の実績、それから催事等をふやしまして目標を掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） その程度だろうと思っています。現在進行形の商談会の進捗状況とか、あと催事の実績もちろん要るんでしょうけど、大体1つの催事、フェア等で売り上げが上がる金額とそれに対する経費、それから出てくる粗利率とかいうのを計算した上で大体目標を掲げると私は到底4,000万円は厳しいかなと思います。ただこれから大きな商談会とかがあって、その商談会によって1つの実績が生まれる。それから波及効果があつていろんなところに販路がふえていくというふうに考えると繰り越してやれる事業が単月とか短期間で終わる催事等々じゃなくて、私的には自走化するには商談会での実績が主になってくるかと思っています。そこで、いろんな販路をふやして売り上げ目標等、経費を差引いた売り上げ、粗利、そういうのがないとまずもって自走化は厳しいものだと思います。また、今後続ける予定ですので、その辺も踏まえた今後の新しい取り組み等々、もしございましたらお教え願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今までの実績におきましても催事等の粗利益はある程度計算しております。

また、現在、顧客であります事業者につきましてもさらに売り上げ等を伸ばす計画でございます。

今後、催事、さらには現在の顧客等の売り上げにつきましても伸ばすように計画しております。具体的な目標につきましては、今後、商品分析等も現在実施しておりますので、その売り上げ分析等をもとにしまして売り上げ等につきまして目標をさらに設定したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。しっかりと、私も民間の目線でこの経営状況を注視していきたいと思います。

あと、まだ壱岐の中には隠れた商材がたくさんあると思われます。そういう掘り起こしはまずやっていただいて、新しい販路がそこに出てくるといいますし、商談会に来られるバイヤーの方々というのは珍しいものと最近は特に離島のものというのは好まれます。加工品のみならず、そのまま泥から掘りあげて泥のまま提供するとかというのも新たな手法になってきておりますので、そういうことも考えながら新しい取り組みを行っていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第6号ほか6件の質疑を終わります。

以上で、7件の報告を終わりますが、ここで暫時休憩いたします。

再開を14時50分といたします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑を続けます。

----- . ----- . -----

日程第8．議案第13号～日程第13．議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第18号気候非常事態宣言についてまで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第16号について質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 議案第16号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正については、現在工事中の芦辺中学校校舎改築改修工事の完成に伴う位置変更のための議案ですが、この条例には令和元年11月1日から施行するとありますので、この施行月日の意味するところをお尋ねしたいと思っています。

施行日について調べてみますと、これの意味することはこの日からこの法律を破ると罰しますという意味だと書いてありましたが、いわゆる芦辺中学校の位置をこの条例で変更するということは11月1日から教育課程を実施する、いわゆる課業するということで引っ越し移転等も完了すると受けとめました。それでよろしいのでしょうかということをお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 清水修議員の質問にお答えをいたします。

現在、芦辺中学校の校舎を改築している理由は、子供たちを安心して安全な校舎で学校生活をさせるためでございます。本工事は10月末までの工期となっておりますが、完成次第、1日でも早く子供たちを安心・安全な施設で学ばせるため、議員御指摘のとおり11月1日からの新校舎での課業を予定しています。そのため、移転作業については、学校ときめ細やかな打ち合わせをして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 一応、11月1日から課業するということを伺いましたので、そ

れではいわゆる移転作業等に係ること一般質問にも上げておりますが、ここで私が了解できれば一般質問のところは省かせていただくということにもなるかもしれませんが、そうなりますと移転作業が10月31日までに終わるのか。いわゆる10月31日は木曜日です。11月1日は金曜日です。木曜日まで移転作業をして、そして1日から授業する。どのような移転作業の計画のもとにそれが可能なのかということが非常に理解しがたいので、その部分を再質問させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。教育長。

○教育長（久保田良和君） 清水議員の再質問による移転作業について理解しがたいという御指摘でございました。

先ほど次長が申しましたとおり、11月1日より新しい校舎での授業、教育活動を始めるという予定に立って、私どもは移転作業を学校側ときめ細やかな打ち合わせをして進めてまいります。もちろん、当然大きな物の移動等があり、既に業者のほうとはそのことについての移動等は終わっております。議員が御心配になっている分は今回こういう事態になっておりますので移転日が普通の日にかかっている点で御心配をされているのだと思いますが、やむを得ません。10月29、30、31を例えば工事の完了受け渡しが終わったと考えれば、その中での午後の日程等を使いながら幾らかずつの移転等の作業をするということも計画の中の一つでございます。当然、子供たちについての授業についての学習権の保障はしなければいけませんから10月31日の午前中までは机、椅子等は現在の校舎による授業等をまずはすることを確保し、その午後の時間帯で机、椅子等は新しいところに運ぶ、一斉にという形を業者等との間で詰めながら、最小限に子供たちの学習権についての影響を及ぼさないように取り組んでいくと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 今御答弁いただいたように学校現場と詳細に打ち合わせをして実施をしていくということが一番大事なところですから、そのところが現場の理解といいますか、いわゆる先ほども言われましたように子供たちの安全で安心な新しい施設での学習が一日も早くできることを願ってされていることは理解しますが、個人的な意見かもしれませんが、または一部の保護者の方々の御心配かもしれませんが、学期の途中でいわゆるスクールバスも経路が例えば変わってくるし、午前中まで授業をして椅子、机を運んで、次の日からちゃんと体制を整えてということに無理があるようにどうしても思います。

先ほども教育長は言われましたように学校現場または地域、保護者、生徒の皆さんがそれで十分やれるということであればいいのでしょうけれども、その部分はぜひしっかり現場の御意見を聞いていただいて、私としては無理して11月1日にしなくともいいのではないかと正直思います。2学期が終わってからきちんと準備をして3学期から新校舎でということのほうがしっく

り納得がいくわけです。でも、確かにこの移転ができなかったために万一の災害が起こらないとも限らないわけですから、できとるとに早う移しちよけばよかったってならないとも限りませんから、ちゃんと完成した時点で現場としっかり打ち合わせをして1日の安全・安心な課業開始ができることを期待して、とやかく私がこれ以上言ったところであればはないと思いますけど、個人的な意見は先ほど申したとおりです。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第18号について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 議案第18号は、気候非常事態宣言についてです。

近年の異常気象を経験するたびにこの宣言の重要さは理解できますが、ほかの自治体がまだ宣言していないのに壱岐市では先駆けて宣言することになると聞いております。ですから、まず初めにそのこと意味、先駆けて宣言するということの意味、そしてこのことを市民の皆様に理解を深めるためにもその宣言をどうやって啓発活動していった具体的な推進に結びつけていくのかなどの取り組み方についても教えていただければ幸いです。

何でもちょっと目先が変わったことでも新しいことが決まって進んでいくと不安な部分が出てきます。

例えば、これまで地球温暖化防止の取り組み等々の中で4R、リデュース——ごみの排出抑制とか、リユース——再利用、リサイクルの再資源化、リフューズのごみの発生回避などについてはそれぞれこれまでも取り組んできたことであると思います。この宣言をすることによって、プラスどんなことに取り組んでいくのか。特に書いてあるのは海洋汚染の原因となるプラスチックごみについてこの4Rを徹底していきたいと宣言をされておりますので、これからこの気候非常事態宣言をもとにどのように進められていくかということも重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

他自治体に先駆けて宣言する意図はということと、今後の取り組み方についてという御質問でございます。

御承知のとおり、地球温暖化防止対策につきましては、日本のみならず、世界各国と協力した取り組みが必要であります。簡単に解決できる問題ではございません。現在、人間の活動によって温暖化の原因である温室効果ガスが増加し、産業革命以前に比べて世界の平均気温が約1度上昇しておりますが、これによって日本も含め世界各地で熱波、山火事、洪水、干ばつ、集中豪雨などが頻繁に発生し多くの人々や自然が犠牲となっております。

今後も気温は上昇し続ける見込みであり、パリ協定においては気温上昇を2度より十分低く保

つとともに1.5度に抑える努力を迫及することとされていますが、今のままでは1.5度どころか2度の目標達成も難しいと考えております。

世界各国では、このような状況を背景に18カ国の927を超える自治体で気候非常事態が宣言されております。

一方、本市の気温変化につきましては、気象庁のデータによりますと1978年から1982年、5年間の平均気温が15.1度に対し、2014年から2018年、5年間の平均気温は15.8度と30年前の平均気温と比べますと約0.7度上昇しております。

世界の平均気温が1880年から2012年の132年間で約1度上昇していることを考えますと30年間で約0.7度の上昇は決して低い数値とは言えません。さらに、最高気温に関してもこの30年間で約2.5度上昇している状況にあります。

このような中、平成21年に地球温暖化防止対策協議会を設置し、同協議会とともに地球温暖化防止対策に関する活動に取り組んでまいりました。また、平成30年にはSDGs未来都市に選定され、環境面におけるSDGs達成ため、地球温暖化防止対策をこれまで以上に積極的に取り組む必要があると考えております。

地球温暖化の影響によるさまざまな災害が発生している中、本年8月1日に認定特定非営利活動法人環境経営学会後藤敏彦会長から気候非常事態宣言に関する声明が発表され、日本政府、地方自治体を初め、科学者組織、NPO、NGOを含む諸団体に対し広く連携を呼びかけられたところでございます。

SDGs未来都市としての本市のあり方や世界の自治体の動きを考えますと、他の自治体に先駆けてというよりは、むしろ一刻も早く地球温暖化が人間社会や自然界にとって既に著しい脅威となっていることを認識した上で人間活動のあらゆる分野で社会全体があらゆる知見を動員し、地球温暖化防止対策に取り組む必要があることを市民の皆様に訴える気候非常事態を宣言するべきと考え、議案を上程いたしました。

本市だけの取り組みで解決できる問題ではないことは十分理解しておりますが、自治体として宣言することが重要であると認識をいたしております。

今後の啓発活動につきましては、市民の皆様には日々の生活において省エネやごみの減量などに御協力をいただいていると承知しております。家庭や社会で取り組まれている省エネやごみの減量をさらに徹底していただけるように啓発活動に取り組むとともに化石燃料から太陽光や風力、水素などの再生可能エネルギーへの転換のさらなる促進を図るため、市内の主要団体、民間企業等で期成会を組織し、地球温暖化防止、二酸化炭素の削減、再エネ導入の促進等について連携した啓発活動を新たに展開してまいります。

また、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについても4Rの徹底を図るとともに国におい

て検討されておりますレジ袋の有料化等の動向を注視しながら、市民、企業、関係団体等と連携してさらなる削減を推進してまいります。

SDGsの重要な理念として、誰一人取り残さないというのがございますが、同時に一人一人が当事者意識を持って目標達成に取り組むことも重要でございます。地球温暖化防止につきましても市民の皆様お一人お一人が当事者としてできることに最大限の力で取り組んでいただくことが必要だと認識しておりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） この気候非常事態宣言の意味、一刻も早く宣言することの大切さ、また壱岐が取り組んでいるSDGsに関する、特に環境問題について市民の皆さんへの理解と協力が深まることだと私は考えます。特に一人一人が当事者意識を持つということがこれからは何でも大事になってくると思います。取り残さないというのは大事な考え方でもあるけれども、そのためには当事者に我々がなっていくということを理解して協力し合う、そういった壱岐の町になるためにも、そしてこの異常気象といいますか地球温暖化による異常気象に対応するということもしっかり協働で進めていければと思います。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で議案第13号ほか5件の質疑を終わります。

日程第14．議案第19号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第14、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑については委員会でお願ひします。

日程第15．議案第20号～日程第19．議案第24号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第15、議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、5件を議題として、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで議案第20号ほか4件の質疑を終わります。

日程第20. 認定第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長及び前監査委員、土谷勇二議員を除く13名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑については委員会をお願いいたします。

日程第21. 認定第2号～日程第27. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、7件を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで認定第2号ほか6件の質疑を終わります。以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第18号気候非常事態宣言についてまで及び議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、並びに認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、18件をタブレットに配信しております議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号については議長を除く

14名で構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山内豊議員、副委員長に市山繁議員と決定しましたので報告いたします。

お諮りします。認定第1号平成30年度老崎市一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に山川忠久議員、副委員長に町田正一議員と決定いたしましたので報告します。

日程第28. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第28、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第1号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす9月11日水曜日午前10時から開きます。あすは一般質問となっており、4名の議員が登壇の予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐エフエムにて生中継いたします。市民の皆さんにおかれましては、御視聴いただきますようによろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時17分散会

令和元年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

令和元年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

2 番 山内 豊 議員
5 番 土谷 勇二 議員
1 番 山川 忠久 議員
15 番 赤木 貴尚 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15 名)

1 番 山川 忠久君	2 番 山内 豊君
3 番 植村 圭司君	4 番 清水 修君
5 番 土谷 勇二君	6 番 久保田恒憲君
7 番 音嶋 正吾君	9 番 小金丸益明君
10 番 町田 正一君	11 番 鵜瀬 和博君
12 番 中田 恭一君	13 番 市山 繁君
14 番 牧永 護君	15 番 赤木 貴尚君
16 番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、2番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 山内 豊君） おはようございます。

令和元年度9月会議一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番、山内豊が通告に従いまして、今回大きく3点、一般質問をさせていただきます。

まず、下水道整備の今後についてということで質問をさせていただきます。

下水道と言えば、合併前から整備が行われておりまして、壱岐市となった現在でも旧町の制度のまま至っております。これについては、議会の中でも同僚議員の一般質問や常任委員会等でそれぞれ議論をされてきたと伺っております。

12月会議の折に、この使用料に関しての見直しを、工事終了後検討の余地ありとの見解がなされておりました。合併時に対処ができなかった過程はあると思いますが、このことに関しては

公共下水道と漁業集落水道処理区域の違いがあれど、壱岐の市民の方々は、壱岐となっているのになぜここまで違うのかということを経営者にも聞いておられます。

実は、私も下水道に接続をしておりますが、最初、初期投資が非常に高かったということがありまして、いろんな方にお話を伺うと、助成があるよと、ああそうですか、あるんですか。で、聞きに行くと、郷ノ浦はありませんと。そういう意味も込めて、この格差は一体何なんだろうなというのがクエスチョンマークのままずっと残っております。

前も質疑の折に永田部長のほうにお尋ねをしましたら、使用料の違いはあるということで理解をいたしました。

担当課にもお話を伺いに行って、いろいろ説明をいただきまして、半分わかって納得はしましたが、やはりどうしてもこのことは、そういう工事終了後という観点から、見直すというふうに行われておりますので、改めて建設的な感じで今後の話を含めながら、もちろん批判もしながらですけれども、話を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1つ目に、使用料に関して、公共下水道と漁業集落施設の見直しをこれまで検討してきた経緯はありましたか。

2番目に、それに係る郷ノ浦公共下水のほうは受益者負担金が15万円とあります。芦辺瀬戸地区は、それはなくて、10万円の助成が逆にあるということで、それに関しての見直しも検討されてきたのかということ。

3番目に、工事終了後というのを令和2年と伺っております。そこからスタートできる、使用料の見直しとしてスタートできる試算は現在のところあるのでしょうか。

そして、4番目です。これは下水道供用開始区域はもちろんのことですけれども、そのほかの方々に市民の方の理解を得るためにどのような周知が望ましいお考えですかということで、細かく4点の御質問をさせていただきます。どうぞ御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 2番、山内豊議員の下水道整備の今後についての御質問にお答えいたします。

まずもって、本市の下水道事業の取り組み状況について御説明を申し上げます。

大きくは、1番目に国土交通省所管の公共下水道事業と、2番目に農林水産省所管の漁業集落排水整備事業、そして3番目に、環境省所管の合併処理浄化槽設置整備事業の3本柱で本市は取り組んでおります。

ここでは、1番目の国土交通省所管の都市計画事業による公共下水道事業と2番目の農林水産省所管の漁業集落排水整備事業についての概要を説明させていただきます。

初めに、公共下水道事業についてですが、区域は主に郷ノ浦町の武生水地区の一部について実施をし、処理区は北部処理区と中央処理区の２処理区に分かれております。事業開始年度は平成６年度から着手し、現在整備中の大谷地区が令和２年度完成を目途に整備を進めてきております。

次に、漁業集落排水整備事業についてですが、石田町の山崎地区、芦辺町の恵美須地区、瀬戸芦辺地区の３地区において整備を進めてまいりました。３地区のうち、山崎地区が平成１１年度から着手し平成１４年度完了、恵美須地区が平成６年度から着手し平成１０年度完了、瀬戸芦辺地区が平成１３年度から着手し平成２９年度に完了しております。

供用開始につきましては、それぞれ工事が完了した箇所から随時供用開始の告示を行い、下水道の加入促進を図っております。

その次に、公共下水道事業と漁業集落排水整備事業の制度及び使用料について説明を申し上げます。

公共下水道事業においては、下水道接続時に受益者負担金として１戸当たり１５万円を負担していただいております。漁業集落排水整備事業においては、瀬戸芦辺地区が平成２９年度まで実施をしてきたわけですが、制度的には下水道接続時に促進助成金として１公共枡当たり１０万円を交付し、加えて、供用開始後３年以内に加入接続した場合に限り一定の助成金を交付をいたしております。

このように、公共下水道区域内で受益者負担金を徴しており、一方、漁業集落排水施設の区域内では促進助成金と配管助成金を交付しておりますので、比較しますと２５万円の差があることになります。

下水道使用料につきましては、石田町、芦辺町の漁業集落排水処理施設使用料が現行で１カ月５トンまでの基本使用料が６３０円、超過使用料が２３６円と水道料金と同額の設定であるのに対しまして、郷ノ浦町の公共下水道使用料が基本使用料で約８割、超過使用料が約７割の設定となっております。よって、下水道使用料を比較しますと、郷ノ浦町の公共下水道使用料が石田町、芦辺町の漁業集落排水処理施設使用料より安価となっており、使用料自体は議員御指摘のとおり同一の使用料とはなっておりません。

そこで、１点目の質問の使用料に関して、公共下水道事業と漁業集落排水整備事業の見直しをこれまで検討した経緯はあるかとの御質問にお答えいたします。

公共下水道事業と漁業集落排水整備事業間での制度及び使用料については、合併時の調整において議論を重ね、当時の議会でも議論をされております。その後も何回となく調整協議を行い、また議会及び常任委員会の中でも相当議論をされてきました。しかしながら、郷ノ浦町の公共下水道事業と芦辺町の瀬戸芦辺地区においてその後も事業が継続して行われてきた中で、それぞれ事業の中で、先に下水道へ接続されたかたと今後接続をしていただく方との使用料の不均衡が生

じてきてることから、事業完了後に格差是正について調整見直しをすることで今日に至っているところでございます。

2点目の受益者負担金に関しても見直しを検討されたかとのことでございますが、使用料と同様に見直しをされております。まず、合併時の調整において、しばらくの期間、公共下水道の受益者負担金を免除する規定を設けております。しかし、公共下水道区域内では、それ以前に接続された方々から、不公平であるという意見が続出をしております。これを受けて、平成18年の3月議会で、その間の免除規定を外し、従前の方法で臨むため、受益者負担金条例が改正をされ、公共下水道区域内では受益者負担金を徴し、一方、漁業集落排水施設の区域内では促進助成金と配管助成金を交付するという結果になっております。

このように、今までも何回となく協議し調整を行ってきましたが、調整した結果が平成18年3月の受益者負担金の改正であり、平成24年12月の議会答弁であると思っております。

次に、3点目の工事の終了後、令和2年と伺っていますが、そこからスタートできる試算があるのかという御質問でございます。工事が完了した区域につきましては随時供用開始を行い、下水道の加入促進を図っておりますが、下水道法第11条の3水洗便所への改造義務等では、下水道が使用できるようになった区域では3年以内にくみ取りトイレを水洗トイレに改善することが建物の所有者に義務づけられております。公共下水道事業については、現在、大谷地区の整備を行っておりますが、令和2年度に完了を目途に事業を進めております。

それに伴い、最後の供用開始区域の告示が令和2年度になることから、加入期間3年を経過する令和5年度までは変更できないものと考えております。よって、工事完了後、令和6年4月に向けて新下水道使用料への移行の議論を深めていくことになると考えております。

新料金につきましては、不公平な点の是正を含め、将来的な下水道加入率及び施設の更新、修繕等の維持管理、さらに厳しくなると見込まれる特別会計の運営状況を総合的に見きわめながら協議を重ねていくようにしておりますので、今後とも市民及び議員皆様の御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、4点目の供用開始地区のみならず、市民の方への理解を得るためにはどのような周知が望ましいかとの御質問でございます。

まずもって、新料金の移行を進める中におきましては、議会の皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

議員各位の御理解の上、議会での御承認がいただけましたならば、市の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、回覧等あらゆる情報媒体を活用し、市民の皆様に御理解と御協力をいただけますよう周知を図ってまいります。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（２番 山内 豊君） 御答弁をいただきました。

使用料については、郷ノ浦町の武生水地区の一部が同じ水道料金よりも１２０円ぐらいやすいということで、今採用されております。漁集のほうは助成金が１０万円で、これメーター当たり約３，０００円ぐらいの補助があると伺っておりますが、それで、下水道をこれからどうしていくのかということに１回話をまい戻っていきますと、行政のほうから下水道に接続をお願いするようになっていると思います。実は、大体下水道工事自体が大切な公共工事ですので、それがお荷物になっては、私はいけないと思います。なのに、やっぱりそういう不均衡というか、受益者負担金が要るところと要らなくて助成があるところというのは、やはり市民の方は一概にして何のことはかさっぱりわからないと。どう考えてもおかしいよというのが大前提だと思っております。

先々見直すのが、令和２年に工事が終わりました、それから制度維持期間が３年というのは芦辺瀬戸地区の制度維持期間だとの理解でよろしいでしょうか。（発言する者あり）郷ノ浦で。

じゃ、工事が終わるのが郷ノ浦のほうですね。制度維持というのが３年というのは郷ノ浦の３年ということですか。その辺、ちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 先ほどもちょっと申しましたが、最後の下水道工事が終わるのが、今現在、大谷地区、それから志原地区の一部を工事をしております。大谷地区の最後の工事が終わるのが令和２年度になります。それから３年間は供用開始区域の告示から３年以内に接続するという法がございますので、郷ノ浦地区の完了後３年間ということで考えております。よって、令和５年度までは変更できないものというふうに考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（２番 山内 豊君） 済みません。そこ、私の理解不足だったかなと思いますが、私が聞いたのは、工事が終了して、その期間も制度維持期間が３年間あるから、その期間は持たないといけないということで、令和５年まで使用料の改定は無理と、令和６年から新しい使用期間、使用料の移行にスタートするというふうに聞いていたんですけれども、そうではなかったんですね。

３年間で、法律の縛りがあって３年間ということだったのでしょうか。はい、わかりました。その法律の期間３年間というのをちょっと、済みません、私の理解不足で申しわけございませんけれども、てっきり、伺ったときには制度維持期間が３年間あるから、それを含めた２年から３年で、令和５年までは無理だと。で、令和６年から開始の予定だというふうにお伺いしていた

んですけども、そうではなかったですか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 済みません。下水道法第11条第3項によりますと、処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、当該処理区域内について、第9条第2項において準用する同法第1項の規定により、公示された下水道の処理開始すべき日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならないということになっておりますので、新料金の移行につきましては令和6年4月、それまでのうちに料金体系を考えていくということで考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 理解しました。

そしたら、その試算というのを、いろんなやり方があると思うんですけども、他の自治体とかそういうふうに参加にされてやるものか、それとも、令和6年まで全く何もしていない状況で、令和6年からの移行で、どういうベースをもとにそういうことを、これから使用料の改定を行っていくかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 現在、先ほど申しますように、使用料の格差が当然あるわけでございます。芦辺、石田につきましては、水道料金と同一料金の体系をとっております。現在、郷ノ浦のほうは8割、7割という関係でございますので、今からの議論になろうかと思いますが、合わせていくということが大前提になろうかというふうに、今のところでは考えております。

ただ、水道使用料と同一料金を組んでおると今申しましたが、その水道料金につきましても、ここ何年かのうちに改定をしなければならない状況も出てくるかというふうに考えておりますので、そこもあわせまして料金改定のほうに議論を含めていきたいというふうに考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 今回は、先話を私もしたいと思うんですけども、下水道の経営戦略の中で、公共下水のほうは、今後は料金改定も視野に入れつつとあって、漁集のほうは下水道使用料金の見直しも行う予定としていますというふうに書いておりました。

私はもう、一斉に、上げるなら上げると。同一にするなら同一にするということが最善の策だろうと。それはもう部長との話でも同じです。ただ、やはりそこでも、私たちは払ってきて、私たちは助成を受けてきて、でも高かったよ。こっちは初期投資が要りましたよ。でも、またなおさら上がるんですかといったときに、やはり合併前からの制度なんですけれども、やはりどうしても、なぜもっと早くできなかったのかというのが市民の方の大半の御意見だと思っております。その辺のことも踏まえながら、これこそほんと慎重に議論を重ねていかなければいけないと思っ

ております。令和6年からスタートできますということがここできるのであれば、しっかりと明言をしていただきたいと思いますし、それに伴って、4番目の質問のほうにも入りますけれども、一般会計の繰り入れが下水道特別料金はございます。もちろん合併処理区域もあります。合併処理の区域の方が同じ税金を下水道のほうの区域に投入するというのは、そこでも不均衡さが出てくるのではないかと私は思うんですけれども、その辺の御理解はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 最初申しましたように、下水道につきましては3種類あるわけがございます。そして、スタート時点が、もうスタートしましてから二十数年経過をしておると。そして、事業自体は間もなく終わるよということでございます。それで、先ほどから申しますように、ここ令和6年まであと四、五年ございますので、その期間で議論を深めていきたいというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） もう早速取りかかったほうがいいのではないかと私は思います。

本当に、私もいまだに思うんです。下水道の接続をして、芦辺地区と武生水地区でいつかは逆転するときが来るのは、これは目に見えてわかっていました。しかしながら、私は、ちょっと改築をするときに、せっかく下水が来ているからということでつながさせていただきました。しかし、1メートル1万円以上かかったわけです。プラス受益者負担金の升代が、一括で払えば14万円で済みます。ただ1万円ですけど。私は、当然そういう財力もなく、3回にわたって5万円ずつ15万円払ったわけなんですけれども、いまだに下水代を払いながら、プラス升代を払いながら、このバランスというのは皆さんどう考えているのかなと、はっきり言って思います。芦辺地区の方もそういうふうに言われておりますし、郷ノ浦地区の方なんかもっと、絶対、つなぎたいけれども、何もないとちょっとまずもってのお金がない。もちろん利子補給制度もあるんでしょうけれども、そういうのも踏まえながら、やっぱりいろんな方面に理解を求めているかないと、この制度自体がもうお荷物になってしまっただけなので、しっかりと努めていただきたいと思いますけれども、その辺の御理解はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山内議員の御意見、もっともでございまして、この下水道はスタートが合併前のそれぞれの町で始まったということ。そこで制度が異なっていたということが原因でございまして、したがって、先ほどから説明を申し上げますように、合併時に合併協議会でいろんな議論を重ねた。その後も議会において議論を重ねた。そして、改善の変更をしようとしたけれども、以前と不公平になるじゃないか。いわゆるこの根底にはその不公平感というのが横たわっていると思います。

したがいまして、このことをいかに不公平を是正していくかということについては、加入期間の問題もございます。先ほどおっしゃるように、加入して長い方は既にその補助金分もいわゆる使用料で軽減されているかもしれませんが、しかしながら、入られて間もない方は、やはり加入料金と助成金との差がある。そういったことの不公平感をいかに是正していくか。これは非常に難しいことと思います。が、おっしゃいますように、令和6年4月1日に向けて早い時期に、早い段階で部内で研究してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 令和6年ですね。はい、わかりました。

市長からの御意見も賜って、加入期間というふうに言われると、もうずっと不公平さが出てくると私は思います。上げたときに、もう何もない、受益者負担金も必要と。使用料も上がりますということで、その辺のバランスをやっぱり、負担金をもう取るのか取らないのかという話から進めていかなければいけないだろうと思っています。受益者負担金が令和6年から接続する方にはもう必要ありませんよとか、もちろん僕は、負担金は取ってしかるべきだと思っています。その上で、同じ使用料を払っていくのが一番公平な手段ではないかと思いますが、それは先の話であって、これまでの不均衡さがもう完全に露呈しているのが今の下水道の問題なので、それはしっかりと努めて、今後もう早い段階で試算をして、どんなものかというのをお示しいただきたいと思いますし、下水道処理区域のみならず、合併処理浄化槽区域の方、まだ設置をされていない方、接続されていない方等々にも早目に接続をしていただけるような説明を私は公民館便とか回覧板、ネットワークありますけれども、やはり真摯に対応していただいて、この解決がスムーズにいきますように、今後とも努めてほしいと思います。

令和6年4月1日からやるという方向で私は理解はよろしいのでしょうか。はい、じゃそのほうに、そういうことをもう確約をもらいましたので、令和6年4月1日からやるという方向で理解をします。

ぜひ今後とも、だんだん経営的にも厳しくなってきますけれども、その辺の御理解も市民の方に賜りながら、下水道事業を進めていっていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。がらっと内容は変わります。eスポーツについて御質問をさせていただきます。

ここ最近、メディア等でよく耳にするワードの一つです。スポーツと名のつくものですが、思わずリアルスポーツと思いがちですが、これはエレクトロニクスポーツの略で、電子機器を用いて行うビデオゲーム、コンピューターゲームを使った競技でありました。外国での人気は年々増加の一途であります。日本国内ではまだまだ認知度が低いのが現状です。

その中、長崎県ではeスポーツ協会が発足して、その大会が県庁で行われるなど、これは7月28日でしたか、盛んに行われてきております。自治体として大会を行うことは大変ハードルが高いと思いますが、これからの大規模な市場を見据えて、まずとりかかると、今後壱岐市内にもメリットがあるように思われますが、いかがか、御質問をさせていただきます。

まず1つ目、eスポーツについて、壱岐市として将来ベースで取り組む可能性は今のところございますでしょうか。

2つ目、東京オリンピック、来年ですが、2022年のアジア大会、中国、24年パリオリンピックなどで正式種目となり得る今、交流人口、関係人口を取り巻く意味も込めて、合宿などの誘致を行ってはどうかと思えます。ネット環境が壱岐の島は整っております。その利便性を生かす機会と考えておりますが、御答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 山内豊議員のeスポーツについての御質問でございます。

1項目めでございます。eスポーツとは、エレクトロニクススポーツの略であり、コンピューターゲームをスポーツ競技として捉える際の名称であります。具体的には、サッカーや野球、格闘技や戦闘ゲーム、アクションパズルゲームなどのコンピューターゲームで、複数のプレイヤーが画面上で競い合う競技であります。広い意味でスポーツと言われております。

もともとスポーツとは健康や体力の保持増進のために行われる運動競技など、身体活動を伴うものです。そのため、身体活動の度合いが少ないeスポーツをいわゆるスポーツとして扱うかどうかにつきましては、全国的に議論をされているところでございます。

このeスポーツについて、壱岐市として将来ベースで取り組む可能性はとの質問ですが、本年開催されるいきいき茨城ゆめ国体において正式な種目ではございませんが、全国都道府県対抗eスポーツ選手権が文化プログラムとして採用されるなど、未経験者がスポーツに興味を持ったり、高齢者や障がい者がスポーツを疑似体験できる可能性のある競技として少しずつ注目度は高まってきております。

一方では、子供・若者のゲームへの依存症が懸念されることなどから、スポーツと言えるのかどうかという、そういった議論もあります。競技の内容についても、サッカーや野球、格闘技などのスポーツタイトルもありますが、武器を持って相手を倒していく戦闘ゲームとかアクションパズルゲーム、そういったものがゲーム性の強いものとして含まれており、先ほど申し上げましたように、ゲーム依存に陥るおそれもありますので、画面上、空想上の世界で戦うことやネット回線を通した場合、相手の顔もわからない状況で戦うといった、これまで受けとめていたスポーツとは違う新しい部分もありますので、今後、国内・県内の動向を見きわめていく必要があると

いうふうに考えております。

したがって、教育委員会としましては、壱岐市独自でこの大会を開催するということは、現段階では厳しいものがあるというふうに思います。

2項目めは、スポーツ合宿の誘致等ネット環境の質問でございますので、企画振興部のほうで答弁していただきます。

以上でございます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山内議員のeスポーツの2項目めの御質問、ネット環境が整っている利便性を生かし、eスポーツの合宿誘致を行ってはどうかとの御質問でございます。

本市におきましては、平成23年に市内全域の情報通信基盤として光ケーブルを整備し、市民のネット環境は大幅に向上し、生活する上で都市部と遜色のない状況となっております。

しかしながら、インターネット回線を利用したeスポーツにおきましては、ほんのちょっとした動きが勝敗を分けることから、最も重要視されるものは通信速度でございます。本市の現状は、多くの人が同時に回線を利用した場合、競技に支障を来すことも考えられるため、合宿地として誘致は難しいものと判断をしております。

本市といたしましては、この島に何を求めてお越しいただけるのか的確に捉え、すばらしい自然、歴史、文化、そして魅力的なグルメを活用、またその開発、磨き上げを行い、これまで以上に情報発信を強化することで交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） こてんぱんにやられた答弁でございました。

本来なら、先駆けてということで私は今回質問をさせていただいたんです。これから、市場的にも急成長する市場であると、いろんな経済学者等々が言われております。その中で、受け入れ態勢というので、ちょっとした施設でいいと思うんです。そういうのもできますよということで、今企画振興部長のほうから速度的に無理だということだったら、速度を対応するような新たな方針も持っていったいいかと思います。民間ベースで多分これはこられるほうが私は手っ取り早いのかなと思っておりますが、まず自治体がやることに意味があるというのはどこかで聞いたことがあるフレーズですけれども、そういうことも踏まえながら、eスポーツの認知をこれから高めていって、長崎県庁で行われるということで、壱岐市のほうからも出られております。どうだったと聞くと、県庁とかああいう場所でできるというのはすごい革新的で、これから本当に裾野が

広がるeスポーツ競技だろうなというふうにお話を伺いました。

金沢市なんかは、これに予算を計上されておりますし、日本の場合、自治体が大会を開催するとかというのはなかなか、賞金も出すというのは絶対厳しいと思います。これはもう法律等々で罰せられますので、そういうことはしないにしても、これから新たな交流人口の拡大を狙うコンテンツの一つとして、私は壱岐の島はeスポーツもやっていますよというふうな働きかけを関係機関にやっていただけないかなと思って今回質問させてもらいました。

壱岐市が表立ってやるのが一番ベストなんだろうけれども、そういうことも踏まえて、新たな観光コンテンツではないかな。新たな交流人口、関係人口のコンテンツとしてそういう情報共有をやっていただけないかなと思うんですが、これはちょっと企画振興部長のほうに御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、ネット回線につきましては、非常に多額の費用が生じるということでございます。現在、速度を安定できないこともありますので、多額の費用をかけてまでeスポーツを誘致ということは、現在のところ難しいんじゃないかなろうかと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 私、そういうことを言っているわけじゃなくて、eスポーツだけに限らずということで、回線の速度を早めてはどうかというふうにちょっと言わせていただいただけで、もうeスポーツに限ってそういうふうにやってくれと言っているわけではございませんので、その辺の御承知をよろしくお願いします。

あと、教育委員会から御答弁がありまして、教育上、ゲーム依存の可能性もあるとかというふうなことはもちろん承知でございます。私もゲームなぞ全くやったこともございませんし、スマートフォンの中にもゲームは一切入っておりません。そういう人間が、異業種の観点から、こういうのもあってもいいんじゃないかというふうな思いも込めて今回質問をさせていただきました。

またそういう機会があったら、本当に今現在、認知がすごい低いので、ちょっと深く話を聞いてもらってもいいんじゃないかと思っておりますので、もしそういう機会がございましたら、率先して出向いて行って、本当のeスポーツってどんなものかどうのを御理解いただきたいと思います。新たなコンテンツとしてeスポーツ、私は絶対にいいと思いますので、これから視点が変われば、どうぞよろしくお願いいたします。

eスポーツに関しては終わります。

最後の質問に移ります。

郷ノ浦港フェリーターミナル内、これ敷地内でも構わんですけど、ＡＴＭ設置についての御質問を伺います。

キャッシュレスの時代にとんでもない質問だと思わずに、対応をお願いいたします。

先月、ターミナル内で立ち話をしていると、１人の観光のお客様から、ＡＴＭのことを尋ねられました。ないことを告げて、銀行までの道を案内して、その後、そこに２０年以上お勤めの売店の方に、こういうことを聞かれましたと、よくありますかというふうに言うと、１日１回以上は必ず聞かれますよということでした。繁忙期だけでなく、特にビジネスマンの方に聞かれるということがほとんどだったようです。

ＡＴＭが設置されるものならば、島外の方にとどまらず、そこにお勤めの従業員さんや元居地区の方々など、利便性は拡大に広がると考えておりますが、ＡＴＭ設置に向けての働きかけはできないでしょうか。

２つ目、これまで要望などは上がってきてありましたでしょうか。御質問をいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） ２番、山内議員の御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦港フェリーターミナル内へのＡＴＭの設置に向けて働きかけはできないのでしょうかということでございます。

郷ノ浦港フェリーターミナルの利用者である観光客の一部の方から、ＡＴＭの設置が要望されているとでございますけれども、ＡＴＭ設置につきましては、各金融機関が稼働率等を勘案して設置されるものでございまして、市内の金融機関に内容等を聴取をいたしましたところ、ＡＴＭの設置に当たっては、日中、そして夜間のセキュリティーの問題、それから多大な設置経費、例えばＡＴＭの機械でありますと５００万円、ブース等を含めますと１，０００万円程度はかかるということでございまして、新設については慎重に検討せざるを得ないということでございました。

また、郷ノ浦町内のＡＴＭの設置状況につきましては、十八銀行、親和銀行、ゆうちょ銀行、壱岐市農協、信魚連等ＡＴＭが設置されているところでございますけれども、近年ではコンビニエンスストアにおいてもＡＴＭが設置されている状況でございます。

郷ノ浦港フェリーターミナルのＡＴＭ設置に向けての働きかけにつきましては、各金融機関に行うことができるかと思っておりますけれども、ＡＴＭの設置の実現につきましては、各金融機関の判断となります。

２項目めの、次に、これまで要望が上がってきたのかということにつきましては、本年度に入り、九州郵船の支店長から１度口頭で要望がございましたが、先ほど説明した内容等を説明いた

しまして、納得をしていただいている状況でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（２番 山内 豊君） 思ったとおりの御答弁でした。

私も銀行のほうにお伺いしましたら、採算のないところではＡＴＭ設置は無理だということをお伺いしました。

しかし、観光客の方のみならず、その地区の方の利便性を考えるのは行政の役目だろうと私は思っておりますので、働きかけはやっていただけるんじゃないかと思っております。

ただ、芦辺港にはイオンさんのところがございます。目の前にございますし、石田港にはマリンパルさんのところがございますし、横には郵便局もございます。目の見えるところであって、郷ノ浦港は約１キロほど離れたところにＡＴＭが存在するということで、やはり観光客の方から聞かれるのは無理もないかなと思っております。

と、金融機関にお願いをしていただきたいと思っておりますが、２０２０年でしたか、十八銀行と親和銀行さんが合併をされます。その折に、必ずＡＴＭの再編もあるのではないかと思っておりますし、そういうときに、まずもって手を挙げていただくのであれば、金融機関さんもそういうところに目を落していただけるのではないかと思っております。すぐしてくれよ、いいですよという話ではございません。やはりキャッシュレスと言えども日本人は現金を持つ文化だと思っておりますので、ＡＴＭは必ず必要だと。それからお振り込みもできますいろいろな利便性が出てくると思います。今すぐにとは言いません。来年の合併の統合も見据えてＡＴＭの再編を視野に入れながら、もう一度働きかけを何とかお願いしたいと思っております。

やはり利便性を主に考えていただくのは、私は行政の役目だと思っておりますので、その辺も視野に、どうぞこれからも、間接的でもよろしいですけれども、話す機会がございましたらしっかりとお伝えを願いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、３点の一般質問をさせていただきました。内容をしっかり私もこれから精査しながら、早い解決を望むのが第１点目でございます。

あとの２つは、これから先のことで、しっかりと頭の片隅にも入れながら、あのとき山内が言いよったのがこういうことだったのかというふうにならないように、今のうちからしっかり手を打っていただきたいとどうぞ思っております。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時とします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 土谷 勇二君） おはようございます。通告に従いまして、5番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

私も大きく3点行います。

まず最初に、危険ため池について御質問をいたします。

本年8月28日に石田町、郷ノ浦町に警戒レベル4が発動され、50年に一度という豪雨が襲いました。また、平成29年にも、本年度よりひどい豪雨があり、多くの被害が出ております。

近年の雨は、昔の梅雨末期のはげ雨と違い、温暖化のせいか、ひどい災害につながるような豪雨となっております。日本全国至るところで起きております。

その中で、きょうお聞きしたいのは、ため池についてでございます。

私ども農家は、米づくりのため昔からため池を持っております。ここからは、大変申しわけございませんがうちの近くのため池のことを少し話させていただきます。

近年では、私たちのような地形ではトラクターも入らず、ほとんどの田が荒れ、耕作放棄地となっております。耕作者も3から4軒ぐらいでため池の周りなどは草切りはやっておりますが、管理や保全ができない状態となっております。修理するにも負担が多く、受益者も少なくなっており、できない状態となっております。

近ごろは土坡が少し膨らんだ状態となっており、豪雨が多いのでいつもあぜ越しをしないか、それが気になり、上のほうの栓は抜いた状態にしております。今まではありませんが、これから頻繁に、豪雨になればため池ももち切らないのではと思っております。もし決壊をすれば、河川沿いには被害になる家もあり、被害が出ると思います。

そこで、本市にも多くのため池が存在し、修繕、改修の必要なため池があると思いますが、また、災害につながるような危険ため池について、本年4月26日に公布された農業ため池の管理及び保全に関する法律についてお尋ねをいたします。

1点目に、市内の農業用ため池と危険箇所は把握できているのか。

2番目に、農業も高齢化や担い手不足の日ごろの安全点検、監視が不十分なため池もふえてき

ていると思いますが、把握ができていますのか。

3番目に、農業用ため池の管理及び安全に関する法律が公布され、都道府県知事は農業ため池であるその決壊によって水害その他の災害によりその周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを特定農業用ため池と指定することができる。あらかじめ関係市町村の意見を聞くとありましたが、もし特定農業用ため池の指定を受ければ、対策に対する費用、また補助金はあるのかお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、土谷勇二議員の危険ため池についての御質問にお答えいたします。

平成30年7月豪雨など、近年全国的に豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、令和元年7月1日に施行されております。

この法律の施行により、農業用ため池の所有者または管理者の方は、今後、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となっております。また、都道府県は、決壊による水害、その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池を市町村に意見を聴いた上で特定農業用ため池に指定することができるようになりました。

土谷議員の御質問の、市内の農業用ため池の個数と危険箇所の把握はできているのかとのことでございますけれども、壱岐市で把握しているため池の個数は、低地ため池、個人ため堀り等は除いて、ため池台帳に登載されたものが191カ所ございます。危険箇所の把握につきましては、平成25年から27年で行った全国ため池一斉点検によりましてため池の機能診断を行っております。その結果については市のほうで把握をいたしております。

このたび制定されました新法律における特定農業用ため池は、従来から選定されていた防災重点ため池と同じ基準でございまして、防災重点ため池のうち行政機関が所有する施設を除いたもの、いわゆる個人所有、これは共有のものも含みますけれども、そのものが特定農業用ため池に指定されることとなっております。

市内には、以前、防災重点ため池が9カ所選定をされておりましたけれども、その選定の再選定というものが本年5月に行われまして、壱岐市では今現在、45カ所を選定し、国へ報告をいたしているところでございます。

次に、農業の高齢化や担い手不足で、日ごろの安全点検、監視が不十分なため池もふえている。市は把握しているのかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、高齢化や後継者不足に

よりまして、そういった課題があるということは認識をしておりますけれども、現状といたしましては、各ため池の管理者に点検監視を行っていただき、異状が確認されたときには市に連絡をしていただき、地元、そして県、市とで現地調査を実施し、対策を行うことといたしております。

次の、もし特定農業用ため池の指定を受け、廃止する場合の費用に対して補助金が出るのかという御質問でございますが、指定を受けた段階で農業用水として利用されていないため池で、補助の要件を満たせば、ため池廃止に関わる定額補助を受けることが可能となっております。

このたびの法律の制定に伴いまして、ため池所有者または管理者へ、今月27日に説明会を開催する予定といたしております。今後必要となります県への届け出の手续や今後ため池の適正な管理及び保全に努めていただくための地元の管理体制の整備など、新制度の周知と理解を図っていくことといたしているところでございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（5番 土谷 勇二君） ため池の数が191カ所、危険ため池というのは45カ所に今選定されたとお答えをいただきました。

27日に今度説明会があると言われましたが、説明会には各ため池の担当者の方は来ていただけると思いますが、何分にも高齢の方が多くなり、なかなか管理等ができない方が結構、私も一応管理人にはなっておりますが、なかなかその場を通ったら、用件があるときだけしか行かないもんですから、大雨のときとかなかなか行き来らないときが多くて、そういう高齢者の方が多いということも思っていたらいいと思います。

それと、危険ため池にされたときは、定額では補助がありますということですが、もし堤がつかってない場合、水がたまらないように土坡を崩すとかそういうあれもできるかどうかちょっとお尋ねをします。その中の補助ですか、それを。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの御質問等でございますけれども、まず、高齢者の方で非常に見回りがなかなかできにくいという状況、それはもう、そのような状況ということは理解をいたしております。それを今後どうしていくかといったところで、管理体制を考えていかなくはないということで、今度説明会等で御意見をいただきながら、その体制づくりを考えていきたいと思っているところでございます。

それから、廃止ため池の工事関係でございますけれども、一応特定農業用ため池というものにまずもって指定をするということになりまして、その指定がなされれば、高さ的に堤高といえますけれども、堤の高さとそこにたまる貯水量等によりまして、それぞれその状況によって上限がございます。その上限に沿ってその定額補助がなされるということでございます。

そこで、その工事についてはそういった土坡とかの掘削等についても含まれている状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） うちの隣の部落のため池も、もう耕作者がいなくなり、この前栓を抜いて破棄する状態となっております。しかし、まだ土坡ねとかそういうとがありますので、大雨のときはそういう災害等、下に何軒か家がありますので、そういうため池も多分特定ため池になるとではないかと思っておりますので、危険があるため池はぜひ、補助があれば少しでも受益者がいればやれると思っておりますので、ぜひ補助を出していただいて、特定ため池をまず指定をしていただくような、それは何カ所かあるとですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほど防災重点ため池というのを４５カ所と申し上げました。それが同じ基準に、国が示す基準になっておりまして、これからまた改めて精査をしていきますけれども、大体４５カ所ほどあるのではないかというふうに考えております。だから、特定農業ため池に指定をする際には、やはり国の基準に従った内容のものにならなくてはなりませんので、その現地を調査を再度させていただきながら、特定農業ため池に指定できるかできないかを選定をしていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） ありがとうございます。ぜひ今から耕作放棄地、もう担い手もないのでそういうため池ができましたら、補助金を出してでも災害のないように。これだけ雨が降ればいつかは決壊する堤、ため池が出てくると思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

２番目に、環境問題についてお尋ねします。

世界において、プラスチックごみによる海洋汚染が生命破壊の原因である状況にあり、深刻である。２０１５年９月に国連で採択されたＳＤＧｓの中では、２０２５年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅削減すると具体的な目標が掲げられている。壱岐の海岸線におけるごみの量は余りにも多い。身近における大きな問題と思っております。汚染の原因の一つとされるプラスチックごみを減らすため、市としての取り組みをお尋ねします。

昨日、清水議員も質疑されましたが、まず１番目に、今議会の中で気候非常事態宣言が上程されております。その中に、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについて４Ｒの徹底に取り組みますとありますが、具体的にどういうことに取り組むのかをお尋ねいたします。

ＳＤＧｓの１４項目めに、海の豊かさを守ろう。使わない、捨てないことでプラスチックごみ

をなくし、海洋汚染防止とあります。リサイクルされないプラスチックごみゼロを目指し、わかりやすいように壱岐市プラごみゼロ宣言にしたほうが少しインパクトがあると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 5番、土谷勇二議員の御質問にお答えいたします。

プラスチックごみについての4Rの具体的な取り組みについての御質問でございますが、問題となっておりますプラスチックの状況についてまず御説明をさせていただきます。

プラスチックは、大量生産がされ始めて半世紀であり、自然界では分解されることがない物質でございます。陸上での活動で排出をされたプラスチックが雨水とともに側溝に流れ込み、川を流れて、やがて海へ流れ込み、波の力や紫外線によって細かく砕け、5ミリ以下のマイクロプラスチックとなり、半永久的に海を漂い続けることとなります。

マイクロプラスチックを捕食した魚や鳥の死骸が見つかることから、海水中の有害物質を吸着することもあることから、食物連鎖により、将来人体に影響が出てくるおそれがあることから、近年、大きな問題と捉えられるようになっております。

このプラスチックは、世界で年間800万トンが海に流れ出ていると推計をされており、これまでのペースでふえていきますと、2050年には海にいる魚の全ての重量よりもプラスチックの重量のほうが多くなると言われております。

このようなことから、国連やG20でその対策への取り組みが取り上げられております。

御質問の4Rにつきましては、議員も御承知のとおり、ごみ対策の基本としての取り組みでございます。

1つ目がリサイクル、再資源化であります。分別することにより原料として再度利用することとございまして、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、トレイなどを洗って分別して排出する取り組みでございます。

2つ目がリユース、再利用でございます。これは、瓶類が主となりますが、ビール瓶、一升瓶などを洗って排出することにより再利用する取り組みでございます。

3つ目がリデュース、ごみになるものを減らす取り組みであります。マイバックを持参してレジ袋を使用しないなどの取り組みでございます。レジ袋につきましては、国において有料化が現在検討されておりますので、近いうちに方針が示されるものと思っております。

最後がリフューズ、ごみになるものを受け入れない取り組みであります。具体的には、過剰な包装等を断ることや、不用なスプーン、箸などをもらわないなどの取り組みでございます。

壱岐市のごみ排出につきましては、現在10種21分別の排出をお願いいたしております、

市民の皆様には御協力をいただいておりますが、今後はさらにリサイクルへの意識を高め、ポイ捨てがなくなるよう、さらに啓発にも力を入れたいと考えております。

また、プラスチックは石油を原料としており、製造するとき、また処理をするときにも二酸化炭素を排出をすることとなりますので、あわせて今後はプラスチックごみをふやさないリデュースやリフューズの取り組みにもこれまで以上に推進していきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問でありますプラごみゼロ宣言として市民にわかりやすく啓発をしてはとの御提案でございます。

今回、調べてみますと、全国では御提案の宣言をされている自治体があるようではございますが、本会議におきまして気候非常事態宣言の議案を提出をいたしております。その中で、プラごみへの徹底した取り組みも取り入れておりますので、今後の状況を検証した上で、プラごみゼロ宣言につきましては対応していきたいと考えております。

壱岐市は、海に囲まれた自然豊かな島でありますので、特に海の環境を守り、後世に伝えていけるよう、多くの市民の方々の御協力をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（5番 土谷 勇二君） 壱岐市だけでは解決する問題ではありませんが、それでもやはり取り組まなければならない問題だと思っております。

また、壱岐市は水産業で生計を立てているので、海洋汚染は大変深刻な問題だと思っております。よそではエコバックの使用、レジ袋、もう先ほども言われましたが、国の動向で、レジ袋は削減が決まれば、やはりレジ袋の使用禁止をうたった市とかありますので、動向を見ながらやっていただきたいと思います。

また、川などにプラスチックが流れ込み、ポイ捨てが多分挙げられると思います。通常の市民生活から発生するプラスチックごみは、普通にリサイクルとかそういうことで対処ができていますと思いますが、今考えられるのは、非常識であるポイ捨てが主な原因ではないかと思っております。そこで、ポイ捨て条例を整備するといいと思いますが、そういうとはできないものか、再度お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 現在、ポイ捨てゼロ宣言というのを各自治公民館にお願いいたしております。ほとんどの公民館の方々に署名をいただいて宣言をしていただいております。しかしながら、どうしても道路沿いに見受けられる空き缶、ポリ缶等がまだ目立つようでございます。これからさらに啓発活動も含めまして、市民の皆様をお願いをしていきたいと考えております。

ごみの排出につきましては、資源として利用ができれば全然問題ないわけですが、そういう捨てるという行為が一番悪いわけですので、その辺、市民の皆様に御理解をいただいて進めていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） 道つくりやなんやしてない木が生い茂ったところ、そこを掃除すると、とにかくペットボトルのカラ、ジュースのカラ、ひどいときはビールの空き缶、それはもういっぱいあります。

やっぱりポイ捨て、非常識ではあると思いますが、いまだなくならないのは、やはり条例をつくってちょっと取り締まるじゃないけど、そういうともしたらどうかと考えております。検討いただければと思います。

それでプラスチックあたりは、もう今からは東南アジア、中国が受け入れないということで、まず、使用量を減らすことは一番の解決じゃないかなと思いますので、今、どこの自治体でも木製というのですか、紙製とかそういうとを利用したり、お願いをして、そういうプラスチックごみがなくなるように頑張っている自治体もありますので、壱岐市のほうもそういうお願いをされてはと思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。これで終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員、その次をどうぞ。

○議員（５番 土谷 勇二君） ちょっとお待ちください。

続きまして、最後に、安全、安心のまちづくりについてお尋ねいたします。

壱岐市公共交通再編計画について、３月にお聞きをしましたが、再度お尋ねいたします。

私たち初山地区は、検討委員会をつくり、協議を何回も行っております。地域に合ったよりよい運行ができればと考えております。もう少しかかると思いますが、届け出を済ませ、試験運行という段階になっていくと思います。

私がきょう聞きたいのは、初山地区以外の公共交通編成実施についてのお尋ねです。

このごろ、他の地区の方よりよく尋ねられるのが、テレビで高齢者の事故が多く公表されるようになり、もうすぐ私も免許証を返納しなければならないのですが、自家用車を手放したらどうやって移動すればいいのか、またバス停までは遠いし、若手もないし、タクシーばかり使うとお金がかかる。どうしたらよいかと何人かに聞かれました。

そこで、将来的に、壱岐島内でコミュニティーバス、乗り合いタクシーなど、どのような交通システムになるのか、市としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） ５番、土谷議員の御質問、コミュニティーバスの運行についてお答

えいたします。

高齢者の方の運転等による交通事故については、特に近年、その事故が甚大なケースが数多く発生し、大きな社会問題として取り上げられております。そうした状況に歯どめをかけるために、高齢者の運転免許証の自主返納が推進されております。

壱岐市における運転免許証返納の状況は、平成28年が52件、平成29年が106件、平成30年が85件で、今後さらに増加することが予想されます。

一方で、免許証を返納される高齢者の方などの足を確保していくことは全国的な問題であると認識しておりまして、本市タクシー事業者におかれましては、独自の取り組みとして、65歳以上の方でタクシー利用時に運転経歴証明書の提示があれば運賃の1割引きのサービスを受けることができ、年間約700件の利用があると伺っております。

こうした中、壱岐市では平成29年度に持続な公共交通の維持活性化を図るため、壱岐市地域公共交通網形成計画を策定し、平成30年にはその具体的な方策を示した壱岐市地域公共交通再編実施計画を策定いたしました。この経過においても、高齢者の方の免許証返納に係る対策等も踏まえ、議論を重ねたところでございます。

再編実施計画においては、初山地区及び箱崎地区を重点地区として乗り合いタクシーの導入などの取り組みを進めていくとともに、スクールバスの一般混乗なども検討していくこととしております。

また、既存の路線バスについても、これまで石田地域から直接壱岐病院への経由便がなかったため、岳ノ辻登山口から一旦下車され、乗り合いタクシーに乗りかえられて壱岐病院へ行かれていたものを、事業者と協議が整いまして、今年10月1日から直接経由する便を設けていただくことになり、路線バスについても利便性の向上を図っているところでございます。

また、現在、本市では75歳以上の方について、1路線につき100円で乗車できる高齢者皆様に対する事業を行っておりますが、バス停までの移動等はそれぞれ個人で対応していただかなくてはならない状況にもございまして、全てを網羅することは難しいと思いますが、このような課題解決のために、将来的な交通システムとして既存の路線バス、タクシー等、可能な限り活かしながら、地域において必要な乗り合いタクシーなどのコミュニティー交通の体系を構築していくことが1つの方策であると考えております。

現在、各地域においてまちづくり協議会の設立に向けた取り組みが進んでいる状況にあります。地域公共交通の構築とまちづくり協議会については一体として考えているものではございませんが、まちづくり協議会設立をきっかけといたしまして、地域交通について積極的に御協議いただき、地域に合った方策を、市、地域、事業者が一体となって検討して進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） 御答弁ありがとうございます。

やはり全体を網羅するには、乗り合いタクシー、まちづくり協議会での中が一番いいとは思いますが、今から団塊の世代の人たちがやはり免許返納になったら、結構利用者もふえていくと思います。うちあたりも、初山地区も重点交通編成の地区になっております。なるべく住民に負担がかからないような、交通の利便性がいいような形で今協議会をやって一生懸命考えているところです。よその地区も多分まちづくり協議会に持って行って、公共交通をやっていかれると思いますので、自分たちの便利がいいように、交通弱者をつくらないような、病院に通院、買い物など交通弱者をつくらないような形をとっていただきたいと思います。

これはみんな、私たちもあと何年かすれば通る道であります、バス停が、まあ私たちは近いからいいですけど、やはりバス停まで２キロ、３キロある方もおられます。やっぱりそういう人たちのためにも、乗り合い、そういうのを今から編成をしていただいて、つくっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりますが、やはり地域の実情に合った交通整備、また地域の危険であるため池、プラスチックごみなど、やっぱり重要な問題だと思っておりますので、市のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩いたします。再開を１３時といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１番 山川 忠久君） 皆さんこんにちは。通告に従いまして、１番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問と関連して、余り報道されてはいませんが、関東を襲った台風15号で大規模災害が発生し、千葉県などで広い範囲に停電も起こったようで、いまだに復旧していない地域があり、ライフラインが絶たれ、暑い中で水もなく、エアコンも入らない状況の方がたくさんいらっしゃるようです。お見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈りしております。

1番目の質問として、このように近年気候変動等の影響により、想定を超える大規模な自然災害が多発し激甚化する中で、住民の生命、財産を守るためには、ハード面、ソフト面の両面での防災、減災対策が喫緊の課題となっています。国においては、強く、しなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画を見直すとともに、3カ年緊急対策として、3年間で7兆円のインフラ緊急対策を打ち出し、令和2年度まで公共事業の予算の上乗せが実施されているところです。国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治体においては、国土強靱化地域計画を定めることできるとされていますが、ことし7月現在、同地域計画は、全都道府県では策定されているものの策定済みの市区町村になりますと、全国1,741のうち、6.6%の115に過ぎず、長崎県内は全て未策定の状況となっています。今後もインフラ整備事業が必要となる中で、国土強靱化地域計画を策定することにより、事業の優先順位を明らかにし、国土強靱化関係の補助金、交付金の交付も受けやすくなると伺っております。裏を返せば、地域計画を策定しなければ国土強靱化予算の支援は得られないものとなるのではと危惧されます。そこで、国土強靱化地域計画を策定する考えはあるか。また、策定する場合は、その時期について示していただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 1番、山川議員の御質問にお答えいたします。国土強靱化とは、地震や水害、台風などの甚大な被害を受け、その都度長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも最悪の事態に陥ることを避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうというものでございます。国は、このような大規模自然災害がここ数年重なって起きたことから、災害時に人命、経済、暮らしを守り支える、重要なインフラの機能を維持できるよう予算を大幅に増額し、3年間集中した国土強靱化3カ年緊急対策に取り組んでおります。この取り組みを進めるに当たり、地域が抱える災害リスクを踏まえた対策が必要ということから、市町村ごとに国土強靱化地域計画の策定が求められております。現在、国土強靱化地域計画の策定状況でございますけれども、議員御発言のとおり、全国的に策定が完了している市町村は少なく、県内においても策定した市町はない状況でございます。また、政府は昨年12月に閣議決定した防災減災国土強靱化のための3カ年緊

急対策を進行しながら、ことし6月に閣議決定しました経済財政運営と改革の基本方針2019では、緊急対策終了後の21年度以降も国土強靱化対策に必要な予算を確保すると示しております。加えて、政府方針としては、国土交通省の防災、安全交付金など、2021年度予算から市区町村の対策に充てる国の補助金や交付金の適用要件を厳格化し、国土強靱化地域計画の策定を新たに要件化し、補助金や交付金の配分を地域計画に盛り込まれた事業に限定するとしております。つまり、令和3年度以降は本計画の策定がないということになれば、裏づけとなる計画基盤がないということになり、大幅な予算削減が予想されます。

そこで、本市としましては、国土強靱化基本法第4条の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するという地方公共団体の責務を踏まえ、県と連携し、社会資本の整備につきましては、まだまだ必要であることから、今年度末を目標といたしまして、壱岐市国土強靱化地域計画を策定し、その必要性を訴えていく所存でございます。策定に当たっては、部局横断的に取り組む必要があることから、全庁的な職員をメンバーとして壱岐市国土強靱化計画検討会議を既に設置をしております。また、今月中に県の担当職員を招聘して市関係部署の職員に対し計画策定について御指導いただくための出前講座をお願いしております。本市においても、道路や港湾など、まだまだインフラ整備が十分とは言えませんので、今後も国、県の指導も求めながら、策定をしてまいります。

また、本計画と総合計画や地域防災計画との整合及び調和を図るとともに、新規着手が必要な事業を含め、具体的な事業名を計画に盛り込むことにしております。

今後のスケジュールとしましては、町内検討会議で計画書のたたき台を作成し、地域防災計画の作成、実施に携わっております壱岐市防災会議にも意見等を伺った後、市議会に計画内容を説明した上で公表をしたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） これから再質問しようとしているところまで詳しく御答弁いただきました。また、令和3年度以降の国の計画や壱岐市の部局を横断した体制、それからスケジュール、計画的なスケジュールなども、御提示いただきましたので、この質問に関してはこれで終わりますけども、全都道府県、先ほど部長の答弁にもありましたとおり、都道府県は計画を策定している一方、地方自治体の策定は進んでいないという状況の中で、長崎県内の策定率を100%に近づけていくということは非常に必要だと思いますので、県振興局、それから山本県議などとも連携して、計画的に策定を進めていただきたいと思います。そのことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、インド企業誘致について質問いたします。

山本啓介県議会議員がかねてよりインド企業とのつながりを模索していたことは、本人のSNSでの発信を通じて聞き及んでいましたが、このたび、ついに市長みずからがインドに赴かれました。飛行機の中継地の香港では、デモの影響により足どめとなり御苦労されたと伺っております。もともと確信がなければインド訪問が実現することもなかったでしょうし、現地での交流により、確信を深めて帰ってこられたということは、行政報告でも伝わったところです。

そこで、8月12日からのインド訪問、そして今月6日にはインド大使館を訪問されました。まだ日が浅く、行政報告以上の情報は少ないかとは思いますが、市長の確信のほどをお聞かせ願いたいと思います。

まず1点目に、これまでの経緯について、また関係者としてシルバーピークの名前が上がっております。このシルバーピークについての説明をいただきたいと思います。

そして、次に、壱岐市とインドの誘致企業にとってお互いにどんなところが魅力になったのか、お伺いいたします。

そして、次に、今回の訪問で実現性や継続性を確認してこられたと思いますが、今後の具体的なスケジュールについてお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、山川忠久議員の2番目の御質問にお答えする前に、このたびの第4次安倍第2次改造内閣において、長崎4区当選7回の北村誠吾先生が地方創生規制改革担当大臣として入閣されます。心からお祝い申し上げますとともに、地方創生大臣という私どもにとって願ってもないポストにつかれたと思っております。その手腕に大きく御期待申し上げる次第でございます。

さて、御質問のインド企業誘致についてでございます。

1点目の、これまでの経緯と、今回橋渡しをしていただいたシルバーピークジャパンとの関係についてでございますが、皆様御存じのように、長崎市の岩永学園が経営をしておりますところ医療福祉専門学校にインドやネパールからの生徒が在籍しております。これらの生徒は、1年間岩永学園の日本語学校で日本語を勉強してから入学するわけでございますけれども、その日本語学校に生徒を送り込んでいるのがシルバーピークジャパンでございます。このシルバーピークは、日本だけではなくて世界各地にインドあるいはネパールの人材を派遣をしている会社でございます。特に医学生をフィリピンに多く送り込んでいると聞いております。というのは、フィリピンは医学部の値段が安いそうでございまして、インドの優秀な医学生がフィリピンで医師免許をとって、そして英語圏でございますから、アメリカなどにその子供たちが行っているということ

でございます。そのように、インド、ネパールの子供たちを、主に子供たちを世界各地に送り込んでいる、そういった会社でございます。

実は、このインドの企業の話は当初長崎県に持ち込まれたでございますけれども、結果として、長崎市の商工会議所との連携にとどまっておるようでございますが、この時点で、山本県議がかかれたと思っておるところであります。その後、県議の手配によりまして行政報告で申し上げましたように、1月17日に壱岐市にシルバーピークジャパンの方々、そしてインドの企業2社が壱岐へお越しになりまして、熱い壱岐への進出の態度を示されたところでございます。そのようなことから、今回、インドへの訪問となったところでございます。

2点目の、壱岐市と企業誘致への魅力でございますけれども、これも行政報告で申し上げましたが、IT大国であるインドのIT関連企業の壱岐への立地が実現しますと、かねてから標榜しておりましたITアイランドの実現に大きく近づくものと考えているところでございます。

インドは国策としてIT企業と英語教育に人材と資源を投入しておりまして、アジアのシリコンバレーと呼ばれる街も生まれております。優秀なIT人材が数多く輩出されております。本市への進出希望を表明された7社のうち2社につきましては、年内、もしくは年度内に立地したいという意向でございまして、インド人スタッフの方も移住される見込みでございます。そういった形で立地が実現しますと、例えばテレワークセンターにおいては、福岡などのIT企業が先進国であるインド企業と同じ環境で働くことでの相乗効果を求めて、壱岐へ立地するといったIT関連企業の集積が進み、いわば日本のシリコンバレーの誕生など、大いに期待はされるところでございます。また、誘致企業におかれましては、インドの優れたIT技術やサービス等を東アジアに輸出展開する際の拠点として、壱岐を選んでいただいたのではなかろうかと考えております。

3点目の今後の具体的なスケジュールでございますが、テレワークセンターを初めとしたオフィスや通信環境、インド人スタッフの住まいといったハード面の整備はもとより、生活や行政情報の提供、相談を行うワンストップ窓口の設置など、外国人材の適正かつ円滑な受け入れのための多文化共生のあり方につきましても、研究してまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） まず、シルバーピークについて、社会的な貢献度が高い企業だということは確認できました。そして、壱岐市と誘致企業にとってITアイランドとIT大国の交流の実現によって、福岡市の企業との連携など、相乗効果が考えられるということお伺いしました。そして、今後のスケジュールについては、オフィスや住まいなどのハード面の整備をしっかりとやっていくということでお伺いしました。それを踏まえて、幾つか具体的に質問しますので、現在答えられるだけで結構ですので、御回答をお願いします。

まず、行政報告にプログラミングや実践的な英会話など、期待が持てるというお話がありましたが、将来的にこれはどの程度の期待が持てるのでしょうか。

壱岐市からインドへ逆に研修生を送れるような態勢はとれるのでしょうか。

次に２点目、スタートアップやシェアオフィスなど、新たな挑戦を行政が支援する展開は既に福岡市にあります。そこよりも壱岐市のほうが優れているというポイントはあるのでしょうか。これは先ほどの質問と関連するかもしれませんが、お願いします。

また、有人国境離島法による恩恵をインドでも説明されてきたそうですが、この特別の措置がなくなっても、継続性を保てるのか、お伺いします。

そして、オリンピックを控えております。インド企業と壱岐市でインバウンドに向けて対策はあるのでしょうか。

もう１点、国内外を問わず、移住政策の取り組みにおいて重要なことは、住居、そして移動手段だと思いますが、これらをスピーディーに進めるためには、どう取り組んでいかれるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山川議員の追加の御質問でございますが、１点目の将来の期待についてでございますけれども、時間と距離の垣根のないＩＴ産業は、島である壱岐にとりましても最も魅力、可能性のあるものでございます。また、来年度から小学校でのプログラミング教育が必修化されることもございます。今後ますますＩＴは身近なものになってまいります。本市でも、ＩＴ人材の育成へ取り組んでいるところでございますけれども、ＩＴ分野で従事する方を初め、子供たちが早い段階からＩＴに親しむ機会がふえることで成長分野としてのＩＴ産業で求められるスキルを持つ人材の育成が拡充していくものと考えております。今回、インドで７社の方々とお話をいたしました。その方々の全ての方々が日常的にプログラミング、あるいは英会話についてのお手伝いをしたいということを口々に、口をそろえておっしゃったところでございまして、大変日常的なそういった機会を得られるということに期待をいたしております。また、将来的にインドの本社へ壱岐へ立地する日本法人から研修生として送るといったことについても期待をしたいと思っております。

２点目の、壱岐市の優位性でございますけれども、インド大使のお話では、インドから日本へ既に８１社の進出があるそうでございます。しかしながら、その会社は、全て大企業でございます。今回覚書を交わした企業の７社の方は全て中小企業でございまして、スモールスタートをしたいと。具体的にはインドから２名程度の社員を送って、１名は現地、いわゆる壱岐で採用したい。そしてそれを足がかりとして日本全国、そしてアジアへの展開を図っていききたいと、こういう思惑でございまして、まずはテレワークセンターで事業をスタートしていただきまして、その

後の事業拡大の際に、有人国境離島法での事業拡大支援を申請するといった日本での事業展開、いわゆる日本での事業展開の足がかりとする、これが今回のそれぞれの企業の思惑であるとおっしゃるところであります。

3点目の継続性についてでございますけれども、有人国境離島法については、10年間の時限立法でございます。まだ少し時間がございまして、私はこの有人国境離島法もお使いになるのもそうでございますけれども、今回お話を伺った7社については、IT企業としてインドでいわゆる発展途上の企業でございまして、日本という大きな市場で飛躍されることを期待しておりますのでございます。ですから、確かに、国境離島法というご説明はしましたけれども、こういうことに左右されることのないような、そういった元気な企業であると思っておりますのでございます。

4点目のインバウンドにつきましては、国内事情を補完する有効な手段として積極的に取り組んでおりますことから、今回、インド企業の進出がかなえば、少なからずインドとの交流が深まってくるものと思われまします。インドの多くの皆様が壱岐市にお越しいただければ、市の活性化にもつながってまいりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

5点目の移住政策を進める上では、議員御指摘のとおり、住居等の問題は避けられないと思っております。特に、国外の方をお迎えするとなると、習慣の違い等もございまして、より丁寧な対応が求められると考えております。国内からの移住でありましても、引っ越し、あるいは引っ越しには相当な労力を要しますし、国外からとなれば、いろいろな問題が出てくるものと思われまします。まずは、国外から来られる方々の御要望等もございましょうから、住居や移動手段、その他の事柄についても、ストレスなくお越しいただけるように、できる限りの対応をしてまいりたいと考えておりますのでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 壱岐市とインドとの双方向の交流も期待できると。壱岐のほうからもインドに行ったりするような期待も持てるということで、その点、かなり期待をしております。また、ほかにもそれぞれ程度の差はあるかと思いますが、この時点でもこれだけの課題が浮き彫りになっていることを感じますし、これは逆に言えば慎重に進めなければ大きなチャンスをとる逃すことにもなりかねません。国が違いますので、足並みをそろえることだけでも大変なことのように思いますし、インド企業と市民の交流のためにも、市民の受け入れ態勢、これの構築が必至だと思いますので、ぜひとも随時情報を公開しながら、進めていただきたいと思います。勇ましくインド訪問を終えられたと思いますので、くれぐれも勇み足だったということにならないようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。私も今後注目してまいりたいと思っております。

続きまして、3点目の質問です。

HPVワクチンについて質問いたします。子宮頸がんは婦人科領域のがんの中では乳がんに次いで発症率が高く、女性が性的接触によってヒトパピローマウイルスに感染し、持続感染することでがん化する病気です。女性の8割が知らない間に感染しているそうです。このウイルスには、数種類の型が存在し、HPVワクチンはその中でも子宮頸がんの発症原因として頻度の多い型の感染を予防するワクチンです。その重要性から、2013年4月に中学1年生から高校1年生までを対象に定期接種となりましたが、その2カ月後にワクチン接種後の原因不明の慢性的疼痛などを伴う有害事象報告があったために、一時的に積極的な接種勧奨が中止されており、名古屋市でもホームページなどにおいて同様のお知らせが掲載されています。国の予防接種法に基づき定期接種、つまり無料で接種できるようになっているにもかかわらず、現在では、1%未満の接種率にまで落ち込んでいるようで、積極的な勧奨が中止され、一時的にと言いながら、6年が経過しましたが、その間にも子宮頸がんの国内の患者数は年間約1万人で、約3,000人が死亡、つまり、1万の子宮と3,000の命が失われています。患者は主に20代から40代の女性で、このことからわかるように、子宮頸がんは別名マザーキラーと呼ばれます。もちろん接種後に原因不明の症状に苦しんでおられる方々には心よりお見舞い申し上げますが、2013年当時の報道がかなりセンセーショナルなものであったために、ワクチンが危険だというイメージが強烈に植えつけられ、その検証もはっきりしないままに科学的な根拠よりもむしろ一方的な国民感情に配慮した結果、接種が控えられている状況のように感じます。しかしながら、この6年の間に国内外の専門機関などから声明や調査結果が発表されています。最新のニュースでは、アメリカ疾病対策予防センターが、HPVが引き起こすがんのうち、推計92%はワクチンにより予防可能であるとして、ワクチンの接種率の底上げが急務であると発表したばかりです。

さらに、国連機関であるWHOも安全性と有効性を認めていますが、国民の安心を担うはずの厚労省、そしてメディアは、お互いの出方をうかがってか、態度を保留している状況です。そんな中、ことし壱岐にも来島され、その見識の高さを披露してくれたホリエモンこと堀江貴文氏や数多くの影響力のある人物がワクチンの有用性を発信されており、インターネット上では、話題に上るのをよく目にするようになりました。さらに、自治体でも、千葉県いすみ市などは個別通知を行い、ワクチン接種を促す動きが全国で少しずつ拡大しているようです。ワクチン接種が控えられてから6年がたち、接種率の低さからも伺えるように、子宮頸がんとHPVワクチンについての関心の低さに危機感を感じましたので、今回質問させていただきます。私は、行政がこのワクチンの接種について積極的に働きかける必要があると思いますが、壱岐市ではこのことについてどのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 1 番、山川忠久議員の 3 つ目の御質問についてお答えをいたします。

議員の御発言のとおり、ヒトパピローマウイルスワクチンとは、子宮頸がん予防ワクチンのことでありまして、まず、現在までの状況をもう少し詳しく説明をさせていただきます。平成 22 年 11 月から平成 25 年 3 月までは国の子宮頸がん等ワクチンの接種緊急対策事業として補助金が交付をされ、壱岐市でも任意の接種として実施をしております。

その後、平成 25 年 4 月からは国の予防接種法改正により、小児肺炎球菌、ヒブワクチンとともに子宮頸がん予防ワクチンも定期予防接種とされました。

しかしながら、同年 6 月 14 日、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みがワクチンの接種後に特異的に見られたことが厚生労働省予防接種分科会で報告をされ、副反応の頻度が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を積極的に勧奨すべきではないと結論づけられ、積極的な接種勧奨の一時差し控えの決定がされ、同日自治体へ通知をされております。予防接種では、定期予防接種の A 類疾病であるこの子宮頸がんワクチン等でございますが、予防接種法に基づき、市が接種対象者やその保護者に対して接種を受けるよう広報誌やホームページ等で勧奨することに加え、標準的な接種機関の前に接種を促す通知等を対象者に送付をいたしておりました。しかし子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な接種勧奨の差し控えは、この積極的な勧奨としての接種を促す個人通知等をしないということになります。

その後も、厚生労働省の予防接種分科会で副反応を含め検討が継続をされておりますが、現在も一時差し控えの方針に変更はない状況でございます。壱岐市といたしましては、医師会と協議の上で、市のホームページや年間の母子事業予防接種のチラシには、定期接種であり、副反応のことを理解した上で接種を可能なことを広報いたしておりますが、現段階では、国が積極的な勧奨の差し控えとの状況に変更がない間は、壱岐市としては国の方針に沿った対応を行うことといたしております。接種に当たっては、最終判断をされる場合、病院での説明も受けられることとなりますので、医師会との十分な協議が必要と考えます。他の自治体の状況も再度確認した上で対応を検討していきたいと考えております。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1 番 山川 忠久君） これまでの経緯、十分理解しております。有効性とリスクを十分に検討し、医師と相談の上でというこれまでどおりの国の、そして壱岐市の意向は前提としても承知しております。しかし、それはほかのどの予防接種でも同様だと思います。やはり、

行政から背中を押してもらえるとそうでないのとでは、接種率の伸びに大きな差が出てくると考えます。救えるはずの命が何もしないまま失われるのを見過ごすことはできない状況になっております。先ほども言いましたが、WHOはその安全性と有効性を認め、接種を控えたままの日本を名指しで批判している状況です。女性が出産の機会を奪われるということは、少子化にも深刻な影響を及ぼしますので、ぜひここは強いリーダーシップで壱岐市の健康増進を図っていただきたいと考えます。市長の御見解をお伺いします。

そして、性的接触が起こる前の年代にこのワクチンを接種することが大事で、そのために中学1年生から高校1年生までが定期接種の対象となっているわけですが、接種後の症状がワクチンによる副反応か、それとも思春期に特徴的な症状かが判断がつきにくいというのがこの問題を複雑にしているようです。家庭での会話もこれはもちろん大切だとは思いますが、特に日本の場合、どうしてもデリケートな話題は家庭では避けてしまい、子供たちが知識を得る機会が損なわれてしまいますし、保護者が子供にこのワクチンを接種させなければならない説得力も弱まってまいります。

そこで、壱岐市では、すばらしい活動をされている学校保健委員会などもあります。先ほど答弁ありましたように、医師会と連携し、授業で、そしてまた親子でこの子宮頸がんについて考える機会をつくれませんか。教育委員会ではどのようにお考えか、以上、2つ御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 山川忠久議員の予防ワクチンに関する教育委員会へのお尋ねでございます。このワクチン接種をして、発熱等の有害事象、あるいは副反応と言われる、この状況が見られないときは、教育委員会からも文書で各中学校に周知をして促しておりました。この副反応によって欠席をしたり、教育活動に制限が生じる事例が出てからは、予防ワクチンの接種を積極的に勧める文書等の周知はしなくなり、今日に至っております。その取り扱いについては、教育委員会も健康増進課と同一歩調で対応しております。

議員お尋ねの各中学校の学校保健委員会で、親子で考える時間をつくってはという考えについてです。壱岐市の各小中学校の全てに学校保健委員会を設置しています。ここでは、子供たちの健康、体力の保持、増進を図り、学校保健、学校安全教育を推進するため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の専門的な先生方の御協力、御支援のもと、学校保健委員会が構成され、定期的に会議をしております。ここでは、子供たちが直面している諸問題、例えば、メディアの影響、性教育、自殺問題、結核対策、食育指導、成長曲線の活用、そして、子宮頸がんを含むがん教育等、さまざまな教育課題の中から、各学校の実態に応じて内容を設定し研修に取り組んでおります。その研修の中の1つとして、子宮頸がんのことをとり上げることは十分考えられると受けとめま

す。

学校保健委員会で、研修項目としてとり上げ、親子で考える時間として、研修会を開催することは可能ですし、この学校保健委員会のメンバーには学校医が必ずおられますので、そこでの研修や相談等には適切な指導を受けることができると考えます。

今回、とり上げていただいた子宮頸がんに係るHPVワクチンを初め、さまざまな情報をもとに健康増進課と連携をとりながら、教育委員会としては校長会等で伝える等の指導も含めながら、この健康教育を進めてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の判断を求められたわけでございますけども、WHOが日本を名指し出したということでございますけども、果たしてそれが日本だけだったのかということもわかりませんし、これだけ今教育長も申し上げましたけれども、学校現場での協議、あるいは医師会、そしてまた日本の厚生省でしようけども、厚生労働省でしようけれども、そういった主管省庁、そしてまた研究者が結論が出ていない中で、私がここで、どうだということは、残念ながら申し上げることはできないということを返答させていただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） なかなか国からの指示があつて難しいとの御回答でしたが、今回提出された議案第18号気候非常事態宣言については、「日本政府や他の地方自治体に連携を広く呼びかけます」とあります。ぜひこの件に関しても、国やほかの自治体をリードするような取り組みをお願いしたいと思います。

教育長よりは、学校保健委員会でのとり上げも十分にあり得ると御答弁いただきました。私も石田中学校のPTAの役員をしておりますので、学校保健委員会でも提案できるように、これから取り組んでいきたいと考えております。

最後に、今回子宮頸がん、そしてHPVワクチンについてより多くの人に知ってもらいたいと思ってとり上げさせていただきました。

最後に、ケーブルテレビとラジオを通じて、特に高校1年生の女の子のお子さんがいらっしゃる御家庭にはしっかりと考えていただきたいのですが、HPVワクチンには2種類あり、どちらも6カ月以内に3回の接種をします。つまり、高校1年生のお子さんが無料で3回の接種を終えるには、今月中に初回の接種を済ませなければなりません。ぜひ、御家庭で話し合つて、お医者さんに相談に行くだけでも行っていただいて、リスクについてしっかりと学んでいただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど92%が予防であるという数字を御紹介しましたとおり、残念ながらワクチンで全ての子宮頸がんを予防できるわけではないようですので、成人女性の方にも、特に

子宮頸がん検診を並行して行うようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって山川忠久議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩します。13時55分までといたします。

午後1時43分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） それでは、9月会議、一般質問、今回11人ということで、初日、一番最後の質問になります。15番、赤木が通告に従い質問をさせていただきます。

まず、通告の前に、ちょっとお知らせというか、学校が、小中学校が2学期が始まって、エアコンの設置が終わって、エアコンが運用されています。幼稚園も使われてあって、小中学校の子供たちとか学校、少しお話を聞いた結果がありますので、ちょっとお知らせをしたいと思います。

学校のほうとして、声を聞いたところ、子供たちの授業中の集中力が高まったのではないかなというようなお話とか、あと、窓の開け閉めの意識が高まった。これはどういう意味かということ、しっかりエアコンをつけるときに、窓を閉めるようになったとか、出入り口の扉が中途半端に開いたりとかしていると、しっかり閉めるようになったとか、そういうようなお話もありました。昼休みに外遊びが減るのではないかなというようなお話もありましたが、そういうこともなく、昼休みの外遊びも通常どおり、もしくは、遊んだ後は涼しくなるということで、盛んになっているようではないかなというようなお話もありました。それと、始業時間を一層守れるようになったと。しっかり涼しい環境になっているということなので、子供たちも時間を守って教室の中に入っているのではないかなと思います。

子供たちの声としては、これも子供たちからの声で、涼しくて授業に集中できるというようなお話もありました。窓が閉まっているので、先生の声が聞き取りやすいというような声もありました。あと、子供たちに聞くと、気温が何度だとかつけれるとか、何度にならないとつけれないとか、そういうようなお話をしていましたので、気温を意識するようになったと。昼休み遊んでも涼しく勉強ができるような声もありました。どうしても暑いときだと下敷きであおいだりとか、

そういう行為もあったようですが、そういうのもなくなって授業に集中できるようになったということでした。

先日、私のほうにも学校のほうから、幾つかのお知らせの中にありまして、前段の文章がありましたが、中略して、2学期から教室ではエアコンが設置され、過ごしやすい環境で学習することができていますと、多くの方々に御尽力に感謝しながら、学校生活を送る毎日ですというようなメールも送られてきております。先生方も、環境の変化によって子供たちがしっかり集中できているような環境があるというようなお話を伺っております。

以上、報告ですが、エアコンの設置によって、子供たちが過ごしやすい環境になっているということですが、その結果、学力の向上につながればいいかなと思っておりますので、今後は学力の向上に対してしっかり私も目を向けていきたいなと思っております。以上、ちょっと報告です。

それでは、15番、赤木が質問、大きく1点です。その中に、細かく4点質問していきます。今回は、提案型です。しっかり提案をしていきますが、提案していく中でも、すぐできることというのが1点、私にはあるように思いますし、なかなかすぐにはできないが、計画を持って取り組んでほしいなというところがあります。

まず、今回は大きく1点で、郷ノ浦港周辺の環境整備についてということで、質問をしております。その中に4つありますが、郷ノ浦港の整備とか、駐車場とか、いろんな問題については、過去、鵜瀬議員や土谷議員からの質問もあり、私も駐車場の件については質問をさせていただいた経緯がございます。今回は、その中において4つ、1点目は、郷ノ浦港に浮き桟橋設置の提案というのが、土谷議員が前回もしてありましたが、その浮き桟橋の設置の状況というのはどうなっているのかということ、2点目は、郷ノ浦港の客船埠頭、郷ノ浦新港と言われたりしますが、そこに浮き桟橋があつて、その場所においてヨットハーバー計画というのが、私が平成29年の9月会議で一般質問において、当時の中原副市長に答弁を求めたところ、話の中で、今後壱岐の整備ができるなら、整備というのはヨット係留に関する必要整備のことですが、壱岐から出発して福岡、それとか、壱岐一周のヨットレースを考えるとのことでしたので、市長とも相談いたしまして、10月ヨットクラブ会長さんに会いに行くようにしておりますので、その方向で考えておりますとのような答弁でした。この中において、壱岐の整備というところでは、浮き桟橋において、係留等の整備を行う方向で考えていますよというような答弁だと私は受けておりますので、その後の壱岐の整備というのは、どのようになったのかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、郷ノ浦港線、郷ノ浦郵便局から三島発着所までにある植栽の整備についてですが、植栽で柳の木が植えてあります。その柳の木が私も毎日のように通るんですが、中途半端に折れたりしているところがあります。完全に折れているところもあれば、中途半端に途中から折れているところや、またその折れてなくなったところには雑草が生えて、歩道に穴が開いているよう

な状況で、歩行者のつまずきの原因になっておるのではないかと、そういう状況が、かなりの年月放置されているのですが、景観上、安全上、問題ないからそのまま放置されているのか、お聞きしたいと思います。

最後に、郷ノ浦港、郷ノ浦新港も含めて、郷ノ浦港周辺の再開発を行ってはどうか。1番目にある浮き栈橋の設置のこともありますし、ヨットハーバー計画もありますし、その3番目に言っています歩道等も含めて、壱岐の玄関口の再開発を行って、壱岐の玄関口をきれいにしてはどうかというようなことで、以上、4点を質問させていただきたいと思います。執行部側の御答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 15番、赤木貴尚議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの郷ノ浦港へのジェットホイル用浮き栈橋設置の進捗状況はとの御質問でございます。昨年より、市民皆様よりジェットホイル用浮き栈橋設置について、多くの要望が寄せられたため、壱岐振興局と協議を進めてまいりました。また、昨年度は市から浮き栈橋接地の具体化に向けて長崎県知事、壱岐振興局長へ郷ノ浦港港湾整備に関する要望書を2度提出いたしております。あわせて、昨年度の知事要望の折には、港湾整備担当課であります長崎県港湾課の担当職員に対しても、直接実情を説明し、浮き栈橋接地の必要性を訴えております。

本年度に入り、具体的な設置位置の検討がなされており、当初は現在の乗降場所での掘り込み式で設置する案で進められておりましたが、九州郵船株式会社から、掘り込み式とした場合、フェリーの係船作業に支障があり、安全な入港に影響を及ぼすとの意見が出されたため、旧フェリー岸壁へ設置する案に変更となりました。この整備計画に基づき、令和2年度から、新規事業採択を目指しておりましたが、ジェットホイル乗降場所の移動により、ターミナル利用者の動線が大きく変わることから、ターミナルや駐車場等の背後用地を含めた計画の見直しや関係者等との調整手続が必要となりましたので、令和3年度からの新規事業採択に向けて取り組まれております。市としましても、ジェットホイル用浮き栈橋につきましては、高齢者、障害者の方々の初め、利用者の方々が安心、安全に乗降できる施設として必要であると考えておりますので、今回の長崎県への要望事項、知事要望にも盛り込み、早期完成に向けて要望を行いたいと考えております。

続きまして、2番目の平成29年9月会議一般質問の答弁において、ヨットハーバー整備についてその後どうなったかとの御質問でございます。

平成29年10月に当時の副市長が博多ヨットクラブ会長と会われた際に、郷ノ浦港のヨット用係留施設の拡大をお願いされたとお聞きしております。現在、郷ノ浦港には、マイナス

7.5岸壁、七半岸壁と申していますが、背後にヨットハーバーとして利用できる浮き桟橋が3基ございますが、昨年のヨットレースの際に全てのヨットが停泊できずに郷ノ浦港内の別の地区に停泊されたとお聞きしております。郷ノ浦港のヨット用係留施設の拡大につきましては、郷ノ浦港港湾整備計画では、ジェットホイル用浮き桟橋や漁業施設整備等の優先すべき施設が多数あるため、ヨット用係留施設の整備は大変厳しいのではないかと考えております。また、そのほかに、浮き桟橋利用者の皆様から、陸電施設、給水施設等の要望があったとお聞きしております。現在の施設を利用しやすい施設にし、本市への誘客を推進するためには、陸電施設、給水施設等の整備を検討する必要があると考えております。今後、関係部署と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして3項目めの郷ノ浦港線の歩道にある植栽の整備についての御質問でございます。

郷ノ浦郵便局から三島フェリー発着所までは、市道郷ノ浦港線となっております。歩道部分につきましては、郷ノ浦港湾施設、郷ノ浦北護岸として県が整備されており、管理業務につきましては、市が移譲を受けております。御質問の柳の木の植栽につきましては、台風等の影響により、折れたり、枯れたり、安全上の問題があると判断した場合は、県と協議の上、適宜伐採等の対策を行っております。また、伐採後の雑草等の管理につきましても、年2回除草を実施しております。今後も引き続き枯れた植栽については伐採を行います。伐採後の区画については、安全対策、雑草防止のために新たに植栽はせず、県がコンクリート埋め戻し等による歩道化を目指して工事を行うこととなっております。しかしながら、県は財政状況が厳しく、工事時期については確約できないとのことでしたが、危険であるため、早期に施工されるよう県にお願いをしてまいりたいと考えております。

次の項目の郷ノ浦港周辺の再開発の件については、市長に答弁をいただきます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の郷ノ浦港、郷ノ浦新港等、郷ノ浦港周辺の再開発を行ってはどうかという御質問の4点目でございますけれども、ただいま部長が新しいジェットホイルの着岸施設等々について申し上げました。お株を奪うようでございますけれども、見にくいと思いますけれども、今、こちらから船が入ってまいります。ここにジェットホイルの係留地がございますが、フェリーの車の乗降でございまして。今度、計画をする浮き桟橋は、ここでございます。こういった計画でございます。そうしたときに、ここの新しく浮き桟橋をつくるところに、実は33台の駐車場がございます。この33台の駐車場について、全てではないかもしれませんが、緊急車両等々が入るスペース、あるいは工事のスペース等々とりますと、33台の駐車

当面もうなくなってしまうということを考えなければいけません。そういったことからしまして、令和3年の着工でございますけれども、それに先がけて駐車場の確保をしなければならないと思っておりますのでございまして、県との相談でもございますけれども、やはり、これは立体駐車場が、待ったなしでつくらなきゃいかんという気がいたしております。そういった中で、先ほどから赤木議員、御質問のありましたように、ヨットハーバーとか、それから陸電施設、あるいは給水施設等々もございます。その全体計画をつくる、これも大事だと思いますけれども、その計画、県と相談をして計画をつくることよりも緊急的に私は駐車場の確保しなきゃならないんじゃないかと思っておりますのでございます。きょう、こうしてしなきゃいかんということを申し上げておりますけれども、県と相談をしながら、早急にこの駐車場問題については、先ほどから申しますように、ジェットホイルの浮き桟橋と合わせて、それに支障がないように、早期に取り組まなければならないと認識をしているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。まず1点目の浮き桟橋に関しては、市長にも答弁いただき、令和3年ということで話が進んでいくと思うんですが、郷ノ浦港は、先ほども言いましたが壱岐の玄関口でありまして、郷ノ浦港がフェリーの着く場所がいろんなところに移ったりとか、ターミナルビルができたりとか、今回は観光案内所ができたりとか、既存の海運業さんたちの倉庫があったりとか、七半岸壁のところが新しく客船のフェリー着き場ができたりとか、その都度、いろんな形で変化はしてきています。しかしながら、総合的に将来を見据えたプロデュースというか、郷ノ浦港の未来図というのがどうも見えないような気がして、今回も浮き桟橋を要望で上げていますが、その位置が動線等の問題もあり、長い目で見ると本当にそこでいいのかというところは考えなくてはならないなと思います。令和3年で、そこまでかかるのかというお話もあれば、実際、もっと早くということもありながらも一時的にそこに持ってきたことが将来的に、今回、市長が今、立体駐車場のお話もされましたが、動線とか、本当に車の位置とかを切符を買ったところからの移動距離とか、いろんなことを考えていくと、本当にそこでいいのかということも考えなければいけないなと思っております。それで、私が4番目に郷ノ浦港の再開発というところでいうと、郷ノ浦港一帯は本当に総合的に考えて絵を描くべきではないかなと思っています。

〔火災の放送〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 済いません。今火災の放送があっているので、一時中断しましたが、郷ノ浦客船埠頭のヨットハーバーの計画についてからちょっと先にお話をしていきたいと思いますが、これ、ヨットに乗る方にちょっとお話を聞いたりとかして、今回この提案に至りま

したが、今度9月16日に市長杯の第3回の壱岐福岡ヨットレースがまた行われるということで、今回は34艇出艇されるということで、改めてまた壱岐市に多くのヨットマンの方が来られます。このヨットの今回34艇出艇ということですが、博多ヨットクラブが募集されて、今回、壱岐市市長杯に主催的な感じで参加されるわけですが、ヨットの関係者に聞いたら、愛媛県の瀬戸内海に弓削島という小さな島があります。人口が2,800人ぐらいで、壱岐の半分ぐらいの島で、ヨットの聖地と言われている場所だそうです。調べますと、小さな島にもかかわらず、年間400隻ほどがこの弓削島にヨットで訪れる方がおられるそうです。ヨットの聖地ということで、壱岐とどう違うのかなというところを考えてみますと、先ほども部長、市長もお話がありましたとおり、電源とか、水とか、そういうのが浮き桟橋のところに設置されているところがありました。それ以外に交流スペースとして、普通の建物があって、その中でヨットマンが交流できるような場所がありました。そこの中にはコインランドリーがあったり、シャワールームがあったりします。壱岐の今の係留場所と何が違うかというと、先ほども言いましたように、電気や水道の設備がないとか、交流スペースがないとか、コインランドリーがないとか、シャワールームがないとか、そういうのがあるんですが、それ以外、よく考えると、ちょっと歩くとカモメの朝ごはんという、郷ノ浦漁協のところにある飲食をする場所があったり、壱岐市観光連盟がレンタルサイクルの自転車をレンタルする場所があったりとか、よく考えると壱岐もそれなりにきちんと整備ができています。しかしながら、あと少し足りないところがあって、そういうところを今後整備することによって、弓削島に負けないぐらいのヨットの聖地にもなり得るのではないかなと思っています。福岡ヨットクラブの会長さんも初め、ことしも来島されて、市長とも意見交換会をされているというようなこともホームページに書いてありましたが、今後、壱岐市もしっかり新たな観光の客を誘致するには、このヨットハーバー、ハーバーとも言わずに、係留施設を少し手を加えて、すべきではないかなと思っています。

ちょっと余談にはなりますけども、ヨット産業というのは、投資効果の高い地域振興策だと言われているそうです。私も海の関係では、幾つかチャレンジしたことがありますが、ヨットには乗ったことがないんですが、世界にはやっぱり大富豪が載っているスーパーヨットというのがあるらしくて、大きなヨットみたいですが、これ、1カ月ぐらい停泊したら、大体4,500万ぐらいその地域にお金を落とすというような経済効果もあるというのも記事で読みましたが、壱岐市の新たな取り組みとして、今停泊できるところにちょっとだけでもいいですから、変化をもたらして、今回、今第3回目の壱岐、福岡、ヨットレースの方々にいろんな意見を聞いて、ぜひヨットの聖地になるように努力してほしいなと思っています。

ヨットの係留場所については、部長からの答弁にもありましたとおり、整備を考えていくということです。そこは今後に期待したいと思っています。

3番目の郷ノ浦港線の歩道にある植栽の整備、これに関しても、お答えをいただいているんですが、実際、ちょっと調べたところ、36カ所実際植える場所があつて、現在はもう16本しか柳はありません。しかも中途半端に折れているとか、柳とか、植栽の体をなしていない場所も多くあります。場所によっては、これは植わっていないところ、折れてしまったところ、このように穴が開いていて、歩道、歩き方に危険だということだったり、中途半端に折れている柳があつて、これは生え放題になつていて、歩道を半分以上占拠しているというような、こういう状態が現状です。私も議員になったときからずっと実は見ていて、どのような形で提案すべきかなと思つていましたが、今回郷ノ浦港の周辺整備ということで、このことも指摘したほうがいいと思つて今回指摘させていただきました。

郷ノ浦港の整備ということであれば、今回の植栽も実は郷ノ浦郵便局から三島発着所まであります。私のイメージの中においては、郷ノ浦郵便局付近から三島発着所までも郷ノ浦港の整備として考えるべきではないか。その中において、三島発着所というのもやはり郷ノ浦港の一部として、あの場所がいいのか、もしくはフェリー、ジェットホイル、三島フェリーというのがこの発着所がなるべく近くにあつて、観光に来られた方々も壱岐の三島にも気軽に行けて、フェリーからおりる、高速船からおりると、この三島フェリーの発着所がすぐ近くにあつて、二次離島、壱岐本島じゃなくて三島に海水浴に行ったり、いろんな釣りに行ったりとか、そういう意味でも三島フェリーを利用しやすくなるには、やはり郷ノ浦港の再開発が必要ではないかなと思つています。郷ノ浦港の再開発には三島フェリーの発着所も視野に入れるべきではないかなとかと思つておりますが、三島フェリーの発着所、よく考えると、もう現状今のところになって、かなりの年月たって、施設の老朽化も見られて、三島フェリー自体の運営自体にも、やはり僕は常々ずつと思つていましたが、観光の方にもっと三島の長島、原島、大島、をもっと感じてもらつて、三島航路の活性化につなげてはどうかと思いますが、ちょっといきなりここで、三島フェリーの発着所等についても、郷ノ浦港の再開発の位置づけとして、整備をしてはどうかというような質問を、再質問したときに、したいんですが、谷口部長、何かイメージがありますでしょうか。ちょっと、水産とは違うかもしれませんが、何か観光とか、そういうので何か、それはちょっと答え難しいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 本日は提案ということで受けとめております。先ほど来、いろいろと御質問の中で出てきた緊急に対応しなくてはならないものは緊急に対応していくということと、それから、将来的に向かつて、郷ノ浦港湾自体は大きい港湾でございますから、そういった全体計画というのがございますので、そこの中に今後その構想の中にどう入れていくかといったところは、今後、いろんな意見を聞きながら考えていくところになってくるんであらうと思つ

ております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（１５番 赤木 貴尚君） 私、郷ノ浦町出身で、郷ノ浦で生まれ育ったので、郷ノ浦港とか、郷ノ浦商店街とか、そういうところをいかに活性化するかというのが日々近くを通ったりしますので、感じれるところなんです……

〔火災の放送〕

○議員（１５番 赤木 貴尚君） 火災の鎮火ということで、放送がっておりますが、郷ノ浦町の活性化というところで、やはり壱岐の島の玄関口の郷ノ浦港を再整備することによって、郷ノ浦商店街までの観光客が着地型と言われますが、歩いて商店街に行ったりとか、壱岐の島に最初に入られたときに、その郷ノ浦港でいかに壱岐の島を全体を知るかというところでは、郷ノ浦港の再開発を積極的に進めてほしいなと思っております。先ほど、山川議員の質問の中で、国土強靱化地域計画についてのお話がありましたが、国土強靱化、国土省が進める国土強靱化の中において、港湾の整備も幾つか含まれています。その中で、今回、壱岐市国土強靱化地域計画を策定されるというところで、やはり郷ノ浦港もその計画の中において国土強靱化というところであれば、災害時の対応とか、災害対策とか、そういうところで計画の中に郷ノ浦港の整備というのを入れて予算化するのでもいいのではないかなと思いましたが、今後、今の時点でお答えは難しいと思いますが、壱岐市国土強靱化地域計画の中において、港湾の整備等は考えられているのかという点について、ちょっと総務部長のお答えを聞きたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、赤木議員からの質問がございました港湾の整備と国土強靱化計画の関係でございますけども、もちろん港湾の整備も含めて、今後事業項目等練っていくということになると思っております。具体的については今後策定後に確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（１５番 赤木 貴尚君） 国からの予算をとってくる上で、壱岐市の国土強靱化地域計画を策定する中において、やはり港湾等にも使えるものがあればぜひ、郷ノ浦港再開発の一部としても使っていただきたいなと思っております。

郷ノ浦港の再開発のあり方や進め方については、やはり、私だけの意見ではなくて、市民の皆さんと共有して、産学民の活力やノウハウを生かしながら、計画的に取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますなど思っております。今回は、浮き桟橋のことについても市民やいろんな各団体からの要望もあって、少しずつ計画と実行されていくわけですが、私は今回郷ノ浦港の再開発と

ということで提案をさせていただきましたが、本当に、地元だったり、いろんな方々、地域やいろんな団体の方からの御意見もいただきながら、ぜひ、郷ノ浦港の再開発を進めていただきたいなと思います。

実は、私たち身近に感じています、身近にあります博多港、博多ベイサイドプレイス、福岡市も現在福岡の中央埠頭、博多埠頭の再開発を進められております。２０１６年の３月から計画を策定されて、２０２１年の実行までの業者との契約も進んでいるそうです。身近なところの福岡のベイサイドプレイスが今後いろんな意味で再開発されていく上で、壱岐へ来島される方も今後ふえる可能性も十分あります。

壱岐市の玄関口、郷ノ浦港が本当に壱岐の玄関口としてふさわしい、そしてまた魅力ある島への最初の段階として、本当に誇れるような港にぜひ整備していただきたいなと思っております。

今回はちょっと早いようですが、提案型ということで、すぐできることも答えもいただきましたし、浮き桟橋等の計画もはっきり明確化されてきているということですので、今回の私の一般質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす９月の１２日木曜日、午前１０時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、４名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしく願いをいたします。

これで本日は散会をいたします。お疲れさまでした。

午後２時31分散会

令和元年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

令和元年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 4 番 清水 修 議員
1 1 番 鵜瀬 和博 議員
6 番 久保田恒憲 議員
1 3 番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (15 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君 |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君 |
| 5 番 土谷 勇二君 | 6 番 久保田恒憲君 |
| 7 番 音嶋 正吾君 | 9 番 小金丸益明君 |
| 10 番 町田 正一君 | 11 番 鵜瀬 和博君 |
| 12 番 中田 恭一君 | 13 番 市山 繁君 |
| 14 番 牧永 護君 | 15 番 赤木 貴尚君 |
| 16 番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出がっております。許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。9月議会の一般質問2日目です。

昨日の内閣改造のニュースで、御承知のように、長崎4区選出の北村誠吾氏が地方創生大臣に就任されました。壱岐市の地方創生もこれまで以上に推進できるのではないかと期待を持ちました。私も、今、取り組んでいるまちづくり協議会の設立と1人でも多くの壱岐の子供たちがふるさとの壱岐に帰って将来を担えるように、さらに一歩踏み出す思いで頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、お礼になりますが、幼稚園、小学校、中学校へのエアコン設置により、残暑が厳しき2学期初めが快適にスタートできていること、加えて、来月から実施される幼児教育無償化に向け、説明会の実施をはじめ、できる限りの準備をしていただきまことにありがとうございます。

それでは、4番、清水修が通告に従いまして、今回も2点になりますが、2つ目は議案質疑と重なっておりますので、通告の後半部分について質問と意見を述べさせていただきます。

まず1つ目は、市長が行政報告の中で述べられた12月議会に上程される第3次壱岐市総合計画の策定についてです。

策定の大きな趣旨は、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした総合戦略を包含し、さらに、誰一人とり残さないというSDGs未来都市のビジョンを整合した計画の策定を進めておりますと述べられています。私も、壱岐市の未来はたくさんの課題が山積しているとは思いますが、突き詰めれば、この人口減少対策と地方創生のさらなる具現化だと思っていますので、現在、推進されているまちづくり協議会と壱岐の子供たちが帰ってこれる島づくりについてお尋ねします。

初めに、まちづくり協議会の推進については、行政報告でも現状が報告されました。幹事会が8地域、準備委員会が4地域、集落支援員の公募が5地域で実施され、早い地域では、11月ごろをめどに設立されるという現状について、まず、どのように捉えておられるのか、ほぼ予定どおりとか、いや、もう少しとか、どういう捉え方か。そして、さらなる推進に向けての改善点はないか。すなわち通告には文章としては挙げていませんが、第3次総合計画には、このまちづくり協議会の設立推進についてはどのような計画になっていくのかなと思いましたので、よろしく御答弁をお願いします。

次に、人口減少問題の克服に向け、最も大きな視点は何だと考えておられるのかを伺いたい。私は、壱岐の子供たちが島への担い手として一人でも多く帰省できる島づくりが一番大事だと考えていますので、その仕組みづくりが第3次総合計画ではどのように計画されるのか。現在、取り組まれているふるさと就業支援事業の充実も含めて、ほかにもお考えがあれば御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。4番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、持続可能なまちづくりを目指して、小学校区を単位とするまちづくり協議会の設立に向けた取り組みを推進しているところでございます。

現状につきましては、先ほど議員からもございましたけども、議員皆様方の御協力によりまして、市長が行政報告で申しましたとおり、幹事会が8地域、設立準備委員会が4地域で設立され、まちづくり協議会設立に向けた準備と協議が進んでいる状況でございまして、集落支援員につきましても、既に5地域で公募がなされているところでございます。

市といたしましては、当初の計画では今年度中に6地域のまちづくり協議会設立を目標に進めておりますので、現在まで、おおむね予定どおり取り組みが進んでいるものと考えております。

引き続き18校区全ての地域でまちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めてまいります。

まちづくり協議会は、市民一人一人が誇りを持って安心して幸せに暮らすことができる市民主体のまちづくりの実現を目指しておりますので、市民皆様のご理解と御協力が必要になります。

まちづくり協議会に関して、地域への情報提供につきましては、要請のありました地域を手始めに、地域担当職員と連携を図りながら説明を行ってまいりました。

また、4月に開催をいたしました自治公民館長会においても、まちづくり協議会設立に向けて、積極的な取り組みをお願いしたところでございます。

これまで地区公民館単位で21回、小学校区単位で9回、幹事会が21回、設立準備委員会が5回、出前講座が6件で、合計61回の会議等が開催されており、SDGs未来課及び地域担当職員が説明のために出席させていただいているところでございます。

通告にございました清水議員の御質問のまちづくり協議会推進への改善点ということでございましたけれども、改善点については全くないとは思ってはおりません。これまで、小学校区等での説明会の中で、市民皆様からいただいた御助言等につきましても、マルチ対応には及ばずとも、地域の実情に合わせて、さらに取り組みやすい環境にしていく必要があると考えております。

特に、できるだけ多くの市民皆様に説明を行い、御理解いただくことが何よりも重要であると、意見が多い中で、地域ごとに状況が一樣ではございませんが、地域によっては、小学校区だけではなく自治公民館ごとに説明会を開催する地域、繰り返し説明会を開催することで、徐々に理解が深まっている地域など、さまざまな工夫と御協力をいただいております。

市といたしましても、地域で十分御協議していただくことが何よりも重要であると考えておりますので、引き続き地域担当職員と連携を図りながら、より丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、幹事会、設立準備委員会が設立された地域におきましても、地域の課題やまちづくり協議会の参画団体、活動内容等は一律ではなく、それぞれの話し合いの中で、各地域の実情に沿った形で進めていくこととなりますので、地域の中で市民皆様に情報を共有していただくことが最も重要となってまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の第3次総合計画の2点目の御質問、人口減少問題の克服に向け、最も大事な視点は、特に壱岐の子供たちが担い手として帰省できる仕組みづくりの考え方についてでございます。

現在、策定中の第3次総合計画においても、人口減少問題は最重要課題と捉えております。その課題解決に向け、さまざまな取り組みを計画しておりますが、人口減少は避けられない事実であることから、人口が減少しても、持続可能で豊かに暮らせる社会、経済モデルをつくり上げることが必要であると考えております。

壱岐の子供たちが担い手として帰省できる仕組みづくりにつきましては、多様な考え方があろうかと考えております。

1つ目に、子供の幸福を最大限重視し、そして、安心して産み育てられると実感できるサポート体制を構築することが必要ではないかと考えております。例えば、待機児童を出さない環境づくり、安心して子育てをできる環境づくりをすること、また、教育環境を充実させることにより、この壱岐で子育てをしたい、将来、壱岐に戻りたいと思う1つの施策になると考えております。

2つ目に、ほかの地域に誇れる人材、技術、資源や手法などを絶やすことなくつなぐこと、あわせて新しい人材や技術、手法を取り組む既存のものと新しいものをつなぐこと、例えば、本市の基幹産業である農業であれば、現在、進めておりますSDGsモデル事業による農業に最先端技術を導入し、農業所得の向上や労力の軽減化を図るとともに、これまで長年の経験で行ってきた作業を見える化することで、経験が浅くても後継者として農業経営ができることなどが考えられます。

3つ目に、多様な働き方や生き方を選択できる社会をつくることも必要と考えております。高校生アンケートにもありましたが、若者が望む情報関連やデザイン関連など、多くの業種をふやすことで、就業し、定住が進むものと考えております。これらのことを実現することで、相乗効果も相まって、活力や魅力のある島になり、将来、子供たちが定住やUターンにつながっていくものと考えております。

また、子供たちには、ふるさと教育を通じて郷土愛を育むとともに、壱岐なみらい創りプロジェクトのSDGs対話会などで、壱岐の未来を考える機会にもなり、将来につながるものと考えております。

今後も壱岐の将来を担う子供たちや若い人たちが暮らしやすい環境づくりを研究し、市役所内部はもとより、関係機関との連携を強化しながら、人口減少問題に取り組むたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 御答弁ありがとうございました。ということは、まちづくり協議会については、この第3次総合計画においても、さらなる充実、一人もとり残さない大きな施策として続けられるのだと受けとめましたので、よろしくお願いします。

また、人口減少対策については、このあとまた再質問させていただきますが、まずはまちづくり協議会についての再質問というか、一応、私も自分の地域のまちづくりを何とかしたいという思いで動き始めたわけですが、どうしても一からつくり上げるということは、なかなかそう簡単に理解をしてもらえないものではない。

次第にやりがいを感じていくということで、進みだせばというふうな気持ちも当然あったわけですが、一応、全戸案内をして説明会を1回、2回としたわけですが、なかなか興味、関心が薄いのか、参加者が思うようになく、また、来られても、これまで取り組んできた公民館活動との違いを何度となく繰り返される実情もあり、いわゆるまた新しいことが始まることで、負担がふえるような捉え方にまずなってしまって、まちづくり協議会の内容、または、その手順等について、なかなか、このすばらしい協議会の必要性が十分にやっぱり理解されなかったなあというふうに感じはしましたが、ここでお互いの考え方を聞き合い、「みんなもそう思っているんだ、なるほど」と思い合ったり、「いや、待てよ、これはチャンスだ、少し進めてみよう」という声も聞けるようになったと思います。

だんだんに自分の地域を思う気持ちが芽生えてくるのか、会が終わってから数人で玄関先に集まって残って、これからの夢や希望がぼつぼつと出始めている、そんな状況を繰り返しましたが、正直、私はこれが大事だと、会が終わってから気づきました。

そこで要望として、この3次計画にも生かしてもらいたいことがあるんですけど、どうしても地域のいろんなそういった方々、私も含めてですけど、話し合っているうちに夢や希望がどんどん膨らんで、とんでもないような思いつきやなんかも当然話題になるわけです。そういったお声や、また、これから実施する市民アンケート等を十分吸い上げて実施計画は練り上げていくわけですが、現状の予算枠ではとても無理だということも、当然、上がってくるかと思っています。その予算内でできることから少しずつ取り組むことは当然でございますが、将来の展望に立って、やはりこの計画は少し予算が膨らむけども、意義あることと認めていただけるときは、ぜひ、そういった裁量もお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員、質問の内容について、1点と2点と2つありますから、あとのほうも一緒に。

○議員（4番 清水 修君） 申しわけありません。人口減少問題の分についても再質問します。

行政の遂行において、最も切実にいかんともしがたい近年の課題は、専門職員の高齢化といえますか、後継者不足といえますか、人材確保がとても厳しいということを誰もが痛感しておられることと思います。そこを何とかできないかということで、私は6月議会において、奨学金制度の見直しをお願いし、見直しを検討しようとの前向きの御回答をいただきましたので、そのことについては大きな期待をしております。

しかし、さらに考えてみると、奨学金制度の基本的な考え方は、いわゆるそれなりの学力が認められないと推薦をされないという部分を持っていると思います。だから、一部の子供たちのための制度ということになりはしないか。すなわち、勉強はちょっと苦手だが、運動は部活で頑張ってきたから体力には自信があるとか、これからのスマート農業や地球温暖化防止や壱岐のきれいな海を守りたいとか、環境や水産業に興味があるとか、壱岐なみらい創り対話会での高校生の皆さん方の考え方や、中学校で現在行われていますSDGsの学習会、すなわち、2030年に住みたい壱岐の姿を具体的に想像してみようというテーマのもと、まず、壱岐の未来の姿を捉え、そのためにどうするかを考え、計画を立て、実際に地域に訪問して、対話をして、多くのことを学ぶ活動に取り組んでおられます。

このように壱岐市の子供たちは、壱岐を大事に、そして、何とか壱岐の役に立ちたいという心はかなり育っているのだと思いますので、農業や漁業を目指したい生徒さんは農業高校や水産高校へ、また、農業大学や水産大学に、工業や商業での資格が必要な生徒さんは工業高校や専門学校への進学也希望もあることでしょう。建築や土木関係の専門職も必要です。もちろん、教員や保育士、看護師、介護士の医療関係者などたくさんの専門職がありますから、自分のやりたい仕事を目指すために自分をアピールする、自己推薦のできる生徒さんに、高校や大学の在学中を支援していただき、帰省後は壱岐に就職するという1つの筋道ができれば、お借りした補助金等は返さないでよいというような計画は盛り込めないのかなあという提案をしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の再質問のほうにお答えをいたします。

私のほうからは、まちづくり協議会関係について回答をさせていただきます。

まちづくり協議会につきましては、先ほどもございましたけども、第3次の総合計画の中で位置づけをしております、持続可能なコミュニティの形成という形で出しております。

その中において具体的な取り組みという形で、まちづくり協議会の活動の支援、そしてまた、まちづくりを支える人材の育成、そういう形で計画書の中には盛り込んでおります。

もちろん、この計画書の中での具体的な取り組みにつきましても、現状、主な問題点を押さえながら、そして、主な課題を洗い出しながら対応していくというような形でございます。

今、再質問の中で要望も含めてございましたけども、まず、まちづくり協議会設立という形については、私どもの捉え方としては、議員も一緒だと思いますけども、これは最終の目標ではございません。最終の目標は、やはり地域コミュニティの活性化、そして、市民協働の確立ということを目的としておりますし、誰一人とり残さない、地域の方々が納得いくまで御協議をいただいて、そして、まちづくり協議会を設立していただく、これが最初からのハードルでございますけ

ども、一番大切なところだと思っております。

それで、要望の中で、予算枠という形でのしぼりがございますけども、その辺の拡大ができないかという意味と捉えておりますけども、この点につきましては、このまちづくり協議会、条例も含めて、要綱、規則、その他もろもろ、行政区設置検討委員会、これは市民の皆様の代表を交えての検討委員会の中でたたき台をつくり、御承認をいただいた、そして公表をさせていただいたところでございますので、基本的には、補助金の枠等については現状の枠の中でお願いをしたいと思っておりますけども、例えば、もろもろの特殊事情によりまして、その拡大をしなければならぬような状況が確認できますならば、個別の精査をさせていただきながら検討をさせていただきたいと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 清水議員の人口減少にかかわりながらの奨学金についてのお尋ねについてお答えいたします。

お話の中にありましたように、完全給付型の奨学金を用意する場合には、一定学力の面でのハードルを設けることになろうと思います。これは、お話のように一部の者に限ってくるのではないということになりますが、完全給付であればやむを得ないかなという考え方に立ちます。

しかし、今、壱岐市でも進めておりますことは、就学を保障する形の中での子供たちの学習の機会保障、並びに就学支援金という形での給付を考えると、議員がお考えになっている方向での奨学金の充実になろうと思います。こうなれば、学力に重視をするのではなく、意欲があるということが選考の場合の大変基準になってくるということで、私どもは考えておりますので、一部ということではなく、幅広い指定が、意欲があれば受けることができ、そののち、ふるさとを愛し、ふるさとの事業所等に従事することになると、委員のお話のような形の返還猶予等の方策等も、そこには当然出てくると考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 私みたいなものの考えたことを、幾らかなりとも壱岐のためにとということで、前向きな御答弁をしていただいたということを心よりうれしく思います。

まちづくり協議会につきましては、当然言われましたように、公平さが最優先するのは当然でございますので、これも進みだしながら、これから策定される3次総合計画の中で、その計画をしっかりと見ながら、それを生かす形で進めていき、特別に認めていただけるようなしっかりした取り組みができるように頑張りたいというふうに思いましたので、何とぞ今後とも、このまちづくり協議会は市を支える地域住民のハートというか、そういう一番大事なところを育てて、それがコミュニティの活性化につながるということはだれもが思っておられることだと思いますので、

そこに向けて頑張りたいと思います。

人口減少の問題に対することにつきましても、奨学金の給付と、また別な形での就学保障をする支援金等についても幅広く考えていただけるということが、非常にうれしく思った次第です。やはり、壱岐の子供たちがいろんな形で、一旦は外に出て、いろんな学習をしてきても、そのことが大きな肥やしとなって、また壱岐に帰ってきて頑張ってくれる、担い手として就業していただける姿を思い描いて、またさらに、私もできることを頑張っていきたいと思います。

蛇足ですが、一昨年より、私が調べた範囲では、ふるさと納税の寄附金を活用して、壱岐で就業された方にはUターンや高校卒業者、大学卒業者などの新規の方が壱岐で就職、就業をされた場合は、その事業所にも、そして、その方にも支援される、しておられる実績も調べて、正直言って初めてわかりました。

一昨年は、345万円か何かだったと思いますが、昨年度は989万円という3倍にふえているわけですから、それだけ壱岐の事業所、もしくは新卒者、Uターン等も含めて、若者、若い世代の方々が帰ってこられて壱岐で就職されているということもわかりました。

本当に、ただ単に、なかなか働く場所がないとか、そういった壁はまだまだあるとは思いますが、そういったことも含めて取り組みのお手伝いをさせていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、時間も残り少なくなってきましたので、2つ目の質問として、芦辺中学校の新校舎への移転についてです。

一昨日の議案質疑でお尋ねした芦辺中学校の新校舎完成に伴う移転について、施工日が11月1日になっていることへの御回答は、子供たちに1日も早く安全安心の施設で学ばせるため、移転については10月31日は午前中授業にしてから午後に移転作業をし、11月1日から稼働する。作業等については、学校現場ときちんと打ち合わせをして行いますということだったと記憶しておりますが、まずこれでよろしいでしょうかということと、通告の後半部分ですが、この移転についてのことを、学校現場や地域、保護者の皆様への説明会等は予定をされておられますかというふうに挙げておりましたので、御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 4番、清水議員の質問にお答えいたします。

芦辺中学校の新校舎建設の遅れについては、市民の皆様をはじめ、関係者に多大な御迷惑を、あるいは御心配をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

ただいまの質問の1点目につきましては、一昨日のことについての確認でございました。移転作業については、10月末、29日、30日、31日等が天候等の都合もあり予定をされていると気持ちを伝えたと思います。

31日につきましては、子供たちの机や椅子等の搬出移転は、その午前中まで授業を保証するために午後の移動になると。あるいは職員室の机等もそのような状況になるという意味でお伝えをしました。

よって、それ以外の備品等についての移動等につきましては、建築主体等がある程度できて、中に入ってもよいという状況の報告を受けましたら、芦辺中学校の関係教職員は中の様子を見まして、例えば、特別教室、普通教室等の状況等を見て、どのような品をどう運んだらよいかというのを計画をしていくということも教育委員会と綿密に協議をして進めることになりますので、実質的に移転そのものの準備から含めると、広い期間にわたって当たっていきたいと考えております。

もっと言うならば、31日に全て完全に終わるということにもならないかもしれません。一部、子供たちの教育活動と直接かわりのない部分については、その後日を持って移動することは、教職員の部分についてはあったりすると考えております。

2つ目に、このことについての説明会等はどうなのかというお話ですが、工事の完成予定が10月末になることが分かった時点で、芦辺中学校と相談をいたしまして、7月5日にPTA授業参観が催されるとお聞きしましたので、この総会の始まる前の時間をつくっていただき、全校生徒と御出席の保護者の方に、私のほうから経過とおわびと今後のお願い等をさせていただきました。

今議会に提案をしております芦辺中学校に関する設置条例の一部改正が承認をいただきましたら、そのことを踏まえて、市教委と学校がさらに協議を開始し、決定したことは、その都度、保護者へ連絡をいたします。この移転作業等については、この連絡で十分保護者の御理解を得られると考えております。

これまで校舎の位置をどこにするかという重要な案件につきましては、地域や保護者の方々のお考えや意見をしっかり聞かせていただくことが大切だと考えるから、説明会を開いてきました。

今回の移転については場所は決まっております、校舎が完成する時期もほぼめどがついたと、そういう中で、完成次第、子供たちを安全で安心できる校舎に1日も早く移転をほしいという要望に、教育委員会は応えることが重要だと考えております。

7月5日にさせてもらった説明会の折にも、終わりましたからの特段の質問や意見は出ませんでした。それは、学校と教育委員会がよく連絡を取り合って、早急に、適切に進めてくださいという心の中を私のほうに伝えていただいたものと受けとめております。

よって、今回の移転についての説明会は開きませんが、情報の連絡は学校を通して適切に保護者等にらせていきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（４番 清水 修君） この質問は議案質疑とかぶっているのですが、とりやめようかという思いも少しあったのですが、行ってよかったです。

詳しくいきさつ、経緯、そして、めどがたっている、そして、そのもとで学校の現場としっかり連絡をとり、７月５日には総会時において、保護者にもこれまでの遅れとこれからの計画についてお話をしっかりされているということで、とても安心しました。

少し、私、覚悟を持った責任者の方に尋ねたところ、移転はいつであれ、やらなければならないことであるから、現状に応じた打ち合わせができればいつでもよいというふうな思いを聞かせてもらいました。その学校の直接の関係者であっても、脇から見れば十分なことが見えず、何らかの不満的なことを口にする等あるかもしれません。

ただ、当事者でなければ、その状況判断というのはやはりできないし、それが適切な判断になっていくのだというふうに私は勉強になりました。

この新しくできる芦辺中学校への移転がスムーズに計画どおり進められ、１１月１日から稼業がされることを、まさか何か不測の事態が起こらないようにお祈りをして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を１１時といたします。

午前10時44分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１１番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１１番 鵜瀬 和博君） 一般質問の前に、先ほど清水議員も言われましたとおり、長崎県４区選出の衆議院議員北村先生の地方創生大臣就任、まことにおめでとうございます。壱岐を初め、離島、長崎県の振興に向けたさまざまな取り組みへのさらなる追い風となることを大変期待をしております。

それでは、通告に従いまして、１１番、鵜瀬和博が執行部に対しまして、スポーツによる交流人口拡大、また、受け入れ施設の整備、そして、持続可能な水産業への取り組み、大きく３点について一般質問を行います。

まず、第1点目、スポーツ環境の整備充実についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成29年9月に一般質問をしておりますが、その後の進捗状況について、再度質問をいたします。

去る8月31日、9月1日、大阪で開催されました第7回全国高等学校陸上選抜大会で、男子600メートルの部で日本一に輝きました壱岐商3年松下翔紀さんを初め、郷ノ浦中学校2年の竹下紘夢さん、志原小5年福原悠吾さん、盈科小6年長岡美桜さんなど、全国大会出場や、また、壱岐少年サッカークラブの九州大会出場、離島甲子園準優勝など、近年、陸上競技、サッカー、野球など、子供たちのスポーツでの活躍は、テレビ、新聞に取り上げられるなど、大変目覚ましいものがあります。

本人の才能や努力はもとより、各スポーツ競技関係者や指導者の御指導と保護者の御支援、御協力のたまものであり、心からの敬意と感謝を申し上げます。

これまで、私はスポーツ施設の整備と指導者の強化育成を訴えてきております。その後、市長、教育長の御理解によりまして、ふるさと納税制度を活用した「子ども夢プラン応援」補助金が創設をされ、九州、県選抜の合同練習や全国大会出場等への遠征費用に助成をし、保護者の負担軽減が図られ、多くの喜びの声を聞いております。

しかし、これだけの活躍がありながら、陸上競技環境のハード面については十分だとは言えません。

例えば、教育長も御存じのとおり、中体連やナイター陸上を開催している大谷グラウンドについては、多目的施設となっております。陸上トラックは土のグラウンドであり、先生初め、大会関係者のライン引きなど、会場設営に時間がかかり、天候等を考慮する必要があります。

県中体連や島外の陸上大会においては、全天候型ゴムチップを使用された施設が多く、小学生、中学生においては、代表選手になって初めてゴムチップを体験する子供もいて、本来の実力を発揮できない子供もいるとお聞きをしております。そのため、関係者によれば、日ごろの練習を初め、陸上スポーツ合宿を島外から受け入れる場合は、やはり全天候型ゴムチップが好ましく、人気が高いということです。

2年前には、対馬市峰町に、また、ことし5月には五島市が1週400メートル8レーンウレタン素材の全天候型陸上競技場を4億8,000万円かけて県内離島で対馬市に続き2番目に改修整備をされております。

五島市はスポーツ“愛”ランド五島を目指し、常にさまざまな競技用の本格的な施設整備と宿泊補助制度をセットでスポーツ合宿誘致事業として市のスポーツ振興課が活発に誘致活動を行い、今では年間120団体以上の実績を上げているそうです。

壱岐でもスポーツ合宿やスポーツ大会の誘致は選手を初め、応援者など数百名規模が多く、食

事や宿泊など、これまでも壱岐市振興に対し大変御貢献をいただいております。改めまして、大会関係者に敬意と感謝を申し上げます。

スポーツを通して、子供たちの活躍が壱岐のイメージや知名度を上げるプロモーションの場や機会ともなり、スポーツ施設を整備することで島内外からもスポーツツーリズム等や島体験メニューと合わせれば、観光客の増大にもさらに寄与することにもなります。

来年開催の東京オリンピックの機運が高まっている今、本市における指導者の育成やスポーツ環境整備をしてはと考えますが、市長、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目、2年前の同趣旨の一般質問では、実業団等の合宿を誘致するためには受け入れ体制、施設整備の充実について取り組むと市長は答弁されております。また、大谷グラウンドのグラウンド専用化については、教育長は、市体育協会、スポーツ関係団体と協議するとの答弁でありましたが、その後、ヒアリング結果はどうだったのかお尋ねをいたします。

また、子供たちの活躍がふえる中、現在、第3次総合計画策定中ではありますが、交流人口、関係人口の増加の施策ともなる今後のスポーツ環境の整備計画はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

2点目、長崎県スポーツコミッションからの紹介があり、バスケットボール女子日本リーグの準優勝の三菱電機コアラーズが5月12日から17日までの6日間合宿をされました。今後、継続的に合宿地として選定してもらえるためには、スポーツ施設や受け入れ体制について整備要望はなかったのかお尋ねをいたします。

3点目、平成30年9月の決算委員会の質疑において、島外スポーツ団体等誘致促進事業補助金の利用者は年々増加傾向である。スポーツ大会、合宿等誘致されている各種競技団体にスポーツインセンティブ、キックバック制度の増設について、してはどうかという質問に対し、答弁では、費用対効果も含め、検討するとの答弁でありました。その後の検討結果についてお伺いします。

現島外スポーツ団体等誘致制度については、1人当たり1日1,000円の3,000円が限度となっており、4日以上滞在する合宿を受け入れる制度となっておりません。

例えば、五島市では、市内の宿泊施設に延べ10泊以上宿泊される場合、1団体10万円を上限として、大人1人当たり2,000円、児童生徒1人当たり1,000円、交通費1人当たり1,000円、公共施設利用に1泊当たり500円助成し、このほか船舶車両航送運賃、島内レンタカー料金の割引などがあるようです。

福岡市を初め、北部九州500万人都市圏を抱えておる壱岐市では、スポーツ交流人口拡大に向け、島外スポーツ団体等誘致促進事業補助金制度を再構築してはと考えるが、その3点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

〔教育長（久保田 良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 11番、鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃるように、ちょうど2年前の9月会議の一般質問でもこのことを取り上げていただきました。大谷グラウンドも多目的施設ではなく、陸上、サッカー競技場として附帯設備も含め、整備すべきという趣旨でのお尋ねでした。

その後、私も壱岐市体育協会の役員の方にこの件のことをお尋ねをしました。壱岐市体育協会の役員会や理事会の中で大谷グラウンドをゴムチップの全天候型にしてはとの話は出ていないということでした。

また、陸上競技部の方との話でも、そういうことが実現すればありがたいことですがという言葉で、いろいろな状況を勘案して、ぜひ実現してほしいという言葉まではつながりませんでした。

一方では、壱岐市ソフトボール協会の会長、副会長さんが、29年のこの9月会議の後、10月25日に教育委員会に3名で来庁され、大谷グラウンドの多目的グラウンドについては現状の多目的広場としてぜひ維持してほしいと強く要望されました。それ以外の競技団体等から直接の要望は受けておりません。

これまでもお話をしておりますように、大谷グラウンドの使用、活用状況を見てきますと、平成30年度1年間の多目的広場の利用は、団体で延べ637団体、約2万人近くの方が利用されています。

2年前に回答したときの数字を参考までに申しますと、団体は延べ300団体、約1万1,300人の利用とお答えいたしております。この2年間で大谷グラウンドの多目的性が活用されて、利用者はふえているということを確認しているところでございます。

その名のとおり、陸上、野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、多くの競技が行われるとともに、当然、ウォーキング等で自由に利用されている方等もございます。利用者数は間違いなくふえていると捉えております。

特に、要望がありましたソフトボールは、これまでも毎年小学生の県大会を誘致しています。ソフトボール専用球場という県下でもうらやましがられる施設を主会場に、多目的グラウンドで2会場を正式の広さがとれ、大会運営ができること。余白の部分で練習場所が十分確保されること等、参加者からは大変高い満足度を持たれています。参加したチームは、勝ち上がった専用球場で試合ができるという目標に向かって試合に臨んでいる姿を見るとうれしくなります。県下に誇れる専用球場と隣接する多目的グラウンドとの組み合わせがあるからこそ、この交流人口の増に大きく寄与していると捉えております。

多目的グラウンドの持っている利点は、壱岐市民のスポーツ大会にも生かされております。市

民体育大会は毎年ここがメインですし、町民運動会、町民球技大会等も幅広くこの広さが利用されております。

そもそも大谷グラウンドは多目的広場としてつくられており、その狙いどおりの存在価値を示していますし、バックネットも2つ常設をされているというのも強みでございます。

大谷の多目的グラウンドをゴムチップの全天候型の施設に改修して、陸上競技や中央部分のサッカー競技の主会場にするという一つの考え方をしたときに、このゴムチップの維持管理のために、使用についてはかなりの制限を伴うことになるかと予想しております。これまでのように市民がいつの時間でも気楽に利用できる施設にならなくなると予想しております。

また、大谷グラウンドは高台にあり、四方からの風が大変影響を受けやすい状況がありますので、陸上大会では比較的公式記録になりがたく、追い風参考記録となる可能性の高い地の部分が弱点としてはございます。

壱岐市教育委員会の努力目標の6番目に、健康で活力ある心と体を育てる体育、スポーツの振興とうたっております。これだけ多くの壱岐市民が利用している現実には重視しなければなりません。市民の健康増進の施設として、また、交流人口増の施設として機能を発揮している大谷グラウンドは、現在の多目的広場として活用し、必要に応じた整備に努めていくことが大切であると考えております。御理解をいただきたいと思います。

2つ目のスポーツ環境の整備計画についてですが、壱岐市の現状の中では、特に体育館の整備を課題としております。現在、壱岐市内にある体育館は、旧4町で申しましたときには、芦辺町にそういった町専用の体育館はありませんが、今回、芦辺中学校の現在の場所が移転しますと、その体育館は耐震をクリアした建物でございますので、広く利用していただけるのではと考えていますし、ここが町の体育館として利用できることになり、市全体にも広く活用いただけるものと考え、それぞれの町にある体育館の維持管理に努めて、必要に応じた修繕整備と計画的な改修に努めていこうと考えております。

そのため、今回の第3次総合計画策定の中には、これといったハード面での体育館等の計画は記載しておりません。維持管理に努めるとしております。

また一方、ソフト面については、先ほど議員がお話しになりましたように、子供たちの目覚ましい活躍を支援できるように、小中学生スポーツ大会等出場補助金や「子ども夢プラン応援」補助金を今後とも継続して支援していくよう拡充をしていきますので議会の御理解をお願いいたします。

2つ目の長崎スポーツコミッションからの紹介で受け入れたバスケットボール女子日本リーグの三菱電機コアラーズから、スポーツ施設等の整備要望はなかったのかについてまで教育委員会のほうで答えをいたします。

お話の日本リーグの三菱電機コアラーズのチームは、選手10名、スタッフ7名の計17名の方が5月12日から17日まで5泊6日の日程で合宿を行っていただきました。これは長崎県スポーツコミッションと観光課の協議の上で実施に至ったものでございます。

合宿に使った施設は、石田スポーツセンター、壱岐高校体育館、筒城浜、小水浜の外のトレーニング場所です。

合宿終了後に、チームに対して合宿アンケートを実施しております。内容は、練習会場の広さ、設備や備品、利用時間等の満足度とその理由を答えていただいております。

広さについては、満足度は満点の5で答えていただきましたが、設備面や備品の使いやすさについては普通の3の評価をいただいております。その内容は、石田のスポーツセンターのトレーニングルームで指摘されておりますが、合宿はトレーニング合宿と位置づけているので、このトレーニングルームの機器がもう少し充実しているとありがたい。さらに具体的に言いますと、ダンベルがもう3台ぐらいは欲しい。スクワットラックもあと2台あるとよい。ストレッチマットも選手個々が個別にできるように7枚程度あとは欲しい。ベンチプレスもあと1台10キロぐらいのがあるとよい等、あったらよいという言葉で率直に記されております。

私どもは、これを施設設備の要望と受けとめており、関係部局と相談をしながらこの整備に当たる予定でございます。

なお、アンケートの中では、宿舎や全体的な質問としては、おおむね満足度5をいただいているのが大変喜ばしいことと思います。課題は、壱岐までのアクセスについてやはり指摘をされており、満足度が普通の3というランクでの答えになっております。

今回壱岐市で合宿をしていただく決め手となったことは、このチームが年2回合宿をする方向にチームの方向がなったときに、声をかけていただいたことと補助金があるということが決め手になりましたということでした。また、意見としては、今後ともよろしく願いいたしますと記されておりました。

このチームの合宿は定期的な開催で、壱岐市を合宿の候補地として今後とも考慮していくとも答えていただきました。

このような状況を考慮したとき、寄せられた要望や意見については可能な限り対応をし、次年度の合宿地に選んでいただけるよう取り組まなければなりません。企画振興部とも相談をし、必要な財源の確保に向けて努力をいたしますので、議会の御理解、御支援もどうぞよろしくお願いをいたします。

来島していただく方々の満足度向上を図って、合宿地としての候補に選んでいただける壱岐市にしたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田 良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 鵜瀬議員の３点目の御質問にお答えをいたします。

平成３０年９月の決算委員会では、島内の競技団体版いきいき観光サポーター制度につきましては、現在個人での加入のみであり、制度を運用していく上で団体加入が可能かどうか、また、可能とした場合に団体に対して制度内容が充足しているか等検討したいとの答弁をしておりました。

現行のいきいき観光サポーター制度につきましては、島内競技団体での加入登録は可能との確認をしておりますが、本制度につきましては、あくまで個人を想定したものであり、ポイントの付与上限、これは１００ポイントでございますが、その変更によるシステム改修、また、ポイント付与に際しての人数確認の方法など課題があり、現行制度での活用は難しいものと判断をしております。

しかしながら、島内競技団体の大会等開催による誘客効果は大きいものと認識しており、交流人口拡大を目指している本市にとりまして大変ありがたいものであり、感謝をしております。

市といたしましては、競技団体の目指しておられるレベルアップや健全育成に対して、ハード面、ソフト面で引き続きサポートをしていくこととし、島外からお越しいただくスポーツ団体に対しましては、島外スポーツ団体誘致事業補助金の継続とＰＲを積極的に行い、誘客拡大に努めてまいります。

追加で御質問のありました誘致事業補助金の拡充につきましてですが、ここ二、三年では２００件、約８００万円の事業となっております。誘客に対しまして一定の効果は上がっておるものと思っておりますが、補助金の拡充等につきましては、今後検討をすることと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（１１番 鵜瀬 和博君） まず、１点目の大谷グラウンドの全天候型に変更する分については、市体育協会の役員会にヒアリングを行ったところ、市の体育協会の中ではそういった意見も出なかったということで、そしてまた、２年前の一般質問の後、ソフトボール協会の役員の方が現状のままを使ってくれということで要望に来たと、そして、利用者が毎年ふえて、３０年度が６３７団体の２万人、これも多目的施設であるからその利用がふえているんであろうという答弁だったと思います。

また、陸上競技場を全天候型にした場合には、維持管理費もかかりますし、高台にあるため陸

上競技場としての場所としては、風があるため余り適していないのではないかという御答弁だったと思います。

利用者が多くなったというのは、多分、これだけ陸上が盛んになったかなと思います。

じゃ、改めて再度御質問をしますが、この637団体2万人のその競技における分析等はされたのか、お尋ねをいたします。

そして、体協の中でそういう声が出なかったということなのですが、今、教育長としては大谷グラウンドを多目的施設で使いたいという御答弁でした。しかし、ならば、やはりこれだけ陸上競技も盛んでありますし、壱岐のどこかに設置する考えはないか。

また、この、今、教育長の考えについて、今は制度は変わりまして、教育委員会制度が変更をされておりまして、首長と教育長が教育行政について意見交換となる総合教育会議を設置されるようになっておりますし、会議をされていると思いますが、このスポーツ振興については企画振興部の市の施策と思います。

そして、施設については教育委員会サイドの思いで言われたんだろうと思いますが、このスポーツ振興による交流人口拡大のための施設整備について、まず、教育長のその壱岐島内で行く思いはないのか、それに対して市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、2点目のコアラーズからのトレーニングルームの機器の充実については、今後、当局と協議をして整備に向けた、充実に向けた取り組みをしていくということによろしいのか、お尋ねをいたします。

3点目の島外スポーツ団体につきましては、前回のときも私の説明が悪かったんですが、いきいきサポート制度として団体あたりにしてくれじゃなくて、それとは別にインセンティブ制度として、例えばサッカーならサッカーで300人来たと、そして、それにこの制度を300人に使ったと、その1割を例えばサッカー協会にキックバックできないかという制度の創設をしてはどうかということなんです。その点について再度お尋ねします。

また、この補助拡充制度については、再度拡充に向けて検討をするということでしたので、あわせてその4点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 1点目の大谷公園運動場多目的広場の利用状況については、内訳として、野球が200件約4,000人、ソフトが152件3,900人、陸上が151件7,000人、グラウンドゴルフ69件1,300人、サッカー32件850人、その他イベント等で33件の2,004人という形で把握をしており、ほぼ先ほど申します全体で2万人近い中の陸上競技にかかわる練習等を含めたものが7,000人ぐらいはあるということの認識は持っております。

あと、ほかの競技については、大会もあれば練習もあると、あるいは各クラブ等の練習等もそ

こには当然入っていることになります。

議員のお尋ねの老岐島内でゴムチップ舗装等の全天候型の陸上総合競技場等をつくる考えはないかということですが、公式記録等のできる公認競技場は1種、2種、3種ございまして、それぞれの制度がそこに求められることになりますが、今のところ、私としてはこの3種に近いものまでつくことは、大変状況としては厳しいと考えます。

陸上等で活躍している子供たちがおり、本人、保護者等関係の方々の御尽力でそれぞれの結果を出していることには本当に頭が下がる思いですが、グラウンドを用意し、全天候型を用意し、関係の施設設備等を含めた場合に、総額どのくらいの費用になるのか、その費用対効果等も含めて検討をしたときには、そのような考えに落ち着くことを申し添えます。

それから、教育総合会議が市長とのもとで開かれておりますので、ここでの施設にかかわることについての議題は当然上げることができますので、早速今年度の教育総合会議の一つの議題にさせていただきます。

2つ目のコアラズにかかわる形の中で指摘をされました。特に石田トレーニングセンターの整備については、先ほど申しましたように企画振興部との協議をしながら、合宿候補地を選んでいただけるためには整備が必要と考えますので、しっかり検討をしていくということで捉えております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、鵜瀬議員の質問の中で、教育委員会の組織の運営に関する法律が変更になって、改正になって、市長、首長も教育問題について意見が述べられるという状況がございます。

今、教育長が申しましたように、いわゆる教育総合会議が正式なその場であるわけでございますけれども、この問題については、その正式な場所では話しておりませんが、この鵜瀬議員の御質問を受ける中で教育長と協議をいたしました。今、教育長が申した認識と私の認識は一致をしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 3番目のスポーツ団体の助成制度につきましては十分検討をいただくように、時間がありませんので次に進みたいと思います。

ただ、教育長に言っておきますけど、ソフトボールの国体、成年女子があったときに、ふれあいグラウンドを多額な費用をつけてソフトボールができように改修をしたんですよ。そういう中でソフトボールが、もちろんそれは専用球場があるから大谷がいいでしょうけど、その運営上、そこも活用するとか、あと、いろんなジュニアのスポーツ大会においてはそれぞれ宿泊のところが移送も含めて全部運営をされているわけです。

そういう取り組みの仕方もあるわけですから、再度その点については十分その教育会議において市長と教育長、そして関係者を集めてぜひ協議をしていただきたいと思います。

離島でこういった公式というか、全天候型がないのは、大きいところ言えば壱岐だけなんです。それだけを申し添えて、私の1点目の質問は終わります。

2点目行きます。

フェリーターミナル、ジェットフォイルターミナルの整備につきまして、これも平成30年3月の一般質問におきまして、フェリー、ジェットフォイルの利用者がふえ、駐車場も混雑しており、駐車違反が目立つということで、郷ノ浦港ターミナル周辺の整備が重要と考えるということで質問をしておりました。

昨日の一般質問で赤木議員が同種の質問をしておりますので、その答弁に対し質問をさせていただきます。

まず1点目、郷ノ浦港ジェットフォイル乗り場の浮桟橋設置については、当初、現ジェットフォイル乗り場に切り込み式の案で県と協議をしていたけども、九州郵船よりフェリーの安全な入港に影響を及ぼすとの御意見をいただいたので、旧フェリー岸壁への設置案へと変更となったと、また、ターミナル利用者の動線、駐車場等、背後用地の整備計画の見直し、関係者との調整、手続があるので、令和3年度新規事業として国の採択に向け進めていくとの答弁でありましたが、間違いはないか、その点について。

2点目、郷ノ浦港ターミナル周辺駐車場不足については、当時は元居トンネル先に40台の駐車場を新設し、経過を見守りたいとのことでありましたが、しかし、その後週末や連休中、相変わらず駐車場が不足をしておる、課題解決に至っていないということを指摘しようと思ったときに、きのうの駐車場の問題について市長は、ジェットフォイル桟橋の設置とあわせ、県との相談ではあるが立体駐車場設置待ったなしの状況である、早期に取り組むとのことでありました。

では、その立体駐車場についてお尋ねをいたします。現時点での建設予定地はどこなのか、また、何階建てを想定しているのか、お尋ねをいたします。

2点目、立体駐車場にするならば、駐車場だけではなく、30年3月の一般質問でも提案をしておりましたが、機能性を持った駐車場に整備すべきと考えます。例えば1階に屋根つきタクシー乗り場、レンタカーの受付窓口を併設し、2階以上を有料の一般駐車場、または月極駐車場、現ターミナルとの立体駐車場の間に屋根をつけ、観光バス、宿泊バス専用にすれば、多くの利用者が利便性が図れると思うが、この件について所見をお伺いしたいと思います。

3点目、芦辺ターミナル横の砂置き場が移転をすれば、この芦辺ジェットフォイルターミナルをフェリーターミナルに機能移転するとの計画であります。その移転時期と移転予定地には現在、1階には観光案内所、2階にはふるさと商社が入っておりますが、待合所を含めどのように整備

するのか、お尋ねをいたします。

また、郷ノ浦芦辺港ジェットfoil乗降時の現棧橋利用における暴風雨対策をすべきと当時も要請をしておりましたが、一向に改善をされておられません。県との調整は必要と思いますが、早急に改善すべきと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの鶴瀬議員のフェリーターミナル等の周辺整備についての御質問にお答えをいたします。

まず、1項目めにつきましては、昨日の赤木議員の同様の質問に対する答弁のことをおっしゃいまして、先ほど申されたように間違いはございません。

2項目めの関係でございますけども、郷ノ浦港ターミナル周辺駐車場の問題に対する今後の改善に向けた計画はとの御質問でございますけども、昨年8月に元居トンネル先に約40台の駐車可能な駐車場を新設をいたしました。

新設後の昨年のお盆前後、それから、正月の前後、本年のゴールデンウィーク、そして、お盆前後におきまして、告知放送、そして、ケーブルテレビ、回覧等で事前に郷ノ浦港ターミナルビル駐車場利用に関する周知を行ったこともあり、大きなトラブル等はございませんでしたが、今、議員が言われますように一部迂回、道路部分への違法駐車等が見受けられたところでございます。

そのような状況の中で、昨日の市長が答弁をなされましたように、ジェットfoil用浮棧橋の設置については、令和3年度の新規採択に向けて取り組まれているところでございますけども、そのジェットfoilの状況、場所の変更により、旧フェリー岸壁側の駐車場に33台の区画の駐車場がございますけども、その駐車場の一部もしくは全部を緊急車両の乗り入れ等の関係で廃止しなくてはならないという状況になります。

令和3年度に先駆けて立体駐車場の整備について県と相談しながら緊急に取り組んでいくとのことで、今後、建設計画等につきまして具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど、その設置場所が現地なのかというところでは、一応その立体駐車場は、その今、迂回路の所の真ん中のスペースです。そこが考えられると思っておりますし、今、何階建てかというところでは、先ほど申した33台が減るところから、どういったスペースになるのかというのも考慮して何階というのは決まっていくだろうというふうに思っております。

機能性を持たせるために、先ほど議員がおっしゃったような具体的な提案につきましては、今後、建設計画の中でいろんな意見を聞きながら、市民の皆様の利便性を重視した形での計画をつくっていかなくてはならないというふうに考えております。

続いて、3項目めの芦辺ジェットフォイルターミナルの移転時期と、栈橋利用における暴風雨対策についての御質問でございます。

まず、芦辺ジェットフォイルターミナルの移転時期につきましては、現在、芦辺漁港砂揚げ場の移転について、移転先の郷ノ浦港鎌崎地区の条件整備を進めております。

条件整備の内容につきましては、砂飛散防止のための防風柵、防砂柵の整備、それから、散水、除塩用水源の確保などでございます。この条件整備が完了しなければ砂揚げ場を移転することができませんので、現段階では、来年度中に条件整備を完了させる予定といたしております。その後、芦辺漁港に県が導流堤、浮き栈橋の整備を実施することになりますので、四、五年先の移転になるのではないかとというふうに考えております。

次に、ジェットフォイル用浮き栈橋の暴風雨対策につきまして、芦辺合同海運に確認をいたしましたところ、暴風雨時には、できるだけ待合所に待機していただくよう呼びかけをしまして、ジェットフォイルが着岸後に並んでもらうなどの対応をされておりますけれども、お客様は雨にぬれながら乗下船されており、御迷惑をおかけしているとのことでした。

現在、通路、浮き栈橋部分に屋根が設置されておりますが、屋根の幅が小さく、暴風雨をとめることができない状況になっております。暴風雨対策としまして、現在の浮き栈橋の屋根を大きくした場合には、浮き栈橋の安定性が保たれなくなるために厳しいと考えておりますので、現施設の改良等により対応できないか検討したいと考えております。

また、臨港道路を横断する部分につきましては、屋根等の設置ができませんので、傘の貸し出し等で対応できないか検討したいと考えております。

以上です。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 立体駐車場の機能性アップについては、十分関係機関と協議をしていただいて、こういう財政厳しい折ですから、小出しになることなく、この1回で、周辺の駐車場においては改修完了ということになるように、十分内容の検討をお願いをします。

また、ジェットフォイル乗り場の栈橋の暴風雨対策については、これも対応できるように協議をしていきたいということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

また、立体駐車場を設置する場合に、今まで出てきておりましたパーキングパーミット駐車場の設置も、極力手をとらないように、屋根つきの分を検討していただくように、関係団体とも協議をしていただいて、無駄のない立体駐車場の建設を期待をしております。

それでは、最後、磯焼け対策について、お尋ねをいたします。

昨年の9月にも一般質問にしておりました。大変磯焼けが厳しくて、危機的状況であるという

ことで、そのときの市長の答弁については、今後も、国、県、各漁業と連携を密にして、磯焼け対策、藻場造成を積極的に取り組むと答弁をされております。

本市の磯焼け対策としては、国の離島漁業再生支援交付金事業、水産多面的機能発揮対策事業を活用し、市内各漁業集落で漁業者みずからがイスズミ、ガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置、磯焼け対策に取り組まれております。

磯焼けは、さまざまな要因はあるものの、イスズミなどの植食性動物による食害が一番の大きな要因として、ことし4月から、磯根資源回復促進事業として植生魚類イスズミの駆除に対し、漁業関係者への助成を行い藻場回復を行う、全国的にも例を見ない取り組みが始まっております。これが、定置網に入ったイスズミが1尾当たり150円、駆除目的のイスズミが1匹当たり200円、加工場への出荷経費が、イスズミ1尾当たり50円の補助をすることとなっております。

定置網、駆除目的、それぞれ1万尾、加工場で5,000尾、予算化されておりますが、現時点までの捕獲数と、順調に推移しているのかお尋ねをいたします。

また、この捕獲尾数を上げるためには、早く手を打つことが重要と、タイワンリスの捕獲のときと同じように言われております。

現在、150円から200円ですが、将来的に、この捕獲金額を1尾300円、400円に増額すれば、水揚げが少ない今、専業として捕獲する漁業者も出てきて、収入増につながるのではと考えますが、御見解をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの鶴瀬議員の磯焼け対策に関する質問について、お答えをいたします。

1項目のイスズミの現時点までの捕獲数と、順調に推移しているのかとの御質問でございます。

本年度より、磯根資源回復促進事業を創設し、イスズミの捕獲に対して、1尾当たり150円から200円、加工場への出荷経費として50円を補助することとしており、本事業により磯焼けが早期に回復するよう積極的に取り組んでおります。

毎月ごとの捕獲数と捕獲総数を報告させていただきます。

4月が445尾、5月が1,250尾、6月210尾、7月220尾、8月305尾となっております。4月から8月までの捕獲総数は、2,430尾となっております。

また、6月から8月の捕獲数が少ないのは、台風等の影響により定置網破損の危険性があるため、一部の漁業者が定置網を上げられていることが要因ではないかと考えております。

昨年の傾向として、秋口の9月から11月、それから春先の2月から3月に、定置網に大量のイスズミが入網したと聞いておりますので、今後は捕獲数が伸びてくるのではないかと考えてお

ります。

また、イスズミ捕獲方法については、定置網だけではなく、現在、各集落、漁協の集落がイスズミトラップを作成中でありまして、本格的なイスズミ駆除が推進されますので、今後の捕獲数の増加を期待しております。あわせて、刺し網等の漁業者に対しましては、各漁協よりイスズミ捕獲に対する協力要請をお願いをいたしております。

次に、2項目めの捕獲尾数を上げるためにも、1尾当たり補助金額を増額してはとの御提案でございます。

本事業は、本年度創設したばかりでございますので、来年度すぐに1尾当たりの補助金額を上げることは、効果等も検証できない状況の中では難しいのではないかと考えております。当面、一、二年の捕獲実績の推移、漁業者、漁協等の御意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

そのほかに、イスズミの加工、販売の取り組みも進められております。市内の加工業者では、イスズミを3枚におろしたフィレ、切り身の状態での出荷、それから、フライ等新商品開発の取り組みが進められており、それらの商品につきましては、ふるさと商社を通じて販売等をされております。また、県庁食堂におきましては、壱岐で捕獲されたイスズミを定食で提供しようと検討がなされており、試作用としてイスズミを発送いたしております。

このような取り組みにより、イスズミの価格が上がり、販売されることになれば、駆除する漁業者の収入となり、駆除もますます進んでいくのではないかと期待をいたしているところでございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） このイスズミの捕獲の対応として、先進地でありますのは、五島市の崎山漁業集落であります。先日、去る9月7日、8日に、秋田県で開催されました第39回全国豊かな海づくり大会で、最高位の大会賞を受賞されております。

磯焼け対策は、急激に回復することはありません。磯焼けの要因を一つずつ取り除いて、できることから地道に継続して実施することが必要であると考えております。今後も、国、県、各漁協、漁業者と連携を密にして、百聞は一見にしかずということで、先ほど御紹介しました崎山漁業集落へ各組合長を初め、漁業関係者視察も含め、藻場造成と植食性動物対策を同時に行うことが重要でありますし、積極的に継続的に取り組んでいただくことを要請をいたしまして、私の一般質問を終わります。

ここで、そういう磯焼けが厳しい中に、壱岐東部漁協では4人目の海女後継者育成として、兵庫県神戸市より河合さんを受け入れておりまして、地元に住みながら、現在、ベテラン海女によ

る実技指導を行っております。そういったことから、今後の効果、藻場、磯根資源回復を期待をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔鶴瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、6番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 久保田恒憲君） それでは、通告に従いまして、6番、久保田が一般質問を行います。

今回は大きく3点。1点目が、市職員の働き方改革は。2点目が、福岡事務所の閉鎖と東京事務所の開設について。3番目が、計画的な道路管理をという、この大きな3つの項目で質問を進めていきます。

1点目の市職員の働き方改革はということで、民間企業に発した過重労働が社会問題となりまして、過酷な労働環境での過労死が問題となって、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理的処遇差の解消、多様な働き方の実現、この3つの柱をもとに改正労働基準法、いわゆる働き方改革の取り組みが始まっております。

その中において、私たちの壱岐市役所においても時間外勤務が多い部署が、ちょっとかいま見られ、そこでの時間外勤務の多さ、過重労働が心配されるところです。

そこで、まず小さな1点目、今年度の時間外勤務が多い課、そして少ない課、それぞれ3つの課の職員数と、その時間外労働時間、よく言う残業時間で、その担当課別の残業時間をまずは教えていただきたいと。

2点目、その中で課題があれば、どういうふうに改善をしていくか。

3点目が、こういう状況の中での市職員の働き方改革で目指すものはどんな形なのかということ、まず質問をしていきます。執行部の回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 6番、久保田議員の質問にお答えいたします。

働き方改革関連法につきましては、昨年6月に成立をし、本年4月1日より施行されているところであり、残業時間の上限規制や有給休暇の取得義務の導入など、対応すべき点が多々盛り込まれております。

特に久保田議員御指摘の時間外勤務における職員の過重労働については、壱岐市に限ったことではなく、全国的にも大変危惧されているところでございます。

さて、今年度の時間外勤務実績は、今のところ4月から7月分までしか集計ができておりませんので、その4カ月分について報告をさせていただきます。

なお、消防署及び家畜診療所の職員につきましては、勤務体系が異なりますので今回の調査の対象外とし、また、担当別、個人別の残業時間につきましても回答を控えさせていただきます。

まず、①今年度において4カ月間の時間外勤務の合計時間が多い課、少ない課、それぞれ3課の職員数と残業時間、担当別残業時間についての御質問でございますけれども、通常業務のほか、選挙事務及び災害対応等を含めた場合、多い課は、1番が農林課、2番が税務課、3番が総務課の順であり、それぞれ3課の職員数と残業時間を申し上げます。

1番の農林課が18人で1,891時間、2番目の税務課が19人で1,349時間、3番目の総務課が18人で1,164時間となっております。

少ない課は、1番が議会事務局、2番が環境衛生課、3番が石田支所の順番であり、それぞれ3課の職員数と残業時間を申し上げますと、議会事務局が4人で46時間、2番目の環境衛生課が5人で92時間、3番目の石田支所が4人で93時間となっております。

多い農林課、1番につきましては、一昨年の大雨被害によります農地災害の復旧工事等の業務であり、2番目の税務課につきましては、出納閉鎖時における徴収業務のほか、確定申告後の課税業務、納付書の発送業務が主な業務でございます。3番目の総務課につきましては、参議院選挙における業務のほか、4月の人事異動に係る業務が主な業務となっております。

また、今年度4カ月の時間外勤務で、各課ごとの職員1人当たりの1カ月平均の時間外勤務の状況で比較をいたしますと、多い課が、1番が農林課、18人で平均26.2時間、2番目が財政課、8名で平均22.7時間、3番目、観光課、8名で平均22.1時間となっております。

一方、少ない課が、1番が議会事務局、4名で平均2.8時間、2番が環境衛生課、5名で平均4.6時間、3番が市民福祉課、17名で平均5.3時間となっております。

なお、長時間の超過勤務があった場合については、状況に応じて産業医による健康診断を行い、また、ストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策等を初めとした健康づくり講座や健康づくり研修の開催など、職員の健康管理にも努めているところでございます。

次に、2番目の課題があれば改善策を示してくださいとのことでございます。

選挙事務等については、期日前投票が午後8時までとなっていることなど、時間が定められて

おり短縮することができませんし、4月の人事異動、出納閉鎖及び決算に関連した業務につきましても時期的に集中する業務であり、職員を一時的に加配して改善できる業務ではないと考えております。

しかしながら、全体的な改善策としましては、職員一人一人の業務改善意識の向上、ムダ・ムラ・ムリがないかなどを常に意識し、業務内容や手順など見直し、マニュアル化に取り組むことも必要になってくるかと考えております。

また、昨年公表されました自治体戦略2040構想研究会報告書において、2040年ごろの自治体行政のあり方について、AI——人工知能やロボティクス——ロボット技術を使いこなすスマート自治体への転換の必要性が提言されたことに伴い、全国各自治体において、AI、ロボティクス等の活用に関する取り組みが進められているところでございます。これは、AI——人工知能やロボット技術やシステム等を使い、人の手で行っていたものを、こうした技術を活用し、業務の省力化を図ろうとするものでございます。

現在においては、長崎県町村会で組織されております長崎県市町村行政振興協議会により、情報課推進に係る説明会及び共同化検討会が、9月25日、26日の2日間で開催されますので、本市からも関係職員が参加をする予定でございます。

最後に、市職員の働き方改革で目指すものはとの質問でございますけれども、労働基準法の改正により時間外労働の上限規制が導入され、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な場合でも、年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定されております。

本市におきましては、平成28年3月に策定をいたしました壱岐市特定事業主行動計画次世代育成支援対策におきまして、平成31年度の目標数値を、原則、上限年240時間、月平均20時間と設定をしております。本年度末までの、その結果を踏まえ、人員配置も含め検証してまいりたいと存じます。

また、改正法により、年次有給休暇の時期指定が義務化されております。これは、民間事業所も同様の内容ですが、年10日以上有給休暇が付与される職員に対しては、年5日については職員の意見を尊重し、使用者が時期を指定して取得させることが必要となりました。これにつきましても実施をしているところでございます。

これら全国的な取り組みはもちろんのこと、本市としましては、繁忙期の業務調整のほか、職員の業務スケジュールを把握し、特定の職員に時間外勤務が偏らないよう配慮する等、管理監督職員の時間外勤務に関する認識の徹底、部下職員の健康管理に気を配るなど、管理監督職員のマネジメント力の向上に努めてまいりたいと思っております。

また、職員全体が長時間労働から短時間で成果を上げる生産性の高い働き方を転換することも

重要だと考えております。

職員全体で協力し、定時退庁を心がけ、家庭生活への参加をふやすとともに、余暇の充実が図られることで仕事への意欲も増し、より生産性の高い働き方が実現され、好循環を生み出すものと考えられます。

職員一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護、家庭や地域、自己啓発等に係る個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和が図られた働きやすい職場の実現を目指していきます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 最後の市職員の働き方、目指すもの、余暇の活用であるとか、生産性であるとか、本当に理想とする働き方を目指すということで、それはあくまでも理想であって、私がなぜこの質問をしたかといいますと、壱岐市の中で、先ほど言われましたように災害があるとか、選挙であるとか、そういう時期の忙しさというのは、これは誰もが理解できることであって、それこそ改善の余地は少ないわけです。しかし、日ごろからの日常の仕事の中において、非常に時間外が多いところがあるのではないかという心配をしておりました。

私の知り合いの職員が、知り合いの友人の子供が市役所をやめたと。やはり心配するわけです。壱岐におれば給料もよくて、安定した市役所にせっかく入ったのに何でやめるんだろうなということを考えまして、その彼にも電話して聞いてみました。別に環境が悪いとかいうことじゃなくて、もちろん自分のやりたいことを見つけたので、今からという、いいキャリアのときだったけどやめたということで、そういう経過があって、やはり私なりに、そういう一つの課、あるいはいろんな課が、いろんな働き方で大変だろうなという思いがして、私も自分の仕事というか、終わってから帰るときに、いつも郷ノ浦の本所、明かりがついている。振興局別館の観光課も明かりがついている。いつもついていると。

これはちょっとしたら恒常的に残業が行われているのではないかとって、ちょうど7月14日の日曜日に、ちょっとのぞいてみました。そしたら、日曜日でも来て、仕事をしておりました。

その中で、これはやはり忙しい職場だなと思って、その後は、いろいろ気をかけて、7月いっぱい、あるときは声をかけて、あるときは外から明かりがついているなぐらいの感じでもって、大変な時間外をしているなという思いがあったので、今回、質問をさせていただきました。

ただ、改正労働基本法、特に労働基準法が国家公務員には適用されなかったり、いろんな法律的な問題があるので、ちょっと心配していて、私なりに調べたら、要するに地方自治体は長時間

労働、要するに労働基本法にはのっとって該当するというようなことがわかりましたので、今回、残業時間を調べさせていただきました。

では、ここで一々、この課がこうだというのは言いません。ただ、私が試算で、その調査結果で算出しても8日間で32時間、これは1カ月にするとほぼ半月ぐらいですから80時間近くなるんです。1日、祝日勤務とか含めると。

ということは、その中に時間外を出さないで働いている時間があるのではないかなと思って、今回、ちょっと細かく時間外を教えてくださいというふうにしたわけです。

仕事が忙しければ残業は誰でもします。私も以前、電電公社において、NTTにおいて、その中で時間外とかしていったんですけど、しかし余り偏り過ぎると非常に本人のモチベーションにもかかわりますし、当然、体調にもかかわりますし、その体調にかかわることは先ほど言われた生産性も落ちてくるんです。

だから、そういうところをぜひわかっていただいて、改善できる部分は改善して、せっかく一生懸命頑張ってさばける——さばけるって言ったら語弊がありますが——仕事をやっている人が、もしそういうことで体調を壊したりすると、その穴埋めはまた厳しいものが出てきます。

そういう意味で、やはりいろんなイベントがあるときに、連続してイベントがあるときには、既にすぐにそういうものにかかって、1つのイベントが終わるときには、もう次のイベント、あるいは2つとか3つの——1つの計画に基づいて常に動いて、常に残業しているというような状況が見受けられますので、そのところは、やはり仕事の分担であったり、人間をふやすのであったりというところは、ぜひ考えていただきたいということで質問をさせていただきました。

そういうことをすれば、先ほど回答にありました余暇であるとか、こういうものにつながるんです。

重ねて言いますと、今、まちづくり協議会がありますから、そういう問題があるときに、残業して、残業のない日は、まちづくり協議会の説明会に出るとか、あるいは、せっかくの余暇に、今から運動会シーズンなんで、運動会の選手で練習をして本番も迎えなくちゃいけないと、そういう状況は、市の職員は、そういう状況に置かれている人はかなりいるんじゃないかというふうに思いますので、今、私の指摘したことを受けて、何か執行部として答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの久保田議員の再質問のほうについて、お答えをいたします。

実際、見られて、そういう推計をされたというところで、その辺を頭から否定するとか、そういう答弁じゃございませんので。

まず、時間外勤務の申請手順について話せば長くなりますけども、基本的には、事前に時間外勤務をしますよと申請をする。もしくは、管理職員のほうから、この業務をやってくれないかという形の命令で、基本的には命令という形で時間外勤務は付与するようになっております。

そして、壱岐市の場合はシステムを導入しておりまして、それで時間外の事前の実施申請、そして実績と２段階の決裁区分にしております。その中で急を要する場合は、事前に申請ができない場合がありますけども、そこら辺は事後においても同じような取り扱いできちんと届け出、そして実績の確認をするという形をとっております。

基本的にサービス残業というところでは、絶対ないとは言えないと思っております。ただ、それは通常業務の延長なのか、もしくは時間外勤務のとり方の中で代休という形で処理をされてある方もいるかもしれませんので、個別の状況によって違いがあるかもしれないというところで御理解はいただきたいと思っております。

それで、働き方改革を着実に遂行するためには、私は、働き方改革と業務改善というのは表裏一体のものであると考えております。

といいますのは、私たち地方公務員の責務は住民の福祉向上、そして、住民サービスの満足度の向上を最優先に考えた職員体制をとることから、行政業務の質を維持しながら、職員の職場環境にゆとりと調和を保つための工夫はおのずと——先ほど申し上げておりますけども、効率性等を追求する、そのためには業務改善により解決が第一番だと考えております。

なお、それでも物理的に追いつかない場合は、職員数の増加に頼ることになる場合もあるかと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（６番 久保田恒憲君） それは私も働いていたのでわかるんですけど、もう一つ、ちょっと聞きたいんですけど、例えば、私なんかが残業していたときは、たしか３時間以上になると夕飯代みたいなのが出ていたんです。それは労使協定だと思うんですけど、それで壱岐市はどのようなかなと。その一点だけお答えいただきたいと思います。

残業したは、夕飯にいい御飯でも食べたら、それこそ残業代は浮きませんから、一つ、その点だけをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

時間外勤務の場合は、手当は発生をいたしますけども、食事の支給とかその辺はございません。自前で食事をしております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） これをずっと言っても仕方ないので。

大体、皆さん管理者ですから、管理者は、そういう現場の実情というのを当然、管理できていると思いますので、ぜひ一生懸命頑張っている市の職員がいて、その人たちが本当に実力を発揮して、市政の発展に寄与するような働き方をぜひ支援していただきたいということをお願いして、1点目を終わります。

2点目、福岡事務所の閉鎖と東京事務所の開設について。

その中で①、福岡事務所は平成23年4月に開設されたんですけど、その福岡事務所の具体的な成果、こういうことが上がったんじゃないか、ここで費用対効果分析としての数値での表示を求めるというふうに書いてあるんですけど、これはおおざっぱで結構です。

次。それを受けて、東京事務所開設をされます。ここで目標とする交流人口の増加とか、壱岐産品の販売促進というふうな目的がありますので、東京事務所開設で目標とする交流人口の数とか、あるいは、ここに書いていませんけど、どこで競争があるんじゃないか、ライバルのところか、もし思い当たればと、壱岐産品売上金額、これもやはり今よりも目標値があると思いますので、この壱岐産品売上金額の目標額を尋ねます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の福岡事務所の具体的な成果の費用対効果分析としての数値で表示を求めるとの御質問でございます。

福岡事務所は、平成23年4月に開設し、ことしで9年目を迎えているところでございます。

開設以来、ラジオやブログ、SNSを初めとした情報発信を軸として、壱岐の知名度向上に努めてまいりました。今年度もKBCラジオのレギュラー番組により、毎週火曜日の午後には5分間の番組を持ち、視聴者の皆様には好評をいただいているところでございます。

また、壱岐産食材を使ったレストランフェアも年3回ほど、福岡市内のホテルや飲食店で開催し、多くのお客様に壱岐の食材を楽しんでいただいているところでございます。

このような食のフェアや来場者の多いイベントへ出店し、観光PR及び物産振興など、あらゆる機会を捉え取り組んでおりますが、イベントの主催者から来場者数の発表はあるものの、イベント単体での費用対効果や、その産出額の分析はされていない状況でございます。

また、福岡事務所の設置により、壱岐の認知度は確実に向上していると思っておりますが、その効果額を数値で把握することは不可能であり、費用対効果を公表できる数値はございません。

御参考までですが、福岡事務所の設置により、これまでの効果でございますが、壱岐市のサ

ポートショップは福岡県内で51軒、その他6軒、合計57軒が登録されております。

2点目の東京事務所開設で目標とする交流人口増加人数と、壱岐産品売上金額の目標の御質問でございます。

壱岐市観光振興計画におきましては、平成28年度を基準年度として、令和2年までに、観光客・宿泊者実数を9%増加させる目標としておりますが、地域・方面ごとの目標設定はしておりません。

しかしながら、この目標を達成するためには首都圏からの誘客が必要であり、そのためには、さまざまな取り組みを実施することにより首都圏での知名度を向上させることが、最も優先すべきものであると考えております。

次に、壱岐産品売上金額の目標との御質問でございますが、これにつきましても、現在、ふるさと商社が立ち上げから3年目を迎えており、壱岐牛や壱岐焼酎を初め壱岐産食材が、福岡市はもとより関西、関東方面へも取引が広がり、年々、売上金額を伸ばしているところでございます。

どのような形態の飲食店で、壱岐のどの食材が、また、どの産品が好まれるか、経営者や料理人などユーザーの方々と意見交換や、壱岐へ食材視察のために御来島いただくなど、生産者との面談や生産過程をご覧いただく中で、徐々に食材に対する魅力や生産者に対する信頼関係などが構築され、ようやく壱岐産食材の知名度が向上してきたところでございます。

そのほか、商社では、昨今、ウニの不漁が続き、観光業にも影響が出ておりますが、磯焼けの要因であるイスズミの商品化による販売実現など、単に利益のみにとらわれない本市の環境保全に対する取り組みも行っております。

これからは、東京首都圏で壱岐産食材を使ったフェアなどの機会がふえる仕組みや、仕掛けづくりを東京事務所で展開するわけでございますが、現在、福岡事務所管轄で実施するフェア同様、食事に来られるお客様を対象としたアンケートに御協力いただき、壱岐の認知度や壱岐産食材のイメージやフェアメニューの感想など、お答えをいただき、東京首都圏在住層へのアプローチの参考にしたいと考えているところでございます。

そういった観点からも、まずは東京首都圏では何が好まれるのか、しっかりとリサーチをし、ふるさと商社と連携しながら壱岐産品の知名度向上並びに売り上げ増加に向けて取り組む計画としております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 実は、私が、ここでこういう質問をするのは、ただ、私が批判とか机上の論理を言っているのではなくて、私も以前、議員になってすぐ、交流人口の増加ということで、私も東京に長い間いましたので、東京の友人とか通じて知名度の向上とか、いろんなこ

とを企てたことがあります。

もちろん個人としての取り組みですけど、私の友人から、ちょっとアドバイスをいただいて、これはもう無理だということで福岡にターゲットを絞って、市長なんか御存じのように、福岡のほうに情報発信をしました。福岡事務所と連携しながら、いろんなことをやってきたつもりです。

その私が東京事務所を開設されるということで、今、いろいろ目標とか具体的な数字は言われませんでしたし、要は、一番激戦区の東京に打って出るのに、極端に言えば市場調査もしない、ライバルがどこかもわからない、そういうことでは、はっきり言って、それに公費をつぎ込むというのは、ちょっと言葉は悪いけど、戦術、戦略としては甘いと思います。

私なりに、今、東京は、どんなことを考えているか。壱岐も離島ですね。ですから、東京にも離島があるんです。御存じのように。以前、私、タイワンリスでも言いましたけど伊豆七島というのがあります。私も、さっき言いましたように東京にいましたから、そこで東京の中の離島に行きましたので。今、東京都は、離島に対して、東京都の離島に対して手厚い対策をとるはずですから。

その東京都は、どんなことを考えているか。東京都離島振興計画、平成25年から平成34年。令和でいくと4年ぐらいですかね。広報東京都、平成29年7月、東京都の島に行ってみようという情報の中から、伊豆七島の紹介を簡単にしております。

一番近い伊豆大島、あるいは利島。伊豆大島は、今は千葉県が台風15号で甚大なる被害と言われていますけど、インターネットを見ると伊豆大島もかなりの被害があって、ただ、住民が少ないと。だから、そういう被害がなかなかマスコミに出ないと、非常に困っているというものがネット上にも出ております。この伊豆七島、一番近い三原山とか、高速船で1時間45分、飛行機だと30分。

次は、利島というのがあります。これは東京から近い分です。ここにはツバキが20万本、これが売りだそうです。

新島、無料露天風呂8カ所、そこからの満天の星空を見るのが大好評。

神津島、ここも私、行ったこともありますけど。

三宅島、この三宅島には、日本最大級のボルダリング設備があります。

次に、御蔵島、野生のイルカとのドルフィンスイムが物すごい人気だそうです。

八丈島、この伊豆七島で一番東京から遠い島です。そうすると南国の雰囲気が出されている。

この5番三宅島、御蔵島、八丈島というのは特定有人国境離島地域に、壱岐と同じく指定されているんです。こういうことを使って、東京都は頑張ろうとしております。なぜ東京都が頑張ろうとしているか。

もう一つ、もっと遠いところに東京から358キロ、人口が日本一少ない村、160人、青ヶ島、これは御存じでしょ。まともに行けないんです。船が着いて、クレーンで上陸しないと行けない。しかし、ここもそういう不便さが逆に受けているんです。

離島ブームがありまして、平成24年、伊豆七島の観光動向によると、昭和40年から50年の離島ブームに比べて、離島に行く人が現在は半数以下になっていると。

私が行ったところは、非常に離島ブームだったみたいです。トータルで言います。その伊豆七島に行った観光客、昭和45年、7島合計で110万人、昭和50年、110万人、平成2年、93万人、平成11年、70万人、平成22年、44万人。直近の私が調べた中で、伊豆七島で合計して直近の観光客数、44万人程度、平成22年の下げどまりから動いていません。

これを東京都は、どうかしようとしています。当然、離島である壱岐に、その人たちを誘客するには、東京都民を誘客するには、この島にないもの、それを打っていくのが当たり前じゃないですか。だから、ライバルは必ずいるんです。東京はうじゃうじゃいます。それよりもだから、私は、近い福岡を大切にすべきと、それは当たり前の話で。

福岡事務所を閉鎖して、有効な戦術、戦略も今のところわからないけど行ってみて様子を見よう。これは私は説得力に欠けるんじゃないかと思っております。

せっかく壱岐出身の起業家の方が、安い家賃で、丸の内の1室を貸していただく。ありがたいことです。でも、その人たちの恩義に報いるためにも、やはりしっかりした戦術、戦略を持って、壱岐の活性化に役立つような実績を上げないといけないでしょ。それについては、先ほど言いましたように、離島の壱岐に人を呼ぶには、東京都民のまずは伊豆七島に行ってみようやと、東京都は、そう促しているわけですから。そこで、いや、もう伊豆七島に行き尽くしたから壱岐という選択肢はあるかもしれませんが、そういうところもしっかりと考えていただきたいと。

もう一つ、食材によれば、離島キッチンとかあるみたいですね。多分、これ御存じですよ。これは東京日本橋に、国内80の離島食材が味わえる離島キッチン日本橋店がオープンしたと。この離島キッチンというのは全国展開して、福岡にもあるそうです。

どこが運営しているかというと、島根県海士町観光協会。立派なホームページをつくって、その中のメニューに、壱岐は柚子が多いですね。あと日本酒、もちろん焼酎。こういうところにどんどん、もちろん売り込んでいかないといけないと思います。

この食材にしろ、皆さん御存じのように東京を目指して、茨城やったら納豆とか、千葉だったら落花生とか、東京に売り込むための農家、あるいは漁業。太平洋に面していますから。そこと勝負をしなくちゃいけない。ぜひ、このことをしっかり頭に置いて、東京事務所を運営されるのであれば運営していただきたいと。

福岡は、先ほど言われましたように、サポート、壱岐産品を取り入れているお店もある。出張

で行ける分もあるかと思いますが、せっかく種をまいて育ててきた。ましてや、壱岐からわざわざ高速艇で1時間ぐらいの。その福岡の人たちにこそ、もっと壱岐に足を運んでもらうようなことを続けたいといけな。そういう意味では、福岡事務所を閉鎖したのであれば、閉鎖よりも上回るような取り組みは続けていかなくてはならないと、私はそういうふうに思います。

知名度はかなりあるんですよ。関東でも時々電話がかかってきて、君の田舎のほうは最近テレビでよく出てきているなとかいう声も聞きます。ただ、知名度があるから遠い壱岐まで来るといのは別物なんです。自分たちも考えてわかるでしょ。1回テレビで、すごいなと思って、遠いところにすぐ行きます。

そういうところもぜひ考えていただいて、これからの離島交流人口の増加、あるいは、食産品の販売増につなげていただきたいと思います。執行部側の答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の再質問にお答えをいたします。

福岡事務所につきましては閉鎖するわけでございますが、これまで築き上げました効果につきましては、観光課直轄業務として実施するという事で考えておりまして、今までの事業につきましては、これまで同様、継続して実施したいと思っております。

東京事務所につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、離島キッチン、離島百貨店というのにも、現在、加入をしております。離島キッチンにつきましては、商社から商品等も卸しておりますので、商品の開拓等に努めたいと思っております。

また、長崎県におきまして、日本橋長崎館を開設されておりますので、長崎県で定期的に壱岐物産展というのを開設いたしまして、壱岐への観光案内、それから物産のPRに努めたいと思っております。

また、戦略、戦術につきましては、今、まだ検討中でございますので、4月開設までに向けまして、詳しい戦略等につきましても検討したいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） あと一つ、これはお願いということじゃないですけど、こういうことをしてくださいということで、当然、東京雪州会の皆さんの御協力をいただきながら、今、東京であれば、東京から、この前の政策顧問とかお見えになったじゃないですか。あとIkier Bizのセンター長ですね。それから、イルカパークの高田さん。ぜひ、こういうときこそ、東京からのいろんなアドバイザーであるとか、雇用した人の力をかりてください。そして、全力で取り組んでください。これは、くださいじゃなくて、そうするべきですから、ぜひ心に置いていただきたいと思います。これは終わります。

次、最後は、計画的な道路管理をということで、市道、県道、国道、道路網に恵まれた壱岐市

ですが、生い茂る草木が通行の妨げになり、安全性が脅かされています。

地域、公民館での対応は、ますます困難な状況となる中、市、県、国、それには関係企業とか、連携による計画的な対応が急がれる。市としては、どのように考えられているかということですが、これも、逆にこれは市民皆さんにとっては一番身近な課題だと思います。

地域で私たちも、道作りとかなんかしているんですけど、出ていけばはっきりわかりますよね。例えば、私の地域でいえば私が最年長なんです。ほかの人たちは跡取り息子がいますから引き継げるんですけど、私はいないんで、ずっとこの体が動く限りは道作りに出ないかなということですね。

ただ、それでできるのは限られております。御存じのように、国道に生い茂る竹とか木とか、よくやっつけていただいているんですけど、計画的に、今後はなおさら計画的な対応が必要だと思っておりますが、執行部の答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 6 番、久保田議員の御質問にお答えをいたします。

市道の生い茂る草木は、現在、観光地へ向かう道路及び1・2級路線の中の主な幹線道路につきまして、市のほうで伐採をしております。また、その他の路線につきましては、久保田議員おっしゃるとおり、自治公民館の皆様の御協力によりまして伐採をしていただいております。

自治公民館での対応が、ますます困難な状況になる中、計画的な対応とのことでございますが、現在、通常の作業車では対応が困難な高枝伐採につきましては、高所作業車1台、オペレーター1名、伐採作業員1名、チェーンソー1台をセットにして提供をいたしております。

また、伐採後の草木等の処理作業や排水路等の堆積物の処理作業に、タイヤショベルやバックホーを使用される場合には、1日、それぞれ5千円を助成をしております。

別にも補助金制度がございまして、作業区域内の道路延長に応じて、1メートル当たり16円で計算をし、自治公民館へ補助をしております。

このようなことを踏まえまして、市道につきましては、現在の方法を基本として、自治公民館への機械器具の提供や補助金制度等を見直しながら、状況に応じ、対応してまいりたいというふうに考えております。また、今後、まちづくり協議会との連携も必要だというふうにも考えております。

県道、国道につきましては現状を把握し、壱岐振興局へ除草作業や高枝伐採の要望、進達をしてまいりたいというふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） よくわかりました。

やはり個人とか地域ではやれない部分がたくさん出てきておりますので、今までもいろいろお願いはして、よくやっただいただいていると思いますけど、今後は、もっとそのところを動けるように市としても対応していただきたいと。

それと、最初の働き方改革、それから福岡事務所。やはりちょっと立ちどまって考えれば、わかることもあると思います。私の、昔、見た映画で、「今そこにある危機」というのがありまして、これはちょっとアクションもんですけど、やはり立ちどまってみれば、近くにいろんな危ないところ、改善すべきところがあるということを皆さんにもお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時48分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、改めましてこんにちは。9月会議一般質問の2日間、大変お疲れさんでございます。私が本日の最後の登壇者ですので、よろしく願いいたします。

それでは、13番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項は、大きくは3点です。

1項は、次期壱岐市市長選挙の出馬表明について、2項は壱岐空港の整備について、3項はサードーム壱岐の跡地利用についての3点ですが、質問の要旨として何点か上げておりますので、順次質問させていただきます。簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の第1項は、恐れ多くも白川市長に御自身についてのお尋ねでございます。

1項の次期壱岐市市長選挙出馬表明についてであります。このことにつきましては、4年前の9月の会議でお尋ねをいたしました。そのときの御答弁をお許しを得て、その一部を読ませていただきますが、市長は途中で、

これまで後援会の皆様、市民の皆様に支えられ、今日まで市政を担ってまいりました。このことについては、まだ総括ができておりません。これから後援会の皆さんの御意見をお聞きする中で、御支援、御指導がいただけるか見極めてほしいと存じたいと思いますので、しばらくの御猶予を賜りたい。

と、御丁寧に手順を踏んでからというごもっともな御答弁をいただきましたが、私は、そのときも出馬されることは確信しておりました。後日、熟慮された時点で出馬表明され、見事当選されました。そして、3期でも白川市長が掲げられたマニフェストについては、着実に実行されており、新規の構想、グローバル等の取り組み等、次回も出馬の意思はあられるとは思っておりますが、市長も御存じのとおり、次期市長選挙の市長の任期は、令和2年4月17日が任期満了となります。これを受けて、壱岐市選挙管理委員会では、市長の選挙が執行されることとなります。選挙の時期が近まりますと、いつものようにちまたではいろいろの想像のものが出てまいります。市民は、いつ白川市長が次期市長選の出馬表明をされるのかと思っておられる市民は私は多いと思っておりますし、私たち議員も市民もこのことについては大きな期待と関心があると思っております。前回は、いましばらくの御猶予との答弁でございましたけれども、任期の残任期間までは約6カ月であり、私はこれからのいろいろな行事も重なってまいりますし、時期尚早とは思っておりません。9月会議での出馬表明が適期と思われれます。自信を持って決断され、4期目の出馬の意気込みと出馬表明についてお伺いいたしますので、期待できる御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

次期市長選についての御質問でございます。早いもので、3期12年の任期をあと半年余りで終えようとしております。この間、議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解、御協力を賜り、市政に邁進してきたところでありまして、ここに改めて厚く感謝を申し上げます。

私はこれまで壱岐市のためになることであれば何でもやる、まさに真摯の気概を持って全てに取り組んでまいりましたが、職員もよくそのことを理解し、懸命に業務の遂行に当たってくれました。結果、ここにございますけれども、過去3期のマニフェスト、公約を確認してみますとき、おおむねお約束を守ることができたのではないかと、自分なりに評価をいたしているところでございます。私は、市政を担当する者として、現実の課題、すなわち当面する課題を解決するための政策をスピード感を持って展開することが第一義であると認識しておりますが、同時に、次の世代のために何を残せるかということがそれ以上に大きな責務だと思っております。そのような意味から、第1に、平成22年度に46億円、市の実質負担は1億7,000万円でございまし

たけれども、全家庭、全事業所に整備した光ファイバー網が壱岐の展望を開いたと思っております。インターネットのブロードバンド環境の構築、ケーブルテレビ、地デジ放送の福岡・長崎放送の再送信、テレワークセンターの整備、ＩＴ企業の誘致、そしてこれから本格的に始まるであろう遠隔地医療を初めとする医療分野における活用等々、情報分野における時間と距離を考えなくて済む環境ができたところであります。

２つ目には、平成２７年度に壱岐市民病院を長崎県病院企業団に移管しました。このことにより、長崎県及び島原市、南島原市、雲仙市、対馬市、五島市、新上五島町、そして壱岐市の県下７つの市と町による病院経営となり、経営基盤が安定するとともに、外科医を初めとする医師が確保でき、壱岐医療圏の中核病院として２次医療が完結できる病院が誕生いたしました。

３つ目には、全国離島振興協議会長として谷川自由民主党離島振興特別委員長とともに取り組んできた有人国境離島法が平成２９年に施行され、私の長年の悲願であった航路航空路のＪＲ並み運賃が実現いたしました。私は、ただいま申し上げた３点は、次の世代への贈り物だと心ひそかに思っておるところでございます。そして今取り組んでおりますのが、ＳＤＧｓ未来都市の取り組みでございます。ＩｏＴやＡＩを駆使したスマート農業、人や物の自動運転による移動、風力や太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用による低炭素の島づくり、あわせて、地域コミュニティまちづくり協議会の設置でございます。実は、お聞きになった方もあるかと思いますが、きのう、昨日小泉進次郎環境大臣がインタビューに応じられる中で、環境問題はＳＤＧｓそのものだという発言がございました。これからの国策推進の中で、ＳＤＧｓが大きなウエイトを占めてくることを確信したところでございます。このような中で、私に残された任期は約７カ月でございます。まずは、この任期中、これまで同様全力で市政運営に当たってまいりたいと考えております。また、私は、これまで後援会の皆様に大きく支えられてまいりました。４期目の出馬につきましては、私自身の気力、体力、そして真摯なチャレンジ精神を持続できる自信はどうかを検証することはもちろんでございますけれども、後援会の皆様の御意見をお聞きし、判断をしてまいりたいと考えております。前回と同じ答弁となりますけれども、いましばらく御猶予賜りたいと存じます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 今、市長から、３期目についての業績、それから取り組みについてもる説明がございました。私は、歴史に残る令和元年の９月の会議に、次期市長選に出馬表明をされることを期待しておりましたが、前回同様、いましばらくの御猶予という御答弁ですし、後援会の皆さんの御意見をお聞きすることも必要でございます。次回の表明を期待いたしておりますが、地方自治体の市長の選挙は、市民の期待と信頼の持てる次に取り組む現実的で実現

可能なマニフェストが必要であり、掲げる公約こそが要素であり、鍵と私は思っております。

3期目を超しますと、例えばマニフェスト、今おっしゃったように、実績をあげて実現をしても、多選という言葉が出てまいります、壱岐4町時代でも4期以上の町長として行政に務められた町長もおられますし、各県でも知事でもそういう方もいらっしゃいます。その方々は町民の信頼と実力と町民への安心感を与えられたからだとは思っております。市長も次期は4期目の挑戦となります。市長がおっしゃるように、後援会の方々と御相談され、近日の出馬表明を私は期待しております。このことに答弁がございましたら、何か、今私が申したように、期待をしておりますが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の気持ちは、先ほど申し上げたことに凝縮をされておりまして、申しわけございませんがいましばらくの御猶予をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私も、表明を期待しておりますので、よろしく、頑張ってください。

それでは、2項の第1項、壱岐空港の整備についての維持、発展についてですが、この件の空港の整備の滑走路延長、ターミナルビルの修理、リニューアル等、改築等につきましては、私は一般質問してまいりましたが、その当時と状況は変化し、空港の維持存続、航空機の老朽化、後継機の問題等、重要な時期が到来をしておりますし、知事への要望のこともありました。そうしたことでは私は通告をいたしておるわけでございますが、昨年11月には、白川市長、前小金丸議長、そして市職員の方々が壱岐空港整備について要望書を中村法道長崎県知事へ提出されておられますが、長崎県知事は滑走路の延長については厳しい意見を突き返されておられます。この要望は、平成28年度から要望し、3年続けての要望に前向きな回答がされていないので、そのような厳しい返答をされるのかと思っております。去る7月30日、市長は、壱岐市国境離島新法制定民間会議総会の空港整備促進期成会において、壱岐空港滑走路延長についての必要性和方針を述べておられますし、また、今回、議長会で各市の重点要望として空港の整備等について整備費の確保の要望を長崎県知事に提出されます。私も壱岐空港の滑走路の延長は壱岐空港の将来に維持存続と発展には必要不可欠と思っております。長崎県は、離島県であり、離島であっての長崎県である。島の経済はほとんどが隣県、結局福岡であります。知事も離島の状況は理解され、離島と本土とのハンディを克服するために努力をされておられると思っておりますが、そうした中に長崎県知事の立場はよく理解されますが、費用対効果を離島に持ち出されるのは、全国の離島、そして特に島には将来の発展はないとは思っておりますし、本土の新幹線工事や高速道路等も同じであります。現在、壱岐空港では、ORC所有のQ200型機2機で、壱岐空港と長崎

空港を1日2往復運行されておりますが、同型機は、平成20年に製造中止となっており、老朽化し、欠航も多くなり、利用者にとっては不安を感じております。同機の対応期限は車と違って航続距離とか、また航続時間ではなくて、離発着練習等を含めて、8万サイクルとなっており、製造中止以来11年となっており、製造中止以前の同機もある、8万サイクルに近くなっておると私は思っております。

そのような状況で、現在検討されている後継機は、同型機のQ200型機の中古1機を今年度中に更新し、約4年間運行の予定であります。この機が耐用期限まで残り何万サイクルあるかが問題であります。それが不安であります。次の更新には、Q400機が予定されておられますが、この400機は現在の壱岐空港の滑走路での離発着は無理があり、次の後継機には壱岐空港の滑走路での離発着可能な新型機のATR機が検討されておるようでございますが、この機は性能もよく、不安もない機種で、座席も48席、Q200機よりも10席多いわけでございますが、このATR機が壱岐空港の後継機として決定された場合でも、壱岐空港の現状は変わらず、今までどおりの壱岐―長崎だけの航路だけで、利用者も限られ、各地方からの空の誘客は望めないし、海上も陸上も、離島にとっては国道であると思っておりますし、厳しい状況ですが、壱岐空港の維持存続と発展のため、壱岐空港の整備は必要であります。将来的に今の後続機のことだけでよいのか、航空整備として、他市並みに滑走路延長して、航空路の維持存続、発展を図るのが、今重大な転換期であると思っておりますが、この辺について市長の御答弁をお願いしたいと思っております。

次に、2項の2の壱岐空港の価値と維持存続についてでございますが、空港の価値と利便性の発展は特に離島は陸海空での利便性が発展の要素であります。今の空港の状態では、空からの発展は将来的には望めないと思っておりますし、市長の言われているように、空港の維持存続は、機種を問わず離発着ができる滑走路の整備が必要不可欠であります。知事は滑走路延長には膨大な費用がかかる、どの機種に限らず延長するというような時代ではないと言い切っておられます。また、空港整備は多額の投資になるが、それには費用対効果がともなわれておりますが、費用対効果は島の島民が努力してつくっていくことであり、空港整備については、まず調査から始めることでありまして、調査の結果、不可能か可能かの結果が出てからで、そのときに再検討すればよいのであります。私は、せっかく国境離島新法が策定され、離島の航空路の整備でありますし、延長計画は壱岐空港だけあります。どのような事情でも調査が先でありますし、調査をして、その結果で地元にも関係者にも説明ができますが、架空では、納得のいく説明もできず進展はしないと私は思っておりますし、長崎県知事も滑走路の延長については、難色を示しておられ、その中で航空整備の調査費の過去の要望とは何かとおっしゃるかもしれませんが、今回、議長会の知事要望がされますので、強く要望されて調査費確保のために一生懸命頑張ってください。

たいなというふうに思っております。これについてもお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、次に、3項の壱岐空港のターミナルビルの改築計画についてですが、壱岐空港ターミナルビルは長崎県と壱岐市ほか4株主の出資者株主6社での壱岐空港ターミナル株式会社であります。平成30年度で第55期を迎えており、建物も老朽化が進んでおります。改築の件も私が以前一般質問いたしました、ターミナル株式会社の内容も厳しく、大局も厳しいとの答弁で、部分的修理とリニューアルされておりますが、表の外壁もひび割れが目立ち、空港のメーンの壱岐空港の文字も色あせております。内部も狭隘で、所長室も応接間はなく、天井高も低く、建物の耐用年数も来ており、壱岐空港の空の玄関口としてはみすばらしい。改築の時期は来ておりますが、先ほどの航空整備計画をするには、滑走路が基準であります。滑走路を基準として飛行機の駐機場、そしてその距離、ターミナルの位置が配置されるのであります。現在の滑走路であれば、ターミナルビルの改築計画はすぐできるわけでございますけれども、空港整備で滑走路の延長となりますと、ターミナルビルは空港整備の中でのレイアウトとなります。そうしたことで、総合的調査となるわけでございますが、調査も時間を要しますし、ターミナルビルの現状は建物の老朽化が憂慮されます。そのためには、整備の調査が喫緊であります。このことも同じく調査費が関連しますので、総合計画での調査費の要望がされますよう重ねてお尋ねするところでございます。

以上、この空港についての3点だけ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

1番目の質問、壱岐空港の維持と発展について。市山議員がおっしゃるとおり、壱岐市の振興発展のためには、航空路の維持存続は必要不可欠なものと考えております。昨年度、ORCから後継機の1つとして検討されているQ400型機の離発着に必要な滑走路の距離が1,500メートルであることが示され、現状の滑走路のままでは、搭乗人員や積載貨物等に制限を加えなければ離発着ができないとのことで、現状、壱岐空港でのQ400型機の離発着は極めて困難であると認識をしております。こうした中で、国が設置し、地方における航空路維持のための方策が協議された持続可能な地域航空のあり方研究会の検討結果が昨年12月に公表され、地域航空会社の維持存続、ひいては離島航空路の維持存続のために、大手航空2社とORCを含めた地域航空3社の計5社によって、包括的な業務提携を行い、連携して運営を行うというものであります。その中で、滑走路長1,200メートルで離発着可能なATRという48席を有する機種についても今後検討がなされることとなっております。しかしながら、将来の壱岐の空路の維持存続のためには、検討されているどの機種でも離発着ができる滑走路を有する空港の整備が必要不可欠

であり、先般、県内離島空港においてテスト飛行が行われたF D A、フジドリームエアラインの機種は壱岐空港だけ離発着ができない状況にあったことなど、現1,200メートルの滑走路長では、壱岐―長崎間以外にも、例えば福岡や関西方面等からのチャーター便の誘致なども到底できるものではなく、壱岐市にとって憂慮する状況であります。壱岐市の振興発展にはどのような機種であっても離発着可能な最低1,500メートル以上の滑走路の整備が必要であります。さらに、先般、O R Cの不適切な整備作業に対し、国土交通省から業務改善勧告が行われましたが、この根底には、機材の老朽化があると認識しております。こうしたことから、将来においてまた同じような問題を抱えるのではないかと、状況によっては壱岐の空路が途絶えることを危惧しております。現状の滑走路では、限られた、しかも比較的小型の機体による運行しかできないため、本滑走路に対応できる後継機が仮にQ 2 0 0のように製造終了となった場合、今回と同様の問題が生じることとなり、将来に不安を残すことになると考えております。

こういった壱岐市における極めて憂慮する空港の課題解決のため、一昨年、昨年と県知事に対し、壱岐空港滑走路の延長の要望を行い、本年度も重点要望項目として、引き続き要望を行うこととしております。また、昨年設置された壱岐市国境離島新法制定民間会議、空港整備期成会においても、共通の認識の中で、県に対する要望を行うことで、現在調整を行っているところでございます。今後も、壱岐の空港整備について、議会、そして期成会とも連携をとって取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、2番目の質問の壱岐空港の価値と維持存続についてでございますが、空港の整備につきましては、空港自体が県営でありますので、長崎県にその整備をお願いする必要があります。空港整備には、御存知のように多額の費用がかかりますが、国境離島新法の第7条において空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする明記されており、国境離島地域における空港の重要性がうたわれているところでございます。空港の整備について長崎県知事への要望、今年度も重点要望項目として引き続き行うこととしておりますが、今回、要望の内容の中に、先ほど議員おっしゃいましたように、1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に係る調査費の予算確保についても盛り込むこととしております。

次に、3番目の質問、壱岐空港ターミナルビルの改築計画についてでございますが、壱岐空港ターミナルビルは昭和40年10月に竣工し、既に54年が経過し、老朽化が進み、毎年修繕等に費用がかかっている状況にあります。本ターミナルビルにつきましては、耐用年数――鉄筋コンクリートとして50年でございますけども――を過ぎております。議員、お話のとおり状況にあり、改築の時期は来ているものと考えております。しかしながら、現在滑走路の延長について、県に対し要望等を行っておりますが、例えば、Q 4 0 0型機の運行には、滑走路長が1,500メートル必要であることと合わせて、現在の滑走路幅は30メートルであります、

基準では1,500メートルの場合、最低45メートル以上必要となっております。さらに、滑走路のほかに着陸帯、これは空港全体の部分となりますが、これについても基準がございまして、延長1,500メートルの両側縦方向にそれぞれ60メートルが必要で、全体として1,620メートル、また横幅についても全体で150メートル必要となり、つまり1,500メートルの滑走路長を整備する場合、空港全体としては、長さが1,620メートル、横幅が150メートル必要ということになり、現壱岐空港の場合、ターミナルビルを大きく変える必要も生じてまいります。このようなことから、現空港の滑走路延長を官民一体となって要望を行うこととしている。現時点においては、建物の改築については、難しいと考えておりますが、今後の情勢等を見極めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 五島市は7月25日に野口市長が県庁で航空路の安全確保の件で、現在のQ200型機の欠航が多く、不安定であり、Q400型機の更新を求められておりますが、それは五島空港の滑走路の整備はできているからであります。そうしたことで、五島市は長崎行きなどは、ジェットフォイルが直接大波止に着岸するので便利であります。余り五島の人には長崎行きは利用者少ないわけですが、福岡空港との運行が今現在五島でもQ400型機が1便、Q200機が2便運航されておまして、Q200機の座席数が39席で、Q400機の座席数は74席であることから、福岡の誘客を考慮しての要望ですが、ORCの山村専務は、飛行機なら各地から乗り入れも乗り換えも便利と空港の必要性を述べられておるように、滑走路の延長が実現できれば、各地からチャーター便の来島も期待されます。それに知事に空港整備の調査費確保、ぜひとも承認していたかなければなりませんけれども、幸い、すばらしい地元議員の山本県議の協力を得ることと、そして幸い先ほどから話があったように、今回の安倍政権での内閣改造において、長崎県選出の北村誠吾先生が地方創生に就任され、離島には非常に心強く私も感じておりますし、谷川先生や北村先生にも御相談、御協力をいただいて、これからは地元の代議士の政治力を使わなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、この方たちにも相談をして、ぜひ調査費の確保をしていただきたいなというふうに思っております。そして、2項については、空港整備は対馬空港も五島空港も整備されており、整備されていないのは壱岐空港だけあります。長崎県の国境離島にはそれぞれの魅力もあるし、交通の利便性は平等に私は検討されるべきだと思っておりますし、島が発展する基礎づくりはやはり離島振興法のように、国、県でありますし、用地も県の所管であり、地方自治体には自由にできないところがございます。港湾も空港もないで、地元の重点要望については島民の願いであり、島

民の利便性、ひいては島の発展につながることであるので、私は、重要なことだというふうに思っております。その点についても御答弁をいただきたいと思っておりますが、そしてまた事務所については、私は、たちまちに改築するのじゃなくて、先ほどから申し上げておりましたように、滑走路が基本ですから、その基本が調査をして、５年か１０年かわかりませんが、早くこれをしないと、その建物が危険性があるんじゃないかということを申し上げておるわけでございますから、どうしても先ほどおっしゃったように、滑走路が長くなれば幅が広くなるわけです。１５０メートル、それはエプロンも入っておりますが、そうしたことで、それが基準として事務所が後に下がる、駐機場が前に出てくるとかいうふうなことになるわけですから、これはぜひ、まず調査をしていくと、そして、そこの中に入るか入らんかも検討せにやいかないですから、そうしたことでぜひ要望していただかなければいけないわけでございますけれども、私はこの間８月２７日の記事に、ＪＡＬのマイルで県内離島が搭乗が可能になっておりますし、全日空と相互利用してＪＡＬと全日空が提携する長崎県離島をそれぞれ利用するクーポンを発行して１万マイルで１セット１万５，０００円から５，０００円補助されておりますけれども、そうした方法で全日空のマイルで鹿児島７路線利用できるようになっておりますし、ＪＡＬのマイルでは、ＯＲＣが長崎・壱岐、五島、対馬、３路線に搭乗することができるようになっております。今後そのような相互利用も多くなると私も思っておりますし、期待されますので、空の玄関口としてのターミナルビルの改築も必要になってくるわけでございますが、それには、先ほど申しましたように、総合的な計画が急がれますから、それを申し上げておるわけでございます。そうしたことで、３点について、追質問について何かございましたら。ちょっと早口で言いいたしますから。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいま、市山議員からのいただきました、まず、調査費につきましては、これは空港の滑走路、方線といいますか、その方向がやっぱり定まらなければいけないということで、最優先でその調査費についてはお願いをしたいということで、先ほど申しましたように、今回の知事要望の中に活字として盛り込ませていただきます。それで、空港ターミナルビルの建てかえの分につきましては、この必要性和必然性については十分承知をしております、空ビルの株主総会の中でもその協議をしております。本来、この計画を先に立てて、ビルの建設計画を先に立てて、御説明を申し上げるような運びにならないといけないんですけども、今の段階では、その財源措置等もまだできておりませんし、その計画自体も今できていないところでございます。ちなみに、対馬空港ターミナルビル、福江空港ターミナルビルにつきましては、やっぱり建設費が、これが昭和５８年と６３年に建設されておりますけれども、２階建てでございますが、５億円、６億円、当時で、それだけの建設費がかかっております。ですから、各株主等と協議をしながら、そして、まず調査費をつけていただいて、空港、滑走路の位置を定める段階と

合わせて空ビルの建設計画のほうも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは今総務部長がおっしゃるようにまた最初からそれ言いによるわけです。滑走路が基本ですから、それが定まらんとこれはできないわけですから、それまでにこのターミナルがもつかということを私言っているんです。やはりそうしたターミナル株式会社もORCの借地料だけで、収入もわずかでございますから、それはなかなか簡単にはできませんが、今すぐじゃなくて、これはやっぱり滑走路調査して、もしもそれは調査費いただいて、調査して、さあ着工するというでも、着工していても工事がまた長い間かかりますから、5年、10年は私はかかると思っているんです。そうしたことを申し上げておるわけでございますから、ぜひ調査費を確保していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。次に、サンドーム壱岐の跡地利用についてでございますが、サンドーム壱岐の跡地利用の進捗状況についてお尋ねをするわけでございますが、この件につきましては、平成26年の6月会議での一般質問で、サンドーム壱岐の閉館後の計画についてお尋ねいたしました。御承知のとおり、結局サンドーム壱岐は平成9年12月25日、建設、オープンされ、その祝賀会に私も当時の議長でございましたから案内をいただきました。役所から招待をいただいたわけですが、湯本温泉の玄関口、湯本浦、そして湯ノ浦を含めての全体的には中心地に屋内競技場と同時に建設されて、近代的な施設として建設され、目的は、若者の定住促進と地域間、世代間に魅力ある交流の場を提供し、市民の福祉の向上及び地域の振興に資する目的で建設されており、スポーツと温泉入浴との関連性もあり、利用者も多く、一般市民の憩いの場として利用されておりましたが、利用者が年々減少し、施設整備等の経費増加等によりまして、平成21年4月1日オープン後、12年間で残念ながら閉館となっておりますが、建物は使用しないと時を経て劣化し、損傷も多くなり、特に建物の構造も円柱型で特殊な建築であり、利用の希望はあっても、業種の目的によってはリニューアルにも多額の公費が予測されます。その時点での市長の御答弁では、サンドーム壱岐の活用については、具体的な活用等の結論に至ってはいないが、活用に興味を示された3つの団体には内部を見ていただいて、合意には至らず、現在に至って、実現に至ってはおりませんけれども、という答弁をいただいておりますが、私は、先ほど申しましたように、希望はあっても思いの事業にそぐわないのが実情ではないでしょうか。閉館の平成21年から今年まで10年となり、ますます建物の損傷がひどくて、私も見に行きましたけれども、非常に見るからにいかにも廃墟と見えます。平成26年までの状況はお聞きしておりますが、その後5年間閉館しておりますが、市として計画、あるいは民間及び企業等の活用の相談等あっていないのか、あればその状況等を説明していただきたいなというふうに

思っております。

そして、次に、サンドーム壱岐の跡地利用の公募について、サンドーム壱岐の建設費地域総合事業債も最後、閉館後の平成23年3月1日で完済されており、完全に壱岐の施設であります。現在は開発公社壱岐島荘と合わせて管理されており、管理委託料も年15万円を支払っておりますけれども、壱岐市の計画は現在計画されていないのか、希望者があるようなこともお聞きいたしておりましたが、あれば交渉されておるのか、公募するのか、早く方法を検討し、事業目的によっては建物を解体し、更地にするのか、相互の協議になると思いますが、相手の事業の必要面積にもよりますが、屋内競技場は若者のスポーツの利用者も多く、もしあの一角、全体の利用の場合は、競技場は継続利用ができるようにしなきゃならないなというふうに思っておりますが、壱岐市が運営するなども検討していくべきであろうと私は思っています。また、以前、地元の湯がっぱの方々にもお聞きして、活用する方法も協議する必要もあると思っておりますが、公募してよい起業者が地域に合った事業で活用され、雇用の場となれば私も大歓迎であると思っておりますが、実行しないと先に進みませんが、検討されているのかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。これについて、状況をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 市山議員のサンドーム壱岐の跡地利用につきましての御質問でございます。

まず、1点目のサンドーム壱岐の活用、相談事業の状況についてでございますが、サンドーム壱岐につきましては、ただいま議員おっしゃるとおり、平成9年12月25日に開館し、翌年度、平成10年度で4万8,340人の入館者数を最多といたしまして、その後年々減少し、平成20年度に1万6,412人にまで落ち込み、市から持ち出す委託料が増加したことから、プロポーザルによる新たな指定管理者を求め、手を挙げていただきましたが、提案内容につきまして地元の理解が得られず、採択せず苦渋の選択でありましたが、平成21年4月1日より休館としております。

当施設につきましては、地元の理解が必要、また構造が特殊であることから、平成21年度に再開についての考え方を整理しております。内容といたしましては、市直営ではなく、指定管理を基本とし、法人、または個人を問わず運営について希望者があった場合において、希望者の運営概要等調査、把握の上、施設建設当時の地元との確認事項等を参考とし、適当と判断される段階で公平性を期す観点から正式にプロポーザルで募集し、運営再開に向けた募集事業を行うこととしております。以降、これまでの間幾つかの相談はあったものの、具体的な提案まで至った事例がない状況でございますが、本年度に入り、1件相談を受けている状況でございます。今後、

具体的な提案や希望があった時点において、その内容を地元と協議し、理解を得て、施設の有効利用につなげてまいりたいと考えております。

次に、２点目の跡地利用の公募についての御質問でございます。

当施設は、休館から１１年が経過し、施設も老朽化しており、議員おっしゃるように、改修や解体となった場合は、多額の費用が発生いたします。また、施設の構造が特殊であることなどから、ハードルが高い施設でもございますが、有人国境離島法や企業誘致に係る制度等の活用を含め、可能性のある企業への提案を積極的に行ってまいりますし、選定に当たっては、整備目的も十分考慮し、また地元の方を初め市民にとって有益となるような施設運営者の選定に努めてまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 今、お話をるる聞きましたけれども、この湯本地区は、落ちついた温泉街であると思っておりますが、全体的に面積もあり、事業によっては適地とされますが、最近では、どこでもそうですが、遠隔操作のＩＴ関係の仕事も多くなっておりますし、そうしたオフィスも、希望者が多いようでございますし、そしてこの場所は静かな場所でありますので、そういう仕事のできる業種も必要じゃないかと思っていますし、それについては、またそれだけ人口が移住すれば、アパートも建てにやいけないというようなこともあります。そしてまた湯本のほうも温泉を主体として地元の人は考えていながら、やはり地方にお願いして、温泉町をつくるならば、あそこに大きいボーリングを１つ掘って、そして湯本の温泉街に配管するとか、そういう個人的な負担を少なくして、その温泉街で大きい温泉を掘るとその湯気がどんどん上がって、足湯とか、それとかよそから見ても、亀石から見ても、ここが温泉だなという気持ちになりますし、そうしたことは地元と相談せにやいけませんけれども、これについての活用については、これはさっきも申しましたが、円柱型でなかなかこれは特殊な建物ですから、一般の人にはなかなかこれは利用はできんじやろうというふうに思っていますから、これはやっぱりもしも業者が決まったら、先ほど申しましたように、解体をして、やっぱり再検討しなければ、私いけないというふうに思っていますから、これもやっぱり来て見るだけじゃなくて、公募する必要も私はあるじゃないかやというふうに思っておりますが、これについて、公募のことはおっしゃってなかったね、公募する気はないですか。この利用について。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 公募につきましてですが、やはり市山議員がおっしゃるように、やっぱり特殊な構造でございますし、改修費用も多額の費用がかかると思っております。やはり、市がどれだけ改修とかして、それから民間企業に公募するとか、そういう格好の検討も必要とご

ざいますので、その辺を検討いたしましてから、公募等の状況につきましては、研究したいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それはそれでいいとですが、やっぱり、1つは解体をして、更地にしてやると、希望者も多いかもわからんし、今のままでは市が解くんですかとか、これは利用が難しいですよとか、やっぱり話は、私でもそう言いますから、そうなりますよ。やっぱり、そのところは早く検討して、更地にして、公募をすとか、いろいろ検討しようじゃないかというように思っておりますので、時間も来ましたから、その点についてはよく検討していただきたい。

そして、空港の調査費の確保については、強く要望していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思いますが、市長もこの次はぜひ期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす9月13日金曜日、午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっています。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時48分散会

令和元年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

令和元年 9 月 13 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

10 番 町田 正一 議員

3 番 植村 圭司 議員

7 番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員 (15 名)

1 番 山川 忠久君

2 番 山内 豊君

3 番 植村 圭司君

4 番 清水 修君

5 番 土谷 勇二君

6 番 久保田恒憲君

7 番 音嶋 正吾君

9 番 小金丸益明君

10 番 町田 正一君

11 番 鵜瀬 和博君

12 番 中田 恭一君

13 番 市山 繁君

14 番 牧永 護君

15 番 赤木 貴尚君

16 番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、10番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 町田 正一君） おはようございます。それでは、質問通告順に一般質問を行いたいと思います。

テレビでも連日報道されているように、今、千葉県は今日で電気がとまってから5日目を迎えております。断水、電気がとまると、ここまで市民生活に影響があるのかというぐらいに、これまたもう、今、便利さになれて、私たち、水道の蛇口をひねったら水道が出るし、スイッチをひねれば電気がつくし、それが日常生活の中で当たり前と思っていますが、今回のような、あの電信柱とか鉄柱なんか、風速40メートルに耐えられるような形で全国一律に設置されているそうですが、今回、千葉市は台風15号の影響で、風速57.6メートルという非常に強風が吹いて、想定外の事態だというふうに言っていますが、壱岐市でも50年に1度、2年前に集中豪雨がありました。もう今からは、この想定外とかいうような言葉が通用しないような時代になってきていると思います。

市民生活の安全を守るのは行政の第一の責務なんですけど、これ、改めて事前に予防してもなか

なか評価されません。いざ災害が起こったら、多額の費用をかけて復旧するわけですが、きょうも、私は一般質問で、実は、私が壱岐市で一番危惧しているのは、数百年に1回の大地震に備えるとか、高さ二、三十メートルの津波に備えるとか、そんな議論もずっとありましたけれども、それよりも、今一番、僕が心配しているのは、この集中豪雨による急傾斜地の崩壊対策です。これが、一番、僕は喫緊の課題ではないかともう常日ごろ思っております。特に、壱岐の場合は、七浦とか八浦とか言われるように、漁業集落の周辺は、その地形的なこともありますし、ほとんどが後ろが急傾斜地です。壱岐市のハザードマップも私も玄関に張っていますけども、大体漁業集落はほとんどその周辺が急傾斜地に入っています。

それで、きょうは、その急傾斜地の対策について質問したいと思います。もちろん急傾斜地とは、県の基準に従っておりますし、第一義的には保全、管理、修理する義務等は県が負っているわけですが、県と市の役割の分担というか、そういうのをまずきちんと確認しておきたいと思います。

特に、今、急傾斜地といっても、もう建設から50年近くたっておりますから、非常に草木が繁茂しております。コンクリートの劣化もそうですが、こういった草木とかいう雑草とか、そういった面の対策も、これも保全という面で、県が全てやるのか、あるいは、市ができるのはどこまでかというのを、まず明確に答弁していただきたいと思います。

それから、2番目に、さっきも言ったように、もう急傾斜地、特に漁業集落の周辺部の急傾斜地は築50年とかたっております、コンクリートが非常に劣化しております。特に、木の根が非常にコンクリートの内部まで入っておって、コンクリート自体がもうだんだん浮き出ているような状況です。県のほうも、これは把握しております。コンクリートの劣化については、県もそれは把握しているんですが、私の地域でも、実は公民館を通じたり、あるいは、瀬戸浦会を通じたりして、ここの箇所が非常に危ないと、あるいは壊れかかっておるという形で対策をお願いしているんですが、これも数年前から同じことの回答しか来ないんですが、状況は県としても把握していると。

ただし、予算の関係上、なかなか手がつかないという回答がここ数年ずっと続いておりますが、現実に見ると、実は私の裏も急傾斜地で、ずっと要望しておったんですが、結局やっていただいたのは、後ろの急傾斜地が崩壊してからしか対応はしていただけませんでした。

行政というのは、かなりもうそういうところがあるんですが、昨今のこの集中豪雨、壱岐市なんか非常に多い、この集中豪雨に対して、これ、早急に手を打っていかないと、一端何かあったときには、もう甚大な被害が発生すると、それが私は一番怖いなと思っています。ぜひ、この面について、もちろん長崎県は地形的にも非常に県全体では急傾斜地が多いというのはわかっていますが、これをまず定期的に、やっぱり計画立てていかないと、今年やれとか、来年中にやれ

とかいうことじゃなくて、例えば、今年はこの箇所をやって、来年はこの箇所をやって、再来年はこういった形でやるとかいうような、ある程度長期的なビジョンがないと、毎年毎年こうした要望を出して小さなところを修理していったって、もう擁壁自体が築50年とかいったら、コンクリートのひび割れとか、木の根によるコンクリートの劣化とかが非常に進んでおって、なかなか安心して生活ができないような状況になっておると思っております。

それから、3番目に、急傾斜地の指定の基準、今は民家から何メートルで、角度が何度とかいような基準がありますけども、急傾斜地の基準の見直しまで含めてそういった対策が必要なんじゃないかと思っております。

それから、4番目は、これ、山川議員が質問されたので、答弁は要りません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） おはようございます。10番、町田正一議員の質問にお答えをいたします。

1番目の県と市の役割分担はという御質問でございます。

まず、急傾斜地崩壊防止工事の採択基準について御説明を申し上げます。

基本的な条件といたしまして、傾斜度が30度以上ある土地であって、県が施工する急傾斜地につきましては、斜面の高さが10メートル以上、保全人家がおおむね10戸以上が必要となりまして、その後の維持管理についても県の管理となっております。

市が施工する急傾斜地につきましては、斜面の高さが5メートル以上、保全人家がおおむね5戸以上が必要となり、その後の維持管理は市で行っております。

また、県の急傾斜地に対する市の役割といたしましては、県管理の急傾斜地に対する維持管理の要望等につきまして、市が窓口として受付業務を行い、県へ進達を行っている状況でございます。

続きまして、2番目の御質問でございますが、議員御質問の急傾斜地は県管理でございますので、壱岐振興局道路河川班に確認をいたしましたところ、まず、伐採等の維持管理の要望については、例年、予算の確保が厳しい状況ではありますが、限られた予算で対応しているということでございます。

続いて、危険箇所の調査は行っているかとのことでございますが、県管理の急傾斜地につきましては、平成21年度より、施工年度の古い箇所から順に点検を実施しているとのことでございまして、平成30年度までに、全箇所の点検が完了しているとのことでございます。

この点検によって、損傷等の状態を把握し、急傾斜地に評価ランクをつけ、優先度の高い箇所

から、国の補助事業でございます急傾斜防止施設緊急改築事業等により対策を計画的に実施しているとのことでございまして、令和元年度においては、勝本町の黒瀬西地区、芦辺町の瀬戸浦東部地区の2カ所を施工中とのことでございます。

市管理の急傾斜地につきましては、平成29年3月策定の壱岐市公共施設等総合管理計画に基づきまして、それに付随する計画として、次年度より、急傾斜地維持管理計画——長寿命化計画とも申しますが計画を策定する予定でございまして、今後は、この計画に基づいて、計画的な調査、対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3番目の御質問でございますが、急傾斜地の基準の見直しが必要とのことでございますが、都道府県が急傾斜地崩壊防止工事を行うことができる採択要件につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で定められておりまして、このことから、市の判断で基準の見直しというのは厳しい状況にございます。

しかし、議員御指摘のとおり、豪雨災害が以前に比べて増加している状況であり、住民の方におかれましても、不安を持っておられることと思いますので、この件につきましては、今後、県と協議を行いながら、採択要件の緩和が可能かどうか、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 急傾斜地の対策というのは、かなり、思った以上に多額の予算が要るんですが、部長、おわかりでしたら、県が、この壱岐市に対してどのくらいのこの急傾斜地の対策予算をつけているのか、この保全とかですね。それについて、もしおわかりでしたら、お答え願いたいと思います。

それから、もちろん基準の見直しというのは法律によって定められているんで、壱岐市が単独でということは非常に難しいというのは承知しておりますが、前文で申し上げたとおり、電柱だって、今、風速40メートルに耐えられるような形で鉄塔とか電柱がつくられているんですが、この前も、台風のように風速57メートル以上に想定外のことがあったら、それで大変な被害になるわけです。国も当然、基準の見直しというのは考えていると思いますが。

特に、壱岐においては、まず、一番被害がとうてる、例えば勝本浦だろう、瀬戸浦だろうが、八幡浦だろうが、芦辺浦だろうが、特に漁業集落の周りは、この築四、五十年のこのコンクリート擁壁で囲まれている状況です。

だから、もう何回も言いますが、コンクリートの劣化が進んでいる状況の中では、やっぱり計画的に、住民の方もすぐ、全て取り出して、一緒にワッとそれはやってくれとまでは言わないけれども、まず、きちんと安全な保全対策は、これ、緊急に急がれると思います。

地域でずっと要望を上げていても、要するに予算がないの一点張りで、結構、市のほうは大体、市に対する要望というのは、今年は予算づけが無理でも、2年後、3年後というのを形で必ず回答をいただけるんですよ。ところが、県のほうは、これもう何回も同じような要望をしているんですが、五、六年続けて要望しておっても、はっきり言えば予算がないの一点張りなんです、どのくらい壱岐市に対して県のほうが、こういった擁壁の補修とか、そういった調査とか修理にどのくらいの予算を使っていったのか、もし、おわかりでしたら教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） ただいまの御質問にお答えしますが、大変申しわけございません、数値的な資料を現在持ち合わせておりませんので、後日改めてお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 今、この点検をずっとしちよって、来年度中には、それぞれの擁壁の強度も含めて、多分調査が終わるということなんで、県が今やっておって、来年度よりする、来年度中にこの強度診断とかいうのが終わって、多分、要するに劣化状況を見て、危険箇所からずっと、多分計画的に取り組んでいただけたと思いますので、ぜひ、建設部長におかれましては、振興局と打ち合わせをしていただいて、特に漁業集落の周りのもう劣化したコンクリートの状況というのを、ぜひ修理、保全というのをお願いしたいと思えます。

それから、2番目なんです、壱岐市が出している公営住宅長寿命化計画、私も昨年度、本当は29年度完成の予定の小式・大久保住宅がそのままになっているのはどういうことかということで、もう一回、長寿命化計画の再策定をしていただいて、計画では、本年度中に完成というふうな形で長寿命化計画を出していただいているんですが、当初予算で測量設計費は計上されておりました、私も安心したんですが、今のところ、測量の調査はしたというのは聞いているんですが、その後の進捗状況がまだはっきりわかっておりませんので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 10番、町田正一議員の質問にお答えをいたします。

大久保団地の建てかえ事業につきましては、平成29年度に見直しを行いました壱岐市公営住宅等長寿命化計画において、平成31年から平成33年度にかけて整備する計画となっております。

本年度は、議員申されますように、測量設計費を計上しております、令和元年5月末に現地測量、平面測量及び縦横断測量に着手し、8月中旬には、建築設計にも着手しております。

国庫補助事業として、木造平屋建て6棟を令和2年度、3年度において整備し完了したいとい

うふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（１０番 町田 正一君） 質問通告にも出していますが、木造平屋建て６棟なんで、僕は、要するに、そろそろ新しい公営住宅のあり方というのでも考えてもらいたいと、一つは思っているんです。

というのは、例えば、今は既にもう、公営住宅の家賃収入よりも公営住宅に対する修理費のほうが多額にかかるというような状況なんで、これ、ほかの自治体でも、移住者を受け入れるときは、もう既に、戸建て住宅をただで用意して来ていただけると、来て移住を受け入れるとかいうような状況になっておるんで、これ、市長の大きな政策転換にもなると思うんですが、壱岐市も、できたら若い人、僕もその住宅にはできたら若い人とか家族の人が住んでいただけるような形で拡充していつていただきたいと思うんですが、ぜひ、モデルとして、例えば家賃を１５年から２０年払ったら、もう私有地というか払い下げにさせていただいて、もうその人のものになると。それで、あとはもう個人の負担で住宅の補修とか、修理とか、そういうのも全部やってもらおうと。今は、もう正直言って、窓ガラスの修理以外は全部公費で住宅の修理等をやっとなるような状況なんですけど、それをちょっと市長、考えていただきたいと思うんですが、とりあえず、このモデルとして、この６棟、こっち側がまた潰したら、また新たにまた建てるということになると思いますけれども、それについて市長の見解をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 住宅につきましては、いわゆる耐用年数、そして国の基準等々ございまして、特例で、その３分の１の年数がたったとき、４分の１の年数がたったとき云々というのがございますけれども、前提として、住宅を建てるときに、今、町田議員が言われたことを文言として書き入れるとか、そういったことは厳しいと思っております。

ただ、方針的に、そのことを行政の気持ちとして、そのことを申すことは大事だと思っておりますけれども、外に向けて情報発信するというのは非常に厳しいと思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（１０番 町田 正一君） じゃ、例えば、市長、今、ほかの、要するに、移住者を受け入れておる、人口減に苦しんでおる自治体等は、この戸建ての住宅を無償で提供すると、その人のものになると、そういうことを、その市にとか町とかに住んだら、ある一定年度の年限が来たら、その人のものになるというふうな形で、例えば募集しているところも、ほかの自治体もあります。これは、どういう法律に基づいて、その公営住宅法ではなくて、別の法律とか、市の単独という形でやっておられるということですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今言われるように、これは、やっぱり政策として、恐らく単独なり、あるいは、もしかしたら起債があるかもしれませんが、少なくとも公営住宅法による公営住宅ではないと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（１０番 町田 正一君） 市も、空き家対策の一環として、例えば、移住者に対して住宅の補助とかそういったこともやっています。要するに、公営住宅法にのっとったら、非常に厳しい縛りがあるんですよ。だから、私が考えとるような、２０年たったら、例えばもう修繕費のほうの家賃収入よりもはるかに高くなるんじゃないかと、それやったら、市が、例えば起債でやるとか、そういったことは考えられないですか。要するに、人口減少対策とか、若い人を受け入れるとか、若い家族を受け入れるとか、そういった方向でやってはいけないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） きょうの町田議員の質問は公営住宅による質問、そして、今、そっちに話が少し広がっておるわけでございますけれども。実は、今、人口減少が日本全国起こっておる中で、定住人口をふやす、それはパイの奪い合いだという議論もございます。交流人口をふやすということ、関係人口をふやす、だから関係人口をふやすんだという、そういった議論もございます。

今、町田議員の御質問、それも一つの地域の活性化の議論であります。関係人口をふやす、これも議論であります。さまざまな議論の中で、そのことは考えていきたい。ここで、公営住宅に限っての件について、定住人口をふやす、そのことの議論については、この場では非常に無理があると思っておるところであります。それも議論の一つだと、定住人口をふやす一つの議論だということは十分理解いたしますが、そういうことを総合的にこの定住人口については考えなきゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（１０番 町田 正一君） 私、質問通告の中で、この入居者に２０年程度で払い下げを認めると、移住対策としてモデル等に取り組むプランがあつてはいいんじゃないかと。

今、市長、そう言われたんですけど、これ、なぜ非常に難しいかというのと、要するに、公営住宅法では、住宅の選考委員会をつくるようになっています。そして、住宅困窮度も調べます。そしたら、小式住宅なんかもそうなんですけど、どうしても、要するに高齢化されておって、ほかに行くところがない。とりあえず、その住宅に困っておるかという形の人が優先されるものですから、小式公民館自体がもうほとんど若い人がいないような状況なんですよ。だから、もう役員のなり手もないと、公民館で。

だから、非常に、公営住宅法を盾にとって、それを住宅選考委員会を開かれると、どうしても若い人とか、そういった家族とかが、どうしても公営住宅に入れないんです。入れないというのが現実なんです。今、ここの住宅は政策的空き家という形で募集していないところもかなりあるんですけれども。ちょっと、僕は、これを、やっぱり研究してもらいたいと思っています。

公営住宅が必要な方が、片一方では非常に、住む家が、今まで借家だったのが、家主さんから追い出されるとか、もう家主さんから、建てかえるからちょっと出ていってくれとかいうような、私も事例もありますから、そういう方はもちろん、そういうのが必要なんですが、こういった新しく建てる場合は、ある程度、若い人たちが定住できるような形の住宅プランというのをぜひ研究していただきたいと思います。そうすると、これ、いつまでたっても、要するに、借家住まいの移住者がずっとおる状況じゃなくて、できたら、10年、もう20年ぐらい住んだら、自分のものになると、私有地化できるというような目標があれば、そういったあれがあれば、公営住宅の、自分で家を建てて、銀行から金借りて建てることと、要するに一緒のことになりますから、まず定住させるというのは、自分の土地があるというのが、僕は、非常なインセンティブになると思っています。ぜひ、この面も研究していただきたいと。既に、小式住宅のほうはもう設計が8月に終わって、来年中には、平屋建て6棟が建てられるということなんで、これは、地域の人にとっても、本当にありがたいことだと思っています。

あとはもう、選考過程で、できたら画分の、僕は、この住宅、本当はもう住宅のこの選考委員会のあり方というのも、僕は、ちょっと考えていただきたいと、正直言って思っているんですが、それも含めて、今後また質問いたします。どちらもやっていただけるということなんで、時間短いです、きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） 次に、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） おはようございます。3日目の2番目になる植村でございます。

3番、植村圭司が4点、きょうは一般質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず最初に、タイワンリスの根絶対策ということで質問したいと思います。

実は、私、撲滅という言葉を使っていたんですけども、撲滅という言葉よりも根絶のほうがいいだろうと、これは、後ほど紹介します先生のほうに言われましたもので、ここは訂正させていただきまして、撲滅ではなくて根絶ということで進めていきたいと思っております。

まず、最近なんですけども、よく路上のほうに、車を走っておりましたら、タイワンリスがひかれている状況でありますとか、あと、畑の野菜をかじっている被害というのが見受けられます。本来、タイワンリスといいますのは、木の上を移動しますので、ひだちにおりてこないんですけども、そういった状況にもなってくる状況になってまいりました。

ほかには、家の中に入って電気のコードをかみ切っている被害でありますとか、あと、ケーブルテレビのほうなんですけども、ここ5年間で約2,500万円、ことしも500万円の被害があっているというふうに聞いております。

こういった形でタイワンリスの被害が拡大している中で、ことしの6月、前回議会ですけども、久保田議員からも質問がありまして、その際は、専門家の先生を呼んで講習会を開くというふうなお話でございました。その結果、8月の27日の日に、この専門家の方が来られまして、国立研究法人森林総合研究所の安田雅俊博士という方がいらっしやいまして講演会されました。私のほうも参加してまいりまして、その結果をとということで、きょう、ちょっとお話ししたいと思っております。

この講習会では、タイワンリスの効果的な捕獲方法でありますとか生態についてお話いただきました。そうしますと、ちょっとざっくり言いますと、現在、壱岐島に約10万頭ぐらいのタイワンリスがいるだろうというふうなお話でございまして、1年に2回出産しまして、3回これを繰り返すというふうなお話でございました。

そうしますと、全部生きるわけじゃなくて、死んだりしますので、年間で約1.4倍、放っておくと2年間で約2倍にふえるというふうな計算になっているそうです。そうしますと、まずふえる以上にとらないと減らないと。当たり前の話なんですけども、そういった状況がございしますので、仮に、ことしで考えますと、10万頭の4割ですから、4万頭がふえていくという話になります。1頭700円で計算しますと、今、700円支給ありますので、2,800万円必要になるというふうになります。とんでもない話だなというふうに思った次第です。

とり方としましては、餌には栗がいいということで、その栗に椿の油を塗って仕掛けると効果が上がるというふうなことでした。こういったお話のほかに、熊本県の宇土半島のほうで封じ込めに成功しているといったようなお話でございました。

これを聞きまして、先生は、壱岐のほうでも、現状であってもタイワンリスを根絶できるということで、可能性はあり得るというふうなことでお話をしてありまして、ただし、根絶か、タイワンリスの共生化というのは地元の住民で決めてくれと、壱岐の人たちで決めてくださいというふうなお話で結んでありました。

私としましては、できるのであれば、といいますか、可能であれば、タイワンリス根絶に向けて活動をしたほうがいいだろうと、やるのであれば早いほうがいいだろうと思ひまして、今回、

御提案をさせていただこうと思っております。

台湾リス根絶に向けまして、先生のほうから提案もありまして、それで、具体的な行動計画としまして、駆除計画の策定、もしくは、捕獲専従チームをつくるでありますとか、捕獲料の支払い回数も今、年2回ということでございましたので、もう少しふやしたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。

これら勘案しまして、私としては、今後、根絶に向けて、市として抜本的な大きい対策を打ったほうがいいと思っております、市としまして、今後どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思っております。

これから、来年度予算の編成に入っていくと思われまますので、その前に方針のほうをきょうお伺いしておきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 3番、植村議員の台湾リス根絶の徹底について、来年度以降の対策の方針をどのようにお考えかというところでの御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃったとおり、去る8月27日から29日の3日間にかけて、森林総合研究所の安田雅俊博士においでいただき、壱岐の現状について調査・考察をしていただいたところでございます。

その中で、27日には、市民の皆様を対象とした講習会を開催し、約90名の方が参加されまして、活発な御意見をいただきながら、大変有意義な講習会となり、台湾リスに対する市民皆様の関心の高さが伺い知れたところでございます。

また、28日には、郷ノ浦町大原触、芦辺町中野郷東触、勝本町上場触の3地区に現地調査に入っていただき、捕獲器の設置状況、台湾リスの生息状況、森林被害の状況につきまして調査をしていただいたところでございます。

さて、講習会の折にもお話がありましたが、リスは放置すると、自然に4割ふえ、2年で倍になるということでございます。捕獲数が、昨年度は1万6,300匹、今年も半年で1万匹を超えている状況の中で、生息数もふえているのではないかとこのことでございました。

安田博士のお考えは、ふえる以上にとる以外に減らす手だてはないということでございます。当たり前ともとれる考えではございますが、これが、今後、壱岐市内で行っていくべき方策であると考えているところでございます。

現在、台湾リス被害への対応につきましては、市や県、JAや猟友会など関係団体で構成をされます壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして、対策の検討、実施を行っております。

今後も関係者が一体となって、全島的な取り組みとして進めてまいります。とりわけ、リスの

捕獲につきましては、市民皆様の協力なくしては進めていくことはできません。捕獲料の支払い回数に関する事など、現在の対策について改善すべきところは対応してまいりますので、今後とも御協力をお願いしたいと思っております。

その上での具体的な方策でございますが、植村議員の御指摘のとおり、また、安田博士にも御意見を伺いましたが、来年度に向けまして、具体的な駆除計画を策定し、その駆除計画に沿った実施部隊であります捕獲専従員の配置を検討してまいりたいと考えております。この専従員を配置する体制の中で、市民皆様からの捕獲の依頼、要望にもお応えすることができるよう体制を整えたいと考えております。

また、捕獲専従員の配置に加えまして、効果的なわなの導入につきましても、安田博士が取り組まれている最新の研究なども踏まえながら、壱岐での実証実験なども行い、導入の検討を進めていきたいと考えております。

安田博士には、今後も継続して、壱岐の現場を見ていただきながら、効果的に、そして着実に根絶へ向かうよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このタイワンリスにつきましては、すぐに根絶というわけにはいかないと考えております。地道に、着実に、ふえるよりも多くとるということを進めていくところでございますが、具体的な取り組みにつきましては、市民皆様へも逐一情報をお知らせしながら進めてまいりますので、御協力いただけますようお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 具体的な話が出てまいりましたので、私もその方向でやっていただきたいと思います。

まず、駆除計画の策定、これも先生のおっしゃるには、やっぱり面的に地域を区切ってやるとか、川とか田んぼ、畑等の森林ないところで切っていくといった方法があるみたいですので、そういったことも考慮していただきたいと思います。

それと、専従チームなんですけども、これは私もちょっと考えたんですが、例えば、地域おこし協力隊の方を招聘して参加していただくとかいうこともあり得るんじゃないかと。予算もないところからでございますから、そういった工夫も要るんじゃないかというふうに思っております。

さらに、探しましたら、環境省のほうで事業がありまして、環境省生物多様性保全推進支援事業というのが従来からあっているようでございます。こういった国の事業も活用しながら、県などとも相談して進めていっていただきたいと思います。

それと、啓蒙活動としまして、逐一御紹介いただけるというふうなお話でございましたので、非常にいいことだと思っております、この啓蒙活動の中に、この前参加してわかったんですけ

ども、わなをかけに行ったときに、私有地に入らないでほしいとおっしゃる方がいらっしゃったという話を聞きました。その気持ちはわからないでもないんですけども、わなをかけに行ったときに、一般の方の森林に勝手に入るといふ行為になってきた場合に、ある程度の寛容性といえますか、これはリスをとるためだといった意味も込めたことを理解していただくための周知活動も要るのかなと。そうしますと、ある程度のリスをとったときの発信としてのニュース性のあるような、価値のあるニュースを市から発信していただきたいというふうなことも考えております。

ですから、被害状況でありますとか、駆除の必要性、または、駆除の進展ぐあい、こういったものを住民に教えていただければ、ある程度理解が深まるのではないかというふうに思います。

さらに、私が考えた案ですけども、例えば個人でやるとやりにくいと。死んだ、死骸になりますので、持ち込みが大変になってくる場合は、ある程度グループでやる方もいらっしゃるかもしれませんから、任意の団体への支援でありますとか、公民館単位の取り組み、もしくは、まちづくり協議会とかの取り組みがしやすくなるような何かの方策を考えてもいいんじゃないかというふうに思いました。

あと、わなの貸し出しなんですけども、現在貸し出しはされていないということで、2,000円で購入というふうに聞いております。その2,000円の購入も、結構わなを仕掛ける負担になっているんじゃないかというふうに思いまして、例えば、わなを貸し出すときに、例えば1,000円で補償金を取って、返却があったら返しをするといったようなシステム、何かしらのその、貸しっ放しではなくて、お金が発生する貸し出しの方法というのがあれば、管理がしやすくなるんじゃないかというふうにも思いましたので、そういった工夫が要るんじゃないかというふうに思いました。

最終的に、島民のタイワンリスを根絶するという意思を確認と、あと情報発信を込めて、タイワンリス根絶宣言ということを出すというような方法をすれば、島外・内、両方ともに意識が高まるんじゃないかと思っておりますけども、そういったこともあり得るかどうか、ちょっと白川市長のほうに御答弁いただけると助かるんですけども。根絶宣言ですね。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま、いろいろと御提案をいただきましてありがとうございます。

今おっしゃった内容につきまして、今度の駆除計画の中でそれぞれ考えていきたいと思っておりますし、その意識を高める意味で、根絶宣言をしたらよくないかということでございますけども、そこは、意識を高めるためにはどうしたらいいかといったところも含めまして、今後考えさせていただきたいと思っておりますので、今回このような形で答弁させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま、台湾ノリスの根絶宣言をしたかどうかということでございます。

根絶宣言、私は、ひとつ今回の講習もございました。そして、今、植村議員の御提案もございました。そういった中で、いわゆる専門チームをつくる、あるいは、ある一定の根絶に向けての体制が整った時点で、その根絶宣言、ぜひやりたいなと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長の力強いお言葉ありがとうございます。

今後、計画つくる中で、ぜひとも、根絶に向けて進めていただけるようにお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の話に移りたいと思います。次は、入札制度改革についてでございます。

入札制度につきましては、これは公共事業の税金を使う事業ということですので、競争性でありますとか、透明性、経済性が確保されなければなりません。その一方で、工事をするということの質の確保、それと、技術と経営に優れた健全な建設業者等の育成が必要かと思っております。今回の質問は、現在の入札制度が、壱岐市に合った適切な入札制度かどうかということを確認したいと思っております。

昨年、長崎県警から改善の指摘がありました入札制度でございますが、今年の4月から、入札契約制度が改定されまして、現在は、国等で実績のあります中央公契連モデルということで、国の方法を準用しているといったような方法かと思えます。この方法が4月から始まりまして、もうすぐで半年がたとうとしております。この新制度でのメリットとデメリットがそろそろわかってきたんではないかと考えておまして、壱岐市の入札情報システムを見ますと、今年度、既に300件以上の入札があっているように見受けられます。また、島内紙の紙面上の入札結果を見ますと、最近の落札率が86から88%前後の数値が目立っているのかなというふうに思っております。

建設業界の一部の方から指摘がありまして、最低制限価格につきましては、以前が90から91%だったものが、今は、先ほど申しました86から88%というふうに下がっておるということで、実質的に約3%以上が、最低制限価格、下がったんじゃないかというふうに指摘をされております。県のほうを見ますと、県は、工事請負契約の最低制限価格を90から92%というふうに、今月9日から改正いたしました。土木工事だけでなく、コンサルのほうもそうなんですけども、コンサル業界の方からは、今度は、入札参加業者数がふえたということで、むしろ多いんじゃないかというふうなお話を聞きました。そういった変化があっているんじゃないかということで、今回、質問させていただいております。

そこで、まず、質問1番目としまして、今回の入札制度改革で大きく変わったことは何なのか。

2番目に、工事請負契約の落札率は、改定前後でどの程度変化したのか。3番目に、工事請負契約の最低制限価格は、改定前後でどの程度変化したのか。4番目に、県の最低制限価格改正をどのように受けとめているのか。5番目に、これはコンサルなんですけれども、コンサル契約の入札応募数は、改定前後でどの程度かわったのか。それと、6番目としまして、コンサルの入札結果といいますのが、電子入札になっていないということで公表されていないようでございます。これを公表できるように改善していただきたいと思っております、改善する意向があるのかをお伺いいたします。

私は、今の国の方法に従った方法ですと、最低制限価格が75%から92%の範囲に収まるようになっております。県のほうは90%から92%になっておりまして、国の方法よりも県の方法のほうが、壱岐市の実状に合っているんじゃないかというふうに思っております、そのへんの観点からも御答弁いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長（眞鍋 陽晃君） 3番、植村議員の入札制度改革についての御質問でございます。本年4月からの本市入札制度の改定に当たりましては、本制度の施行前に御説明をさせていただきましたが、昨年、入札制度の見直しについて厳しい御意見がありました。一般競争入札の原則、予定価格の事前公表、固定型最低制限価格の導入、1者入札の原則取りやめの4点を主として改定を行っております。制度改定から現在までの入札を通してかわった点といたしましては、最低の価格をもって応札した業者が複数となる状況が多く、くじ引きによる落札者の決定がふえているというところで、これにつきましては予定価格の事前公表によるものと考えられ、予定価格から最低制限価格を類推し応募する業者が増加したためと考えております。

次に、工事請負契約の落札率は改定前後でどの程度変化したかについてでございますが、契約班で実施をいたしました入札でございますが、30年度の工事の落札率は97%、コンサル関係の落札率は90%でございました。また、改定後の4月から7月に行いました一般競争入札による工事の落札率は95%、コンサルタント関係の落札率が約96%と、昨年度と単純に比較しますと、工事の落札率が、現在のところ若干低く、コンサルタント関係が高く推移をしているところでございます。

次に、工事請負契約の最低制限価格は、改定前後でどの程度変化したかについてでございますが、平成30年度の最低制限価格による落札は、512件中36件でございました。本年度は、7月までで257件中142件と大幅にふえています。

次に、県の最低制限価格改定を、どのように受けとめているかについてでございますが、冒頭に申しましたとおり、本市では、県に先駆けて中央公共工事契約制度運用協議会モデル、いわゆ

る、中央公契連モデルでございますが、それによりまして、最低制限価格の設定75%から92%の範囲の導入をいたしました。ただいま申しました中央公契連モデルは、国土交通省及びその他国の各省庁などで構成する中央公共工事契約制度運用協議会において、毎年、必要に応じて最低制限価格の基準となるモデル等の見直しが審議をされまして、決定した内容が各自治体へ通知されることで、その運用方法を決定する際の標準的な基準として示されております。今年3月に改定が行われましたが、その見直しは工事の手抜き等を招き、その品質が低下されるのを懸念されるほか、下請け業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながり、引いては、建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害することなど、ダンピング受注等の防止に向けた措置と認識をいたしております。今回の県の改定は、今まで、県独自の最低制限価格で行っていたものを本市と同様に、中央公契連モデルが準用されておりますが、その大前提となります最低制限価格の率の範囲の設定におきまして、議員から御質問がありましたように、その下限をモデルの75%ではなく、改正前の県独自の最低制限価格であります90%とし、上限のみを中央公契連モデルに合わせて92%に引き上げられております。県が国と異なる設定を行っている理由につきましては、確認はいたしました。詳細についての情報は得ておりません。

先ほど申しましたとおり、中央公契連モデルは標準的基準として国から示された算定方式でありまして、その運用につきましては、各自治体の実状に合わせて設定をするところと考えております。よって、県の制度について、まだ詳細をつかんでおりませんので申し上げられませんが、本市といたしましては、この4月から改定をいたしました内容により、透明性、競争性、公平性、経済性の確保に、引き続き、努めてまいりたいと考えております。

次に、コンサル契約の入札応募数は、市の改定前後でどの程度かわったかについてでございますが、昨年までの入札は、主に指名競争入札で、参加業者を本市が指名をしておりましたので5社程度でございました。本年度からは、一般競争入札で行っておりまして、本市の入札参加資格者名簿に登録されている業者が希望をして参加をされております。よって、比較する内容が違いますので明確な回答はできませんが、単純に業者数はどうか変わったかと言われますと、当然、増加しております。しかし、これは、広く参加を求めることで機会均等が図られ、公平性、競争性が保たれていることにつながっていると考えております。

次に、コンサル入札結果が未公表のままですが、改善する意向はあるのかについてでございます。工事と違い、現在のところ、コンサルタント関係の入札は全て紙による入札で行っておりますので、公表につきましては、現段階では、財政課、もしくは、それぞれの事業所管課で閲覧によるところで行っておりますが、今後、コンサルタント関係の入札につきましても、建設工事と

同様に、電子入札の導入を行い、閲覧が可能となるよう整備を進めているところでございます。

次に、壱岐市にあった適切な入札制度は、国に従うより県の制度に対応したほうがより実状に沿うと考えますが、市の見解はということでございました。質問の内容に入っております。先ほども申し上げましたとおり、県が国と異なる設定を行っている理由につきまして確認はいたしました。詳細についての情報を得ておりません。今後、県の詳細な情報を得て、研究、検討したいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（３番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。答弁のとおり、ことしの４月から大きくかわっているということで、入札の結果もかわってきていると考えていいと思っております。中に、まだ確認していないという点もございましたので、順番に、私のほうでも意見を述べたいと思っております。

まず、一番最初のくじ引きがふえたという件です。これは、当然の結果だと思っております。この国の方法によりますと、７５％から９２％の範囲で最低落札価格、決まってくるんですけども、傾向として、大きい物件は９０％を超えてくると。安い物件は、もう８０、７０の域に入っていくと。理論的には、７５より下回ってくる場合もあるけども、下回った場合は７５でとめるといった制度でございます。

上は上で９２を超える場合もありますけども、９２を超えるものは９２にするといった制度で、７５から９２の範囲で最低制限価格の率がかわっているというのが国の制度でございます。これでいきますと、壱岐市もこれを採用しておりますから、理論的には８０台の前半とか７０台で計算がされるということも起こりうるわけでございまして、去年、９０％前後で推移していた落札最低制限が下がる可能性があるというのはわかると思います。国に比べて事業が小さいので、小さい事業が多いですから９０よりも下回る数値になるということは想定できていたんじゃないかというふうに思っております。

その中で、くじ引きがふえているといったものは制限付の一般入札ですから、多くの業者が競争でなるべく取ろうとしてまいりますので、最低制限価格に近づいてくる札を入れてくるということで、そういった業者、数がふえてくれば、もう、最低制限価格で札上げをすると、複数、業者が集まってくるということですので、当然ながらくじ引きになります。ですから、くじ引きをする件数がふえてくるということになりまして、業者のほうもくじでしか仕事がもらえないといった状況になっていくということです。それで、くじについては、能力がある、ない。いっぱい業者がありますけども、結局、くじ引きによる選定ということですので、運がよければくじ引き

は当選するとなりまして、逆に、運が悪ければ外れてしまって連続するといったことになりますので、そういった傾向になりやすいシステムだということを御指摘したいと思っております。

それで、どの程度変化したかの話なんですけど、落札率の改定前後については97から95ということで、若干下がっているといったことでもございました。これは、かわったことにより低下ということで、いい傾向じゃないかというふうに思っております。

3番目の最低制限価格の改定前後の変化については件数で御指摘がありまして、36件から142件になったということで、これも、今回の変化、改正によったものでありまして、最低制限価格の変化といいますけど、今回、件数だったんですけども、私の実感としまして、データを見たわけなんですけども、データも全部見たわけではございませんが、ことしの4月前、ことし1月から3月ぐらいの落札最低制限価格についてはおおむね90%前後、90から91ぐらいだったんじゃないかなというふうに思っておりまして、それが、5月過ぎたぐらいから85から86%ぐらいを、から87ぐらいが続くといったような、目立ってくるといったような傾向がありまして、やっぱり、3%ぐらいの開きがあったんじゃないかというふうに、これ、私の印象です。新聞等のデータから見た印象として思いました。

それと、県の最低制限価格との受けとめなんですけども、まだ詳しいことを聞いていないというふうなことでもございました。私も、県の担当者の方に電話して、ここの90から92にかわったことに対するコメントと言いますか。なぜ、こういうことになったんですかというふうにお話聞いたんですけども、国の制度に合わせて、やっぱり、中央公契連モデルを採用するといったことは指摘がありました。それと、90という数字につきましては、その担当者の言わっしゃったのは、長崎県内の実状ということで、県内には、やっぱり、中小企業が多いと。体力がある会社もあまりないということでしたので、中小企業のことを考慮して90というふうに設定をしましたというふうに、私のほうにはお答えいただきました。これ、確認をされてないということでしたので、このへんをもう少し県のほうと連絡、情報収集しまして、研究していただきまして、なるべく壱岐の実状というのを研究していただいて改善して、改善というか、改正といいますか、考え方を整理していただきたいというふうに思っております。

それと、コンサルのほうの話なんですけども、コンサルは入札応募数が、これ、比較にならないということだったんですけども、明らかにふえておりまして、といいますのが、私もちょっと電話で、これは確認したんですけども、最大で今25件が入ってくる案件型というふうに聞いております。最大で25件。20件ぐらいの件数が入ってくるのも結構あるということで、これに伴って業務量がふえているんだろうとうふうに考えておりまして、きのうの総務部長の答弁にありました残業の時間です。1人当たりの平均時間数が、2番目に財政が多かったということだったと思いますけども、財政課の残業数多いのは、そのへん関係しているんじゃないかというふうに

推測しました。ですから、昨年まであったコンサルの入札件数が、ことしは異常にふえているんじゃないかというふうに想像しております。そのことによって、今度は、この業者のほうで、私、島内外あるんですけども、20件以上超えてくると、やっぱり、抽選みたいものになってくるので、ほぼ取れないということになるので、これはちょっと、今後、参入しにくいなというふうなこともおっしゃっていました。

ですから、幅広く集めているのはいいんですけども、そのことによって、良質な業者のほうで辞退していく可能性が高いなというふうに思いました。ですから、この制限法、制限のかけ方を、ある程度考えていって、もう少し絞り込んだほうがいいんじゃないかというふうに思います。例えば、壱岐にとってメリットがあるように、壱岐の中の、まず業者、第一優先としまして、壱岐島外となる場合は、長崎県内に本社があるだけとか、長崎県内に支店とか営業所があっても福岡とか東京都から入ってきますから、長崎県内の場合は本店に限るというふうにするとか、そういった工夫があればいいんじゃないかというふうに思いましたが、これは私の私見です。それは、いろいろ研究する余地があると思っております。

それと、結果が未公表の件なんですけども、これ、私もいろいろと探しまして、島原市さんだったかがPDFで結果を出してました。ですから、手入札で、今、電子ではありませんから、そのへんはPDFのほうで公表できるんじゃないかと思っております。

以上までで、何かあればいただけますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 再質問でございますけれども、先ほど申上げましたとおり、県の情報、確認はいたしましたけれども詳細をつかんでいないということでもあります。その詳細について確認をいたしまして、検討を進めて、そして、今後の対応について活かしていきたいと思っております。

それから、コンサルの件でございますけれども、これは、やはり、一般競争入札という、そういう方針を市が打ち出してやった結果、当然、これは応募者も県に指名を出しておられますので、その中から、やはり、皆さん方に応札をしていただいて、そして、競争をしていただく。そして、また、これがより透明性のある入札じゃないかというふうに考えております。

特に、議員も10日の質疑の中で、今後の財政について御質問いただきました。議員おっしゃるとおり、地方公共団体の調達につきましては、その財源を市民皆様の税金等によって賄われておるところでございます。安価で、よりよいものを調達をしなければなりません。そのために、地方公共団体が発注を行う場合には、最も競争性、透明性、公平性、経済性などに優れた一般競争入札を原則として、法律の定めるところや国の通達、指針に基づきまして、その時々の方情、環境に応じ、制度の構築を本市では図っておりますが、その大きな転機が、昨年、厳しい御意見

があったことからと考えております。

今後におきましては、本市が発注する建設工事については、入札及び契約手続等の更なる透明性を確保するために、また、公正な競争を促進することを目的に、第3者機関であります入札監視委員会の設置も視野に研究を行っておるところでございます。今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 検討よろしく申し上げます。競争性、おっしゃるとおりです。私も、そう思います。ここは十分確保していただきまして、競争性、透明性、経済性。これは、もう、税金を扱うことですから、絶対重視していただきたいと思っております。ただし、やっぱり、島内産業の育成、これもいくと思うんです。過度な低入札にならないように、なるべく壱岐の島の経済のことも考えていただきまして、そこも留意していただきまして、競争性、透明性、経済性、全てが納得いくように検討していただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁、要りますか。

○議員（3番 植村 圭司君） 答弁、言ってもいい。

○議長（豊坂 敏文君） 要りますか。はい。副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 市内業者の優先については、皆様御承知のとおり、ランク付をしているところございまして、そういうことを踏まえて、今、進めているということを御認識をいただきたいというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 次にまいります。幼保無償化ということで、幼児保育と教育の無償化ということで御質問させていただきます。

今度の10月から、消費税増税に合わせまして、幼保無償化が実施されますけども、この前、8月の中旬ぐらいに、一般の方々を対象に説明会がありました。その中で、職員の方が一生懸命説明されてありまして、私も参加させていただきまして、よく理解がしたところと、してないところがありまして、実は、まず、冒頭から、満3歳以上で2号認定以外の者が1号認定というふうな説明がありまして、私もわかりにくいなと思ったものですから、このあとに、参加された御夫婦さんに聞いたら、うちの子は何号認定だっけとか、結局、うちは無償化なのかなといったお話がありましたので、最終的には、幼稚園や保育所を通じて質問を伺いますという話でした。ここで、その話もありましたので、改めまして、今回の無償化につきまして市のほうの対応といいますのが、十分であるか確認したいと思っております。

例えば、給食の副食代の徴収方法でありますとか、滞納時の対応。そして、慢性化している職

員不足の対応。こういったものをどういうふうに考えているか。また、予算のほうですけども、ことしは国ですけども、来年以降は、市のほうで全額となっております。このことをどういうふうに考えているかお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁、どうぞ。市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 3 番、植村議員の幼児保育無償化についての御質問にお答えをいたします。

御質問のとおり、10月から幼児教育、保育の無償化制度が開始されます。本制度は、満3歳の誕生日に達した日以後の最初の4月1日を迎えた子供から小学校就学前までの子供の幼稚園授業料及び保育料。また、市民税非課税世帯に属する3歳未満時の保育料が無料となるものでございます。食材料費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担となりますが、年間世帯収入が360万円未満の世帯に属する子供及び第3子以降の子供については保育所及び認定こども園での副食費、おかず代、おやつ代等でございますけれども、が免除されるものでございます。

御質問の1点目、新制度を迎えるに当たっての準備状況につきましては、まず、制度の周知を図るため、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、7月9日に壱岐の島ホール、中ホールにおいて、小規模保育施設などの設置者をはじめ幼稚園、保育所などの関係職員を対象に制度の説明会を開催いたしました。さらに、8月19日から22日までの4日間、各町ごとに保護者向け説明会を開催いたしましたところでございます。その後、市民皆様からの問い合わせに対しましては、各施設や担当課において対応いたしまして、制度の周知と御理解に努めているところでございます。また、子ども・子育て支援システムの開始を進めるとともに、教育委員会や各施設と連携し、円滑な新制度への移行に努めているところでございます。なお、幼稚園授業料及び保育料につきましては、例年9月中に、世帯の前年の所得に応じまして、9月から3月分までの料金の見直し作業を行います。本年度に限りまして、無償化対象児童につきましては9月分のみ見直し作業を行い、10月からの無償化後の料金等については、10月中に再度、通知を行う予定といたしております。

2点目の主食代と副食代の徴収方法や滞納時の対応についてでございますが、先ほども申しましたとおり、年間世帯収入が360万円以上の世帯に属する子供については、主食費並びに副食費を御負担いただくこととなっております。公立保育所等におきましては、現在、主食は持参していただいておりますので、10月以降も今までどおり主食については御持参いただき、副食費につきましては、これまで保育料に含めて納付いただいておりますが、保育料が無償となりますので、10月以降は副食費として市へ納付いただくこととなります。副食費の額につきましては、おやつ代を含む食材料費から計算いたしまして、1人当たり月額4,500円といたしてお

ります。私立の副食費等につきましては、それぞれの施設があらかじめ保護者に十分な説明を行った上で、それぞれの施設で金額を決定し徴収することとなります。副食費の滞納が発生した場合、公立におきましては、現行どおり、市で徴収を行います。私立につきましては、市に対し徴収に関する相談があった場合は、納付については保護者と施設間の調整を行うこととなります。

3点目の想定される職員不足への対応につきましては、現状におきましても、有資格者の職員が不足傾向にありまして、随時、職員の確保に努力しているところではございますが、今後、無償化に伴う幼児教育、保育のニーズの変動などを見極めながら必要職員の確保に努めてまいりたいと考えております。また、長期的には認定こども園の設置と合わせまして、公立の幼児教育、保育施設の統廃合や民営化も考慮しつつ、市民の皆様の御意見を伺いながら人材の確保を図るとともに、幼児教育の質の向上と利用の確保を目指してまいります。

最後に財源についてですが、議員御存じのように、私立も公立施設も本年度分については国の子育てのための施設等利用給付交付金で措置されますが、来年度以降は、私立については、本年同様、交付金で措置され、公立施設分につきましては、交付税措置があるものと聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 10月からの対応ということでお話をいただきました。滞納時等、ちゃんとできるということで安心をいたしました。きょう、このテレビ見てらっしゃる方も整理して理解されたと思います。滞りないように、今後もやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

もう、ここで時間になりましたので、私はここで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩といたします。再開を11時35分といたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けますが、ここで永田建設部長より発言の申し出がっておりますので、これを

許します。永田建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 先ほどの10番、町田正一議員の一般質問において、急傾斜の防災対策について、県の予算はという御質問に対して答弁漏れがございましたので、確認できましたのでお答えをさせていただきます。

本年度の急傾斜関係の壱岐振興局管内の予算は、国の補助事業で勝本の黒瀬西地区と芦辺町の瀬戸浦東部の2地区で5,950万円、県単独事業で急傾斜地の間詰コンクリート等の施工費で3,400万円、それから維持管理費で140万円、合わせまして9,350万円を確保しているとのことでございました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、7番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして7番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

私で本議会11名の議員諸氏が一般質問をいたしました。最後の一人、私が行います。皆さんもお疲れでしょうから、昨日の赤木貴尚議員の質問みたいに、私もなるべく答弁を求めない形で政策提言をしたいと考えております。

なぜかといいますと、有人国境離島が抱える社会問題点ということでありまして、一朝一夕に解決できる問題ではございません。ですから、一步踏み出しましょうということで、白川市長にボールを投げてみたい、そのような気持ちで一般質問をいたします。

一般質問とは何なのかということを改めて考えてみました。行政全般にわたり、議員主導による政策議論であるというふうなことが広辞苑に書いてあります。私もその趣旨に沿って、ならば今申し上げましたように政策提言をしていいんだなという思いがございますので、早速質問にかかりたいと思います。

今、地方を取り巻く状況はどこも同様ではございますが、高齢化の波、少子高齢化により生産年齢の人口減により離島並びにその過疎地域の土地が非常に荒廃をいたしております。農地は荒廃田がふえ、そして一般の宅地は空き家になり、閑散たる状況にございます。

そしてまた、壱岐市においても同様に過疎化が進んでおります。まず農地の状況におきましては、29年度農業委員会からの農地の現在の耕地面積並びに遊休地のデータをいただいております。

壱岐市では、耕地面積いわゆる農地の面積が3,966ヘクタールございます。そのうち耕作されておる土地が3,404ヘクタール、2号遊休地といいまして耕作しておる土地よりか1年ぐらい放棄しておったためにいわゆる荒れている土地、これ2号と申します。そして1年以上耕作しておらず、今後も耕作見込みがない2号遊休地というのがございます。

これが、2号遊休地で190ヘクタール、1号遊休地で226ヘクタール、そして極端にもう荒れてるB分類荒廃地といいまして、これが約146ヘクタールございます。これは、平成29年度のデータでございます。後ほど農林部長さんのほうから報告があろうかと思いますが、極端に改善されておることはないだろうと思いますが、壱岐市にはこれぐらいの土地がございます。

そしてかつ、やはり経済が停滞し、そして生産年齢人口が減少する、そしてまた農業離れが加速をいたしますと、そして経済も困窮をしておる中で固定資産税の算定根拠であります基準財政需要額が年々減額をしていくということ予測をされます。

それで、この結果も税務課のほうに問い合わせしてみました。壱岐市の現在土地の課税標準額がどれくらいあるのかと。これ当然公共用地はかかりませんので、それをのけた課税標準額、固定資産税をかけるもととなるものであります。これが151億9,696万1,000円、ならばこれがいわゆる実勢価格というのは約、これに30%を乗じた金額ぐらいになろうかと思います。

それを計算しましたら217億円、約壱岐の民間の財産資産というのは217億円ぐらいなんだということが大体つかめました。正式な数値ではございません。おおよその基準とする価格であろうかと私は認識をいたしております。

そうした中、やはり後継者が島内にいないと、将来在住する見込みがないため、宅地、雑種地、山林、原野、農地等の不動産を売却を希望される方が多数存在する実情にございます。

今回で3回目の私の質問になろうかと思いますが、市内の土地を外国人または外国法人に売却された物件を市として把握をされておるかどうか、まずこの点をお尋ねいたします。

そして、その実態を把握するためにどのような措置を講じて把握されようとしておるのか、この点についてもお尋ねいたします。

次に、以前も一般質問において対馬市の事例を取り上げ、韓国人、韓国法人、中国の資本による巧みな土地取引の現状について、若干述べさせていただきました。その折の市長部局の市の見解は、国の政策にゆだねる旨の答弁をなさっておりました。

そこでお尋ねいたします。その後関係機関に何らかのアクションを起こされたか否かの見解を求めます。

次に、私は有人国境離島新法は経済発展のためには大変貢献をしておる、助かっておるということは歪みません。しかしその反面、いわゆる経済対策と同様に有人国境離島の置かれている立場をもっと加味して、有人国境離島の土地取引に関する厳格な法がございません。現在あるのは外国人土地法のみであります。

この法律が施行されたのは、制定日から申し上げます。大正14年3月31日であります。施行されたのが4月1日であります。大正といいましたら、日本においては明治憲法、すなわち大

日本帝国憲法でございました。

その一条の条文にはこのように書いておられます。臣民、勅命とかいう用語が出てきます。こういうのは今の、現下の日本国憲法には私は尊重されないと考えております。ですから、当時は法務省の関係の法律として施行をされております。非常にこのように古い法律のもとに今日まできております。私は、早急に是正されるべきであろうというふうに考えております。

そして次に、対馬の竹敷地区、いわゆる海上自衛隊対馬防備隊本部の周辺は韓国資本によって土地を買収されております。また、その買収した比田勝から厳原までの土地、点点点とございませう。その土地を中国の共産党政権により土地取得がなされております。いわゆる私はこれを武器を持たない水面下の戦争であると比喻しております。

壱岐市にもこうした韓国の法人、統一協会から買われた土地があるやに思います。ほかにもあるやに考えます。行政はこの件に関して把握をされておるのかお尋ねをいたします。

市長、私お隣の対馬であり壱岐であり、対岸の火事として捉えることは愚かな妄想であるというふうに考えております。そしてまた、有人国境離島自治体が大同団結して外国人土地法の厳格化について働きかけていただきたい。

申しますならば、防人の地であり要衝の地であります。有人国境離島が果たすべき国土保全の観点、そして領海、排他的経済水域等々に非常に影響を及ぼします。いわゆる領海の基線になります。市長も過去に離島振興協議会の会長をされ、本有人国境離島新法制定に多大な御尽力をいただいたことは私も承知をいたしております。そうしたことで、市長がイニシアチブをとって国に働きかける用意はないのか。

以上、申し述べました件に関して理事者の答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、音嶋議員の耕作放棄地の現状と、その対策についての質問にお答えをさせていただきます。

なお、部局は違いますが農業委員会の取り組みにつきましても含めて答弁をさせていただきますと思います。

耕作放棄地の現状とその対策についての見解をとということでございますが、農業委員会において毎年全農地について現地調査を行っております。調査内容としましては、1年以上にわたり作付が行われておらず、今後も農地の維持管理、草刈りとか耕起とか農作物の栽培が行なわれる見込みがない農地、先ほど言われましたこれは1号遊休といったところになります。

それから、農地が森林の状態になっており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用するこ

とができないと見込まれる農地等、先ほどおっしゃいましたB分類荒廃というような言い方をしているんですけども、それをそのような区分をいたしましていわゆる耕作放棄地と捉えられる農地が平成30年末で約366ヘクタールと、農地全体の約9.2%に当たるところでございまして、近年耕作放棄地が増加している状況となっております。しかしながら、ここ一、二年は耕作放棄地についての面積は特に変わってはおりません。

現在行っております対策につきましては、平成26年度から農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めるため、都道府県ごとに農地中間管理機構が設立をされておきまして、高齢等により耕作することが困難な場合には農業規模を拡大したい農業法人等に、農地中間管理機構を通じての契約を行っております。

平成30年度の契約面積は約111ヘクタールとなっており、一方農地流動化事業の契約面積は約40ヘクタールとなっておりまして、担い手への農地集積に取り組んでおります。また、平成30年度に農地として復元を図るため、国県の耕作放棄地解消事業の活用などによりまして27.9ヘクタールの解消が図られております。

今後は、耕作放棄地の解消には担い手の育成と受け手に対する積極的な働きかけや、受け手のニーズに対応した農地の条件整備、園芸等産地拡大と絡めた施策などの取り組みを推進していきたいと考えております。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、音嶋議員の特定有人国境離島地域の社会問題についての第2点目から4点目までを私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、土地の課税標準額でございますけれども、御存じのように賦課期日が1月1日でございますからあえて平成31年度と申し上げたいと思います。平成31年度の課税標準額につきましては、先ほど音嶋議員御指摘のように151億9,696万円でございます。

地目別に申し上げますと、田18億6,807万円、畑4億8,062万円、宅地90億4,345万円、鉱泉地、温泉の泉源でございますけれども315万円、池沼560万円、山林10億5,078万円、牧場433万円、原野1億5,180万円、ゴルフ場用地5,712万円、雑種地25億3,200万円となっておりますところでございます。合計は先ほど申しました151億9,696万円でございます。

次に、市内の土地を外国人、外国法人に売却された物件を把握している事例があるかどうかということでございますけれども、有人国境離島法におきまして、国は国家安全保障にかかわる重要な問題との認識のもと、当該地域防衛施設周辺等における土地所有の状況を把握に努めるとさ

れております。しかしながら、地方自治体では外国人や外国法人の土地、不動産の売買に関し調査できる根拠法令がないために把握する動きにも至っておりません。

そのような現状にあって、実態を把握するためのとるべき措置についてとの御質問でございますけれども、外国人の土地、不動産の取得につきましては、先ほど申されました外国人土地法による自由に取り引きができるよう定められております。

ただし、同法第4条では国防上必要な地区においては政令によって外国人、外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をつくることができるとされております。政令、これは御存じのように法律に基づきまして内閣府が制定する法令、これが政令でございます。しかし、この法令がまだ制定されたことはございません。

ちなみに壱岐における国防上必要な地区とあえて申し上げますならば、私は防衛施設がございます若宮島と思われましても、若宮島におきましては全ての土地が国及び市の土地の所有となっております。参考までに、隣の名島島の一部には個人所有の土地がございます。

そうした中で、地方自治体として考えられる措置の一つとして条例の制定があるかと思えますけれども、条例制定には、後ほど申し上げますけれども国の法律等上位法に違反しないものであることとなっておりまして、上位法との整合性に十分注意が必要でもあります。

さらに、個人所有の土地、不動産の売買を制約することは財産権を規制することにもつながるということも考えられます。したがって、現時点で法律の範囲を超えて条例による規制を行うことは厳しいと考えております。

次に、前回答弁の後の関係機関に何らかのアクションを起こしたのかとの御質問でございます。

平成29年4月の有人国境離島法の制度開始以降、定期的に関係市町で会議を持っておりまして、保全に関する事項についても情報共有を行っております。国の動向につきましては、県より関係省庁へ問い合わせを行い、その結果についても情報共有をいただいております。

先ほど音嶋議員おっしゃいましたように、対馬での防衛施設の近くのリゾートホテル、あるいは最近では五島市三井楽町でも広い面積の土地をネット上で売り出すということも起こっていると認識をしておるところでございます。

ちなみに、防衛省関係で平成25年以降自衛隊施設等に隣接する土地の調査が実施され、平成29年度末で一巡目の調査が終了しておりまして、現在二巡目の調査が行われているとお聞きをいたしております。

また内閣府関係では、有人国境離島について領海基線近傍の土地を対象に情報の収集をされてあると伺っております。御存じのように、壱岐におきましてはこの領海基線は辰ノ島の北方にあります平瀬が領海基線となっておるわけでございますけれども、その近くには土地はないということは思っておりますけれども、国のほうではそれを調査されておることとでございます。

また、有人国境離島法の目的といたしましては、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域の保全に寄与するものとされておりまして、有人国境離島法は、議員御指摘の国土を死守し国益を守るという直接のものではないかと存じます。

あえて申し上げますが、保全とは行政機関を設置したり国防上重要な土地を買い取ったり港湾の整備をしたりするということでございますし、地域社会の維持とは無人化を防ぐためのさまざまな方策だと認識をしておるところでございます。

しかしながら、結果として国益を守ることは申し上げるまでもございません。音嶋議員が言われるように国土を死守し国益を守るということに関しましては、外国人土地法で外国人や外国法人の土地、不動産の取得について制限がないために、安全保障上十分とは言えないと考えておるところでございます。

御質問の３点目、武器を持たない戦争いわゆる外国人、外国資本による土地買収については、対馬市では韓国資本、北海道では中国資本などによって不透明な不動産買収が進んでいることは非常に重要な問題であると認識しております。

先ほど申しました五島の問題でもそうでございます。特に過疎化や人口減少が著しい地方や離島にこの傾向があることから、当然対岸の火事であるというような考えは全くございません。

政府は本年６月に所有者不明土地問題の関係閣僚会議を開き、その中で所有者不明の土地問題や外国資本が土地を買い占めている問題などを解決するため、土地所有者の所在地を的確に把握できる仕組みづくりと対策を進めると発表されております。今後、国や県など関係機関でしっかり情報共有を図り、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

これまでお答えいたしましたように、外国人土地取得については非常に重要な問題であると認識いたしております。音嶋議員の島を思う気持ち、国を思う気持ち、同感でございます。

ここで申し上げておきたいのは、平成２９年６月６日に内閣委員会で和田正宗委員、参議院でございますけれども質問をされております。外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をつけることができるとなっておりますけれども、これまで制限をつける政令が制定されたことはございません。これなぜ政令を発出しないのかという質問をされております。

これに対しまして、法務省大臣官房統括審議官の金子修氏が、外国人土地法は制限の対象となる権利、それから制限の対応につきまして政令に包括的白紙的に委任しておりまして、この点で憲法上の問題が生じる可能性があることから、同法に基づく政令を制定することにより外国人または外国法人による土地取得を規制することは極めて難しいと内閣委員会で答弁をされております。

このような状況にございまして、私は音嶋議員がおっしゃる国境離島の仲間たちで大同団結し

てこれらの法律を改正しようということを言うべきだということでございます。

しかし、ただいま申し上げましたように国、法務省の統括審議官の答弁でございますから法制審議官の見解に近いものであると思っておるところでございます。大変全く御期待に沿えない答弁でございますけれども非常に難しいと。先ほどボールを投げられました。投げ返すことはできませんが、しっかりと受けとめておきたいと思ってる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 部長並びに市長から切実な答弁がございました。私は、この問題は一朝一夕にできない問題であるということは冒頭申し上げております。そして、今現在外国人の取引に関するいわゆる法律というのは外国人土地法以外にはございません。

先ほど申し述べましたが、大正14年にできたものであります。勅命というものは誰が発したんですかその当時。申し上げません。その当時の国家元首とは誰なんですか。これ非常に議論が分かれております。ですから、新しい法律にここは変える必要があろう。現在は日本国憲法の中で生きております。そのことを非常に申し上げたい。

そして私は、外国人の土地取引に関する蔵書を5冊ぐらい読みあさりしました。その中で、外国人の土地取得に規制はない、こういうふうなタイトルで書いておられます。

一例を申し上げます。東日本大震災のときに、新潟県の市の体育館に中国人の皆さんが全部1つの施設に入られていたそうであります。その、名前は申し上げません、市議会議員さんが取材に行ったらシャットアウトされた。なぜかといったら治外法権と言われたそうであります。壱岐市の体育館の中にそうした在留邦人、いわゆる外国人が入った場合に入ったら治外法権というそうですよ。ちょっと信じられませんね。こういうことが起こり得るということを市民の皆さんにも知ってほしいんです。

そして、なぜ土地の売買がわからないかと言いましたですね、日本は土地取引のいわゆる登記を義務づけておりません。表題部に関して、表題部というのはいわゆる面積、その字、地番、住所、形状とか地目とかそういうのは届け出る必要があります。

しかし、権利部というのもございます。その人が誰なのか、そして抵当権が設定されておるか、そういうのは登記する必要はございません。今民法の中で177条に不動産登記に関する土地取引の要綱のみであります。

ですから、外国人が買ったって皆さんたち行政もわかるわけがないんですよ、わかるでしょう。登記する義務がないんです。ですから、私はこうした重大な案件に関して一市町村、一自治体が声を上げねばならないような法体系にすること自体本当にいかなものかと、苦言を呈したい。これは音嶋正吾は苦言を呈したい。なぜかと言いましたら、市長もこんこんと申し述べられまし

た。領土保全、そして海洋の排他的経済区域を主張できる基線であるわけですね。

そしてまたこの今東北アジア、いわゆる八重山諸島、それから行きまして五島列島、そして沖ノ島、そして佐渡、そして利尻島、そして礼文島、これは中国大陆との最前線であります。こうした土地が仮に買われた場合はどうなりますか。ぽつんぽつんぽつんと点で買われたとしますね。それはずっと最終的に線になります。それが、線が無数にふえれば面になります。こうしたら大変なことになるなど。

今の経済環境の中で、もう土地は売りたいと正直言われる方多いです。荒らすよりも売った方がいいと。非常に苦渋の選択であろうと皆さん方言われます。そうでしょう、子供さんは島外に出てUターンしないと。そしたらまた向こうに居住を構えるその子供さんが。

私はそういう皆さん方と数名おつき合いをしておりますが、本当にかわいそうです。この前申し上げましたが、独居老人の方が1,972名ほどいらっしゃいますね65歳以上の、壱岐市には。これは昨年の11月現在の統計でありますので、その後変わったかもしれません。

しかし、この人口減少に伴い限界集落化が忍び寄っております。それを阻止するのが我々の使命であります。対馬市の市長を初め県会議員さん、うちの出身の山本県議もお座りでした。昨日県庁に陳情に行っておられました。

どういう陳情かと申しますと、日韓関係の冷え込みで6月までは月に3万人、そこまでは順調よく昨年度より18万人ふえていた。それが7、8月になったら8割減になったと。ですから、やはり対馬市の置かれた立場はわからないんじゃないんですね。

正直対馬市は、福岡市とどれくらい離れとるかなと思いましたが、113キロあるんですね厳原から博多まで。比田勝から博多までは147キロ、そしたら壱岐と博多これは76キロですか。ですからこういう比田勝と釜山は49.5キロです。ですから、経済的にもインバウンドに頼るほかない。そしたら、やはり隣国である韓国の皆さんが対馬を訪れる、そして今非常に厳しい経済環境に置かれておられます。

ですから、私は何が言いたいかといいましたら、今のうちに法整備をなさいと、冷却期間に。知事はこのように述べられておりました。壱岐にも当てはまることであろうと思います。一国だけに頼る経済対策を是正すべきであると、そう言われますけども、私もそれは十分認識をします。

しかし対馬の置かれてる状態、そして壱岐も同じなんですよ、陸続きならともかくそうしたことをやはり実直に有人国境離島の首長さんたちが一致団結して国に働きかけ、きちっとした法制化と土地取引の法制化をつくっていただけないだろうか、私はリーダーシップをとって有人国境離島新法を制定された尽力者であるその人は誰なんですか。今現在うちの市長ではございませんか。

私はそうしたことをやはり将来、これがSDGsなんですよ、違いますか。将来に向けての開

発目標じゃないですか。壱岐が一番でしょう。IT企業を誘致することも大変でしょう。しかし今、何を言いたいかと、壱岐らしさの醸成こそが私は将来への開発目標であると位置づけております。

何か変な政策論争みたいになっておりますが、私はそう思いますよ。それが本当の壱岐のいやしの島づくりじゃないかと。町田議員が言われてましたよ、インバウンド、Iターンの住宅をあれしてもここにいる人間が主じゃないかと、私もそう思います。意見食い違うことありますが、私もこの件では一致します。ここに住む人を大事にして、近きもの喜ばば遠きから来たらんという言葉があります。ぜひそういうふうにしていきたい。

土地のいろいろる言われましたけど、土地をびた一文所有を認めてない国申し上げます。一番爆買いをしておるところです。中国。いいですか、日本の土地の全部、麻布にある中国大使館から8カ所の領事館全部日本の土地を買ってるんですよ。ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、イスラエル、インド、ナイジェリア等が全く土地を外国人に持たせない、そして規制をかける。規制をかけていわゆる許可、審査をした後許可するところがインド、いいですか、次にまた韓国ですよ、日本の土地を買う韓国、シンガポール、マレーシア、バングラディッシュ、パキスタン、サウジアラビア、トルコ、ケニア、こういう国がございます。日本は入ってません。

アメリカの大使館は、こういう同盟国でありながら賃貸なんですよ賃貸。日本の大使館が。中国の大使館、これは前も申し上げました。一応皆さんに知ってほしいんですこの現実を、どうなのかということ。だから回答を述べないと、要らないと言ってるんです。

中国は3,330平米、東京港区の元麻布ここに所有しております。大阪総領事館、これ大阪ですね364坪所有です。そして福岡総領事館151坪、これも所有です。全部です。所有じゃないのが名古屋の総領事館ですね、そして今問題にされておる新潟の総領事館を建てかえると言って莫大な土地を買おうとしております。政権でどうなるかわかりませんが、非常に憂慮される。

こういうふうに武器を持たない戦争が忍び寄っておるということを、市民の皆さんにも知ってほしいと思うんです。私個人で申し上げます。郷ノ浦の町が仮にそういう事態になったらどうなるんですか。今の法律では規制できません。

そこら辺を今後、回答は要りませんね市長。昨日熟慮されると市山議員の質問で答えられましたが、私はこういうことのためにSDGsの推進のためも含めて熟慮していただきたいと思います。

ですから、壱岐市民の皆さんに申し上げたいのは、売れば簡単ではあると思いますがどうか外国人にだけは土地を売ってほしくない。土地売買は自由であります。政府はGATに抵触すると申します。そしたらどうするんですか、こういう力がない離島の人間は誰が守るんですか。私

はそういうことを強く訴え、白川市長のリーダーシップを期待して今回の一般質問を終わりたいと思いますがもし、一人しゃべりましたんで市長から何か最後に答弁がございましたらよろしく願いをいたし、一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月17日は各常任委員会、9月18日は予算特別委員会、9月19日、20日は決算特別委員会を、いずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は9月25日水曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時24分散会

令和元年 壱岐市議会定例会 9 月 会 議 会 議 録 (第 6 日)

議事日程 (第 6 号)

令和元年 9 月 25 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	議案第 13 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第 14 号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 15 号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 16 号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第 17 号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 18 号	気候非常事態宣言について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 19 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算 (第 3 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第 20 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第 21 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 10	議案第 22 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 11	議案第 23 号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 12	議案第 24 号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 13	認定第 1 号	平成 30 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第 14	認定第 2 号	平成 30 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第 15	認定第 3 号	平成 30 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第 16	認定第 4 号	平成 30 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第 17	認定第 5 号	平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第18	認定第6号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第19	認定第7号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第8号	平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	要望第1号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第22	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・了承
日程第23	議案第25号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更について	建設部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第24	議員派遣の件		原案のとおり 決定
追加日程第1	議案第26号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	財政課長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員（15名）

1 番	山川 忠久君	2 番	山内 豊君
3 番	植村 圭司君	4 番	清水 修君
5 番	土谷 勇二君	6 番	久保田恒憲君
7 番	音嶋 正吾君	9 番	小金丸益明君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	赤木 貴尚君
16番	豊坂 敏文君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。竜崎新聞社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承をお願いします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案2件を受理しております。

日程第1. 議案第13号～日程第21. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第21、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望まで、21件を一括議題とします。

本件について、各委員会へ審査を付託しておりますので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。鶴瀬和博総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 委員会審査報告。

竜崎市議会議長、豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長、鶴瀬和博。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で、報告をいたします。

議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第14号壱岐市印鑑条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市税条例等の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号気候非常事態宣言について、原案可決。

議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第21号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第3号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会意見。

議案第17号気候非常事態宣言について。

2050年までに、地域再生可能エネルギーに完全移行するとしているが、91%を九州電力の内燃力、残りを風力発電、太陽光発電という現状にあって、完全移行とする根拠、方策が極めて不透明であり、目標達成が非常に危惧される。

しかしながら、地球温暖化が及ぼす環境破壊は全世界が共有すべき最重要課題として取り組まなければならない。よって、小さな自治体の大きな目標とせず次世代への環境教育を含め市民、企業への啓発周知を徹底し、社会全体で取り組めるよう実効性のある政策の遂行に努められたい。

委員会審査報告書。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長、鵜瀬和博。

本委員会に付託された要望等は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置のとおり報告をいたします。

要望第1号、令和元年9月10日。

地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望。

審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。

措置は、なし。

委員会意見として、地球温暖化防止に向けた取り組みの重要性は、本委員会においても十分認識している。市庁舎屋上への太陽光発電要望については、現在、庁舎耐震改修基本計画に基づく耐震改修等工事を進めており、各市庁舎における太陽光発電設備に係る費用対効果や屋上の強度など考慮すると平成28年12月16日付、同じ趣旨の要望について回答したとおり状況は変化していないため不採択とする。

なお、本定例会において提案された気候非常事態宣言の中で、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにし、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーに完全移行できるよう脱炭素化の実現に向けたさまざまな取り組みを今後、後押ししていく必要がある。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。土谷勇二産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 委員会審査報告をいたします。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長、土谷勇二。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定をしたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第17号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決。

議案第22号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第23号令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第5号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

委員会意見。

認定第7号平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について。

農業機械銀行のオペレーター業務において、農家からの依頼に対し、やむを得ず断る場合や対応のおくれが生じる場合が見受けられる。また、繁忙期には時間外勤務が生じるなど、オペレーターの負担増になっている。

このような状況の改善を図るため、オペレーターの増員とその処遇を含めた運営体制について今後、検討すること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。山内豊予算特別委員長。

〔予算特別委員長（山内 豊君） 登壇〕

○予算特別委員長（山内 豊君） 壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長、山内豊。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第19号、件名、令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）。

審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（山内 豊君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。山川忠久決算特別委員長。

〔決算特別委員長（山川 忠久君） 登壇〕

○決算特別委員長（山川 忠久君） 委員会の審査報告をいたします。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

決算特別委員会委員長、山川忠久。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定。

委員会意見。

未収金については積極的な徴収対策を講じるとともに、予算の執行に当たっては職員の配置などに考慮しつつ、情報発信に努め、各事業の効果が最大限となるよう適正化を図られたい。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（山川 忠久君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第18号気候非常事態宣言についてまでの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号から、議案第18号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第18号気候非常事態宣言についてまでの6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）から、議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号から、議案第24号までの6件を一括採決します。この採決は、起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）から、議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号から、認定第8号までの8件を一括採決します。この採決は、起立によって行います。各決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8件は、原案のとおり全て認定することに決定しました。

次に、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は、不採択です。要望第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に

太陽光発電設置についての要望は、不採択とすることに決定しました。

日程第２２．諮問第１号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第２２、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第１号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

本件につきましては、石田町筒城東触の人権擁護委員、福田容子氏が、令和元年１２月３１日をもって任期満了となりますので、後任として、石田町石田東触の安川哲子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。

なお、候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第１号については、会議規則第３７条の第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第１号を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これを了承することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について

は、了承することに決定しました。

日程第 23. 議案第 25 号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 23、議案第 25 号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、建設部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第 25 号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更について御説明いたします。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約を、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】。
- 2、契約の方法、随意契約。当初は、制限つき一般競争入札。
- 3、変更後契約金額、2 億 1,413 万 4,840 円。現契約金額、2 億 250 万円でございますので、今回 1,163 万 4,840 円の増額であります。
- 4、契約の相手方、壱岐市勝本町本宮仲触 199 番地、株式会社倉元建設壱岐支店、支店長橋本裕樹。

提案理由でございますが、耐震改修工事、建築工事において、内外装工事の追加等により所要の契約変更を行うものでございます。

次のページをお開き願います。参考資料といたしまして、各階の追加及び変更箇所を示しております。主な追加変更は、外壁面において、タイル及びモルタル浮き部等の改修、耐震補強接合部の補強、内装改修、舗装改修等の追加をしております。

なお、本工事は工事着手後に耐震性能の再検証を要し、それに伴う追加工事が生じたため、不測の日数を要したことと、市役所芦辺庁舎の執務しながらの改修工事のため、一部の工事を閉庁時に行うなど、安全及び環境衛生上、作業の制限があり、工期の終期を 3 カ月ほど延ばしまして、令和元年 11 月 29 日までとしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号について、会議規則第37条の第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第25号老岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第24．議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、議員派遣の件を議題とします。会議規則第167条の規定により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

ここで、議案配付のため、しばらく休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開します。

追加日程第1．議案第26号

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま市長より議案第26号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程第1、議案第26号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第26号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億3,500万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

事項別明細書により、内容を御説明いたします。

今回の補正は、8月末の集中豪雨により発生しました災害復旧事業費について補正を行うものでございます。

まず、歳入について説明いたします。8から9ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、特別交付税で1,830万円を増額いたしております。

次に、12款1項1目農林水産業費分担金、林業費分担金は、今回発生しました住居背後地の林地災害につきまして、事業費に対する受益者負担金として45万円を計上しております。

次に、１５款２項４目農林水産業費県補助金、林業費補助金は、林地災害に係る復旧事業費に対し、補助率５０％の２２５万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。事業内容につきましては、別紙資料４の令和元年度９月追加補正予算（案）概要で説明いたします。

２から３ページをお開き願います。

５款２項２目自然災害防止事業につきましては、県単独の補助を受けて実施する林地災害の復旧工事費として４５０万円を計上しております。

次に、１０款１項１目農地及び農業用施設災害復旧事業につきましては、国の災害査定に向けての現地測量及び設計業務委託費等について、既予算計上額に１，６５０万円を増額しております。

以上で、議案第２６号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第４号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２６号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第２６号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

○議長（豊坂 敏文君） 以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

９月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要する

ものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（豊坂 敏文君） ここで、白川市長より発言の申し出がありますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、9月5日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、日曜日から月曜日にかけて壱岐島を直撃する形で通過した台風17号により、対馬を初め、九州、中国地方を中心に豪雨となった地域もありましたが、本市におきましては、建物や農業施設の被害、倒木等があったものの、比較的軽微な被害にとどまっております。

一方、9月8日から9日にかけて関東に上陸した台風15号は、千葉県において家屋建物の被害、通信網の途絶や大規模停電等、過去に類を見ない被害をもたらし、今もなお住民の方々の生活に多大な影響を与えております。

このような災害は、私たちに新たな警鐘を鳴らしていると考えているところであり、今回の15号のように猛烈な台風も地球温暖化が原因であることは想像にかたくありません。

23日に開幕した国連気候行動サミットでは、未来のための金曜日といわれる若者が学校を休んで地球温暖化対策を訴える活動の火つけ役となったグレタ・トゥーンベリさん16歳が演説し、当初欠席と見られていたトランプ大統領が突然出席するというハプニングもございました。

このような中、本9月会議において御審議いただいた気候非常事態宣言や、再生可能エネルギーの導入促進、また電力通信網等の弱点を克服するための国土強靱化への取り組み等、今後もSDGs未来都市として各種事業を着実に進めてまいります。

次に、本市におきましては、長崎県と慶應義塾大学との間で締結されております地域振興に関する連携協力協定の趣旨に基づき、慶應義塾大学SFC、これSFCっていうのは湘南藤沢キャンパスでございますけれども、慶應義塾大学SFC研究所と、地域創生に関する研究開発の連携協力協定を近く締結することといたしました。

本連携協定事業は、本市における地域創生プロジェクトの研究開発と高度な人材育成を行うことを目的としており、その拠点として本市に、仮称でございますけれども、壱岐未来都市研究所を設置することで協議を進めております。近日中に慶應義塾大学SFC研究所所長でいらっしゃいます玉村雅敏教授との連携協定に関する締結式をとり行う予定であります。

また、行政報告で申し上げましたとおり、まちづくり協議会設立に向けた取り組みが進んでおりますが、本市で第1号となる三島まちづくり協議会が、来る10月1日に設立の運びとなりました。これまで設立に向けて御尽力いただきました役員の皆様、そして地域担当職員に心からねぎらいを申し上げますとともに、地域住民皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

今後とも、三島地域住民皆様が安全で安心して暮らしていける持続可能な地域社会の実現、あわせて、市内の地域コミュニティーを先導する先進地区として事業を展開され、日本一の二次離島を目指して大きな成果を上げていただくことを期待しているところであります。

早いもので9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われますので、市民の皆様、議員の皆様におかれましては、体調管理に十分御留意され、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護

議 員 派 遣 に つ い て

令和元年9月25日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 国境離島活性化推進特別委員会行政調査

- (1) 目 的 ①国境離島新法を活用した事業等について
②外国人による土地買収の現状及び対策について
- (2) 派遣場所 長崎県対馬市
- (3) 期 間 令和元年10月21日～22日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 赤木 貴尚、市山 繁、土谷 勇二
音嶋 正吾、小金丸益明、鵜瀬 和博
牧永 護

2. 産業建設常任委員会行政調査

- (1) 目 的 漁業振興について
- (2) 派遣場所 長崎県五島市
- (3) 期 間 令和元年11月11日～13日（2泊3日）
- (4) 派遣議員 土谷 勇二、牧永 護、山川 忠久
清水 修、音嶋 正吾、町田 正一
中田 恭一